

第八十七回
国会

参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

三月二十日

辞任

三治 重信君

補欠選任

柳澤 鍊造君

三月二十二日

辞任

田原 武雄君

補欠選任

増岡 康治君

出席者は左のとおり。

委員長

久次米健太郎君

理事

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

栗原 俊夫君

相沢 武彦君

委員

岩上 二郎君

片山 正英君

北 修二君

小林 国司君

野呂田芳成君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

増岡 康治君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

国務大臣

農林水産大臣

河田 賢治君

下田 京子君

柳澤 鍊造君

喜屋武眞榮君

政府委員

農林水産政務次官

宮田 輝君

松本 作衛君

農林水産大臣官房技術審議官

松山 良三君

農林水産省農蚕園芸局長

二瓶 博君

農林水産技術会議事務局長

堀川 春彦君

水産庁長官

森 整治君

通商産業政務次官

中西 一郎君

通商産業省基礎産業局長

大永 勇作君

事務局側

常任委員会専門員

竹中 譲君

説明員

公正取引委員会事務局経済部調整課長

樋口 嘉重君

厚生省環境衛生局水道環境部計画課長

三井 速雄君

通商産業省機械情報産業局通商課長

鈴木 健君

運輸省港務局計画課長

小池 力君

参考人

全国農業協同組合連合会常務理事

田中 隆君

日本硫酸工業協会会長

水野 一夫君

日本化成肥料協会会長

池田 保彦君

日本化学エネルギー労働組合協議会事務局長

久村 晋君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○沿岸漁業改善資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

一昨二十日、三治重信君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君が選任されました。

○委員長(久次米健太郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、本日、全国農業協同組合連合会常務理事 田中隆君、日本硫酸工業協会会長 水野一夫君、日本化成肥料協会会長 池田保彦君、日本化学エネルギー労働組合協議会事務局長 久村晋君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久次米健太郎君) 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人としてただいま決定いたしました四人の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましたことありがとうございます。

本日は、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する諸問題につきまして、それぞれ御専門の立場からの忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の審査の参考にさせていただきます。

それでは、これより御意見を述べていただきます。

まず、議論の進め方といたしましては、最初にお一人約十分間程度意見を述べさせていただきます。引き続き委員の質疑にお答えいただきます。

それでは、田中参考人からお願いたします。

○参考人(田中隆君) 私、全国農業協同組合連合会の常務理事の田中でございます。ただいまから肥料価格安定等臨時措置法の延長に関する私たちの意見を申し上げさせていただきます。

まず、結論を先に申し上げます。

われわれとしては、系統各機関ともいろいろ検討してまいりましたわけでございます。また、全農の理事会においてもこれを検討して、結論は、現在の肥料価格安定等臨時措置法は延長していただくべきであるというふうに考えておるわけでございます。

御存じのように、この法律は過去十九年、いろいろな環境の中でわれわれとしましてはその機能

を十分果たしてきておるし、またそういう面でのこの法律を高く評価いたしておるわけでございす。つい最近の御存じのような石油ショックのときにおきましても、世界的に肥料の需給が逼迫した中で、内需優先ということにおきまして非常に大きな効果を発揮いたしたと考えておりますし、また、現在、資源の面におきましてもいろいろなむずかしい問題が発生いたしつつあるわけでございまして、ナフサあるいは硫酸、カリ等の肥料原料につきましても非常にむずかしい見通しの状況の中にありまして、われわれとしては、今後ともこの肥料の内需の優先という意味において、非常にこの法律が必要であるというふうに判断をいたしております。

また、価格あるいは流通の安定の点につきましても、御存じのように、肥料は年間約八百万トンという大量の貨物を輸送しなければならぬわけでございまして、また消費がどうしても季節的になりがちでございまして、これを年間、計画的に安定的に輸送、供給するということ、そういうことが非常に大きな課題とされているわけでございす。この安定法のもとにおいて全国統一価格の体系をつくり、これが非常に貨物の計画輸送あるいは流通の安定、秩序ある流通という面において大きな機能を果たしていると考えておるわけでございまして、今後ともそういう機能が大きく期待されるわけでございす。

すでに先生方御存じのとおり、日本の農業はかつてない厳しい環境の中にあるわけでございす。農産物の米を初めとし、野菜あるいは果樹あるいは酪農製品というようなものが需給アンバランスのためにきわめて価格が低迷しておるわけでございまして、こういう状況は当面やはり続くというふうな判断をいたしておるわけでございまして、われわれとしては、米を初めいわゆる生産調整といいますが、作付転換といいますが、そういう厳しい環境の中でいまだ有効な転換対策を進めていこうとしているわけでございす。また、海外農産物の面から見ますと、オレンジあるいは牛肉

というふうなものに対する輸入の圧力というものが、かつてないほど厳しいという状況にあることは御存じのとおりでございす。こういう環境の中にありまして、私たち農協としましては、いわゆる農業の生産費の合理化といいますが、いわゆる農業生産資材に対する価格の低位安定あるいはそれらの安定的供給というものが従来以上に厳しく要求されるわけでございまして、われわれとしまして、そういう面で一層の努力をしていかなければならないというふうに考えているわけでございす。

なおまた、御存じのように、肥料業界はかつてない大きな構造改革を進めようとしているわけでございす。これはわれわれとしましては、いわゆる石油ショック以降の世界的な肥料の輸出構造の変化、あるいは日本の肥料工業のいわゆる体質的な問題からくる国際競争力のかなりや低く下してきているというところに、基本的な構造の問題があるように考えているわけでございす。したがって、設備休止を含む今回の構造改革の方向は、われわれとしてもぜひその方向で進めていきたいと思います。また同時に、その方向がやはり基本的には日本の肥料工業が国際競争で耐え得るような体質の方向に構造改革が進められることを期待しているわけでございす。

硫酸工業等につきましては非常に複雑な産業構造をしていてございすけれども、硫酸二次製品の価格の安いものが外国から入ってくるというふうな面で経営に影響を及ぼしている点もあるわけでございすけれども、私たちとしては基本的に、現在の肥料安定法の中においてわれわれと各肥料メーカーさんとの価格交渉の方式なり、あるいは取り決められた肥料価格の水準等が不当に経営を悪化しているというふうな判断はいたしておらないわけでございまして、そういう意味からいいますと、やはりわれわれとしては、構造改革の方向というのは、基本的には国際競争に耐え得るような体質に持っていくと、そういうところ

を一つの方向として考えて進んでいただければ非常にいいのではないかとというふうに判断をいたしておるわけでございす。

そういう厳しい農業あるいは肥料工業をめぐる環境にあるわけでございす。私たちがしましては、この際、肥料安定法の延長を要請すると同時に、その法の運用に当たりましては、今回のこの構造改革の方向がいよいよ国際競争の厳しい環境に耐え得るような方向で進められると同時に、いわゆる合理化の推進の中でそのメリットを農業者の方にも還元していただきたいという点を特に御要請をいたしたいわけでございす。

また、第二点としましては、合理化の推進の方向としまして、やはり現在ある高効率な生産設備への生産の集約を図ることによって、また同時に流通経費等も節約し、これは交錯輸送なり、やはり販売の過当競争等を秩序あるものにするることによって流通経費の削減を図る。これはメーカーさんだけでなく、われわれとしましてはもういふ点ではぜひ努力をしてまいりたいというふうに考えておるものでございす。そういうふうな面での配慮を賜りたいというふうに考えておるわけでございす。

以上、私の意見の開陳を終わります。
○委員長(久次米健太郎君) どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして水野参考人にお断いをいたします。

○参考人(水野一夫君) 私は、日本硫酸工業協会の会長をいたしております水野一夫でございます。

ただいま御審議中の肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、私も生産業者の立場から意見を申し述べさせていただきます。

私も本法の延長を要望しておるのでありますが、その理由といたしましては次のとおりでございます。

現行の肥料法は、農業と肥料工業の両方がともに

健全な発展を遂げるということを目的としているわけでございす。それを實現するための方法といたしまして、まず第一に、肥料の国内価格の安定を図るとともに、合理的な価格の決定方式を實施いたしますために、政府からの交付資料等に基づいて販売業者と生産業者が価格の取り決めを行うという制度が認められておることとございす。

次に、第二番目といたしましては、内需につきましては優先的かつ安定的な供給の確保をするよう、輸出の調整措置がとられているという点がございす。

そして第三番目には、日本硫酸輸出株式会社によりまして一元的な輸出体制をとっておることとございす。

以上申し上げました三点を柱としまして、本法は従来から肥料価格の安定、内需の優先確保等、所期の効果を上げておると評価いたしておるわけでございす。以下、これらの点につきまして若干の御説明を申し上げたいと存じます。

第一の価格安定に対する寄与という点についてでございますが、政府によって原価の調査がなされ、肥料の価格取り決めの交渉に際しましてこの原価調査の結果を交付していただきまして、原価を基準として生産業者と販売業者の間で価格を取り決めることになっております。したがって、輸出と取り決められる価格につきましては、輸出赤字とは完全に切り離されておりました。これまで現行肥料法が施行されてまいりました十五年の間、石油ショックのような突発事態は別といたしまして、国内価格の引き下げを実現するなど、当事者間で円滑な価格取り決めを行ってきたわけでございす。

第二番目の柱であります内需に対する優先供給という問題でございますが、本法に基づいて政府の方で肥料年度の始まり前に需給の見通しを策定されまして、それに沿って輸出の調整がなされるわけであります。それから、内需の優先確保ということに大きく貢献をいたしておると存ずるのでございす。

次に、第三といたしまして、日本硫安輸出株式会社の果たしております役割りという点でございますが、現在、世界における肥料の需要国というのは、いずれも政府もしくは政府機関に準じただけの一元的な買い付け機構を持っておりますし、また一方、輸出国におきましても輸入国と同じように一元的な輸出機構を持っております、これらに對処いたしてまいりますためには、一元的な輸出機構によりまして機動的に對応していくことがどうしても必要であると痛感をいたしておるのでございます。中国などの大量に買い付けを行う重点市場に對しまして直接輸出会社が商談に当たりますので、厳しい国際環境のもとにありながらも、合理的な輸出価格でやってこられたわけでありまして、その貢獻するところははなはば多大であると存ずるのでございます。

産資材であります尿素の原料であることはもちろんでございますが、アンモニアは同時にまた化学工業の重要な基礎原料でもあるのであります。私ども業界は、このような基幹物資を安定して供給するということ重要な使命を持つておるわけであります、これらの責任を果たすために、今後五年間にわたって構造改善を推進いたしまして、先ほども申し上げましたように、不況の克服と経営の安定を図ることがどうしても必要でございますし、また、この構造改善事業の推進の過程におきましても、常に安定的な供給を続けてまいることが求められておるわけでございまして、これらを円滑に進めてまいりますためには、少なくとも今後五年間は現行の法体制の存続が必要であると考えておるのでございます。

以上をもちまして私の所信表明を終わります
が、どうぞ何とぞよろしくお願いをいたします。

○委員長(久次米健太郎君) どうもありがとうございます。

それでは、続いて池田参考人にお願いたします。

○参考人(池田保彦君) 私は、日本化成肥料協会の会長をいたしております。

高度化成肥料を生産いたします業界の立場から、この肥料価格安定等臨時措置法の延長につきまして意見を申し上げたいと考えておるところでございます。

高度化成肥料が本法の特定肥料といたしまして
政令指定を見ましたのは、石油ショックの直後の
五十年のことでございますが、それから今日まで
の経過につきまして、翻って御説明申し上げたい
と思う次第でございます。

まず、取り決められました価格でございますが、最初は、石油危機の直後に原料でございます燐鉱石あるいはカリの価格が異常な暴騰をいたしました。約三倍に値上がりしたというふうな状況でございましたが、この中で、この高騰によりまして高度化成肥料の価格も相当大幅な上昇を余儀なくされたわけでございます。しかしながら、その後

は国際的な肥料価格も、いろんな情勢も落ちついてまいりました。これに従いまして燐鉱石またカリの価格も落ちつき、若干の低下をしてくるというふうなことになるまいまして、高度化成肥料価格の取り決め価格は五十一肥料年度から年々引き下げが行われてまいっております。また、特に昨年の秋には田相場が急上昇いたしましたので、このときはこの為替差益を還元いたすべく、肥料年度の途中ではございましたけれども、取り決め価格の引き下げをするということを実施してまいりました。以下は、肥料年度ごとの価格の引き下げの状況について、

次に、高度化成肥料の需給関係について申し上げますと、もともと高度化成肥料というものは輸出はきわめて少のうございまして、もっぱら国内需要に依存しておるといふような状況でございます。この内需につきましては、石油ショック、石油危機の直後におきましては大幅に一時的に増加

を見ましたものの、その後におきましては、かえって反動的に高度化成肥料の需要は石油危機以前の水準よりも大幅に低下するというような事態が続きました。最近やこれが回復を見ておりますが、その伸びは低く、内需は依然低迷が続けておるといふのが現状でございます。

このように、高度化成肥料は特定肥料に指定されました五十年以降も、価格面また需要面におきまして非常に厳しい局面に立たされてまいりました。わけでございますが、これらのことに加えて、さらにいわゆる高度化成肥料をつくり出すときの海外から中間原料とも言うべき燐安につきまして海外から輸入されるというふうな状況になりました。この量が逐次増大してくるというふうな状況に立ち至つてきたわけでございます。このような状況下

におきまして、湿式磷酸製造設備の稼働率が非常に低下してまいりまして、湿式磷酸製造業は構造的な不況、構造不況に陥るといふようなことに相なった次第でございます。

このような構造不況を克服し経営の安定を図りますために、構造改善対策といたしまして、昨年、五十三年五月の産業構造審議会におきまして次の

第一点は、湿式磷酸製造設備の能力の約二〇％ということを目標に余剰設備の処理を行う、これによりまして業界の体質強化を図るということが第一点でございます。第二点といたしましては、今後の生産体制といたしまして銘柄の集約化、またメーカー間の機能の分担の明確化、さらに流通体制の合理化等を図るというような二点が指摘されておるわけでございます。

湿式磷酸業界といたしましては、この指摘、この報告に沿ひまして今般の特定不況産業安定臨時措置法、これの特定不況産業という指定を受けておりますわけでございまして、この指定を受けてきたことに引き続きまして安定基本計画というものを作成し、この計画に基づいて各企業ごとに設備の処理その他に着手しているというところでございます。私どもといたしましては、優良な設備によりまして湿式磷酸の集約的な生産が行われ、その操業度の向上により生産の合理化等が進んでくるということを期待しておる次第でございます。

私どもは、肥料が農業の基本的な資材であるということをも十分認識いたしまして、これの安定的な供給体制を確立いたしますために、今後五年間にわたりまして、以上申し上げましたような合理化対策を強力に推進するということにいたしておりますが、この間におきまして高度化成肥料の安定的な供給を図りますとともに、高度化成肥料の価格の安定というものを確保することがどうしても大事な問題となってくるわけでございます。このために私どもといたしましては、従来のような価格決定方式がそのままに維持されるということが肝要であるということを感じたしておるわけでございまして、このような趣旨から、化成肥料業界といたしましてこの法律の存続を強く希望する次第でございます。

簡単でございますが、これをもちまして私の意見とさせていただきます。

○委員長(久次米健太郎君)　ありがとうございます。

した。

それでは、久村参考人をお願いいたします。
○参考人（久村哲君） 日本化学エネルギー労働組合の久村と申します。私たちの意見を聞いていただく機会を与えてくださったことに對しまして、冒頭感謝を申し上げます。

私たちは化学エネルギー労働組合、総評、同盟など四つのナショナルセンターを包含する化学エネルギー関係の労働組合、あるいはまた、どの団体にも参加をいたしておりません労働組合をもつて結成した団体でございます。メンバー数約七十五万であります。化学とエネルギーにつきましては、政策課題等につきましてまとまてまして意見を申し上げる、このようなことを中心的な活動展開をいたしております。

さて、肥料価格安定等臨時措置法に關しまして、私たちの見解を申し上げておきたいと存じます。

この法律の対象でありますいわゆる法益を受けます肥料工業及び農業は、ともに国民生活を支えるわが国の重要産業でございます。農業につきましてはすでに御高承と思いますが、肥料工業におきましては先ほど来申されておりますように、アンモニアは肥料以外にもプロパントラムであるとか、あるいはアクリルニトリルであるとか、あるいは硝酸であるとか、あるいはメラミンなどを初めとする重要な化学工業の原料であります。また、一方尿素におきましても、肥料用以外に尿素樹脂であるとか、あるいは接着剤であるというふうな点におきまして原料として化学工業にはなくてはならない基礎品でございます。そして、これらの素材から国民の生活必需品であります衣食住の各面の生産が行われまして、国民生活の快適性であるとか、あるいは利便性に大きな貢献を果たしますとともに、多くの雇用労働者がこの産業に働いておられて、そのことによって生活を維持いたしております。

基礎産業部門は国民経済を支える基幹的なものであり、肥料工業はそれ自体は存在ではありません。

せんが、いわば地の塩として全国的にしっかりと支えておかなければならない産業であると考えております。しかしながら、先ほどお二人の参考人からも述べられましたように、化学肥料工業を取り巻く環境は厳しく、産業構造審議会は化学肥料工業の構造改善の必要性を答申し、それに基きまして化学肥料工業は特定不況産業安定臨時措置法の構造不況産業種の指定を受けまして、安定基本計画が告示され構造改善計画が実施されつつあるのが現状であります。

私たちはこれらに關しまして、化学肥料工業をめぐる国内外の環境、特に国際的な環境を直視しました場合、われわれの努力によりましてアンモニア系肥料製造業の労働生産性は五十二年は四十八年に比しまして一・八・四％の向上とはなっておりますが、長期的な雇用の安定、労働諸条件の向上を図るためには幾つかの条件が実現されることを前提に、やむを得ない措置として化学エネルギー労働協賛の態度をとってまいりました。

幾つかの条件の最も重要な問題は、私たちは雇用の確保でございます。すでに御承知のように、有効求人倍率は平均的には〇・六三というふうなことはなっておりますが、昨年十月の年齢別有効求人倍率を見ますと、五十歳から五十四歳時点ではわずか〇・三である、五十五歳から五十九歳まではわずか〇・二である。このような実態からいたしまして、雇用の安定を図るためには、この構造改善によって個別企業で設備の休廃止等が行われます場合には、労働組合と十分に協議するということなどでございます。

さらにまた、国際的に考えましても、御承知のように、国連の工業開発機構が採択いたしましたリマ宣言によりますと、二〇〇〇年には発展途上国の工業化は二五％程度まで進むべきである。その第一として、鉄鋼並びに化学肥料工業が発展途上国に技術移転が行われるべきであるということ、UNIDO等においては討議が行われております。

これらの討議に際しましては、私たちの代表も

参加をいたしました。やはり人類社会における平和の維持、福祉の向上のためには至上命題である。中でも、発展途上国における貧困と疾病の追放は最も重視しなければならぬ政策課題であるから、そのためには発展途上国の経済水準の向上、なかんずく食糧の確保、それに關連する社会資本、關連工業の発展は並行して行わなければならないというふうな基本的な考え方をもちて臨むべきである。しかしながら、私たちの環境を考へてまいりますと、やはり雇用の問題について十分に配慮が行われずに急速に行われるということについてはいろいろ問題が生ずる。それらの点を発展途上国の利益と先進工業国の利益と、双方の利益が得られるような考え方で臨むべきではないかと、このような意見も申し上げておきます。

さて、肥料価格安定等臨時措置法の効力延長措置は、以上のような情勢下においては、農業と肥料工業の安定と成長のためには肯定し得ると考えます。

なお、本法の目的に、農業と肥料工業の発展に資するものとありますように、農業と肥料工業とがともに健全に発展するよう、法の運用に当たりまして、また、政府の今後の施策の樹立に際しましては、配慮されることを期待しているわけでございます。

先ほど申しましたように、アンモニア製造業、尿素製造業及び湿式硝酸製造業は特定不況産業安定臨時措置法で指定業種として政令指定を受けており、内外の厳しい経済情勢のもとで構造改善に取り組んでいるわけであります。今後の肥料価格の推移が構造改善の実施に影響いたしますことはもちろん、肥料工業及び關連産業に従事しております多数の労働者の雇用の確保及び資金その他の労働条件の内容に多大の影響を与えるものであります。勤労者に対し雇用の機会を確保し社会的に適正な生活水準の維持を図ることは、単に労働者及びその団体の使命であり責務であるのみならず、今後の国民経済の安定的発展を図り国民生活の質的向上を期すためには、国民的要請として大

きな政策課題の一つであると確信をいたしております。

この点にかんがみまして、この肥料価格の決定内容が農業と肥料工業、ひいては勤労者の生活に直接重要なかわりを持つているところであります。価格決定に当たりましては、農業、肥料工業が両立し得るよう法の運用が行われることになれわれは重大な関心を寄せておる次第でございます。ぜひともそのような運用がなされることを期待いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（久次米健太郎君） どうもありがとうございました。

それでは、参考人に対し質疑がある方は順次御発言をお願いします。

なお、参考人に対する質疑は十二時で終了をいたしたいと思っておりますので、委員の方々は適宜御発言をお願いいたします。かように考えますので、よろしくお願いいたします。

○丸谷金保君 最初に田中さんにお伺いしたいと思っておりますが、大変お忙しい中おいでいただき、非常に貴重な御説明をいただきましたことに感謝いたしますと同時に、いまのお話を伺っております。まあ私たちの感覚ですと、大体全農さんがほとんどの肥料、もう九〇％以上扱っているというふうなことを考えておるんですが、それらの化成肥料も含めてこの法で政令指定されているもの、その量と、それから総体の全農が取り扱っている化成肥料の量、これらの総量と、それからその手数料の総額をまずお知らせしたいと思っております。もつともこれは、各化成肥料の場合には別会社その他で行っているもので、果連その他の方ではないとわかない面もあるかと思いますが、とりあえず全農さんとして入ってくる手数料等について、お願いをいたしたいと思う次第でございます。

それから、単協ですと大体理事会等で手数料のパーセントを決めてそれから総会にかけらるんですが、恐らく全農としてもそれぞれ傘下の各都道府

県の役員さんが集まって、ことしの手数料は幾らにするかというのを決めると思いますが、そういう決め方についてお知らせを願いたい。

それから、全農から原料を配付されて化成肥料をつくられている工場、これは正確な数字がわかりませんければ工場の数だけで結構です。概数でも全国的に大体どれくらいあるのか、私たちはあの近間にある帯広の工場のことばかりわかっていて、すけれども、全国的なあれはなかなかよくわかりませんので、それらのことをお伺いしたい。

それから、この法律事項の中で価格を決定するとき、相手方があるんですから、どういう資料に基づいて交渉するのか。聞くところによると、大体農林水産省から資料をちょうだいして、それによって原価を決めてそれで交渉しているというふうな話を聞きましたんで、私はそんなばかなことではないだろうと、人様に決めてもらった資料だけを頼りにして大々農が価格交渉するはずはないと思いますので、そこら辺、ひとつさくばらんにお伺いしたいと思う次第でございます。

それから、次に硫安工業会長の水野さんにお伺いしますが、この方もいま話を聞いていますと、政府からの交付資料によって値段の交渉をやる。少なくともメーカーが、自分たちで原価計算の資料を持たないというはずがないと思うんです。だけれども、いまのお話ですと、何かこちらの方も政府からの資料によってやる。どうも、そうすると価格を決定するのは両者でなくて農林水産省でないかという気がしますので、そこら辺をひとつ明確にもう一回確認をしておきたい。

それから、輸出会社に対する出資の問題ですけれども、これはどういう基準によって輸出会社に対する出資が行われているのか。すでにもう操業をやめてしまっている会社なども株を持っているようにございますので、そうしますと、どうもわからないのは、法律によりますとあの会社は利益を上げない会社でございます。利益を上げない会社、すでにもう関係のなくなった会社が出資をしているということはおかしい気がする

ので、その輸出会社に対する業界の、メーカーさんの出資の基準、これをひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

それから、輸出先として中国が非常に大きなウエイトを占めるというお話でございます。御承知のように、中国は蒙古等から吹いてくる、いわゆる蒙塵ですか、それぞれの地域によって土地の持つ肥効性分というのは非常に違うと思うのです、中国の各地のですね。肥料をやらなくてもよくとれるところもありますし、肥料をやらなきゃだめなところもある。そういう調査は行っているのかどうか。輸出する相手の国の土地の条件等の調査を行っておるのかどうか。

それから、いま農協さんとの間で非常に円滑に取り決めが毎年行われておるといふ話でございますが、法律によりますと、この交渉がうまくいかない場合には農林水産省が乗り出して調停する。そういうことがこの法律発効後あったかどうか。

以上の四点についてお伺いしたいと思います。それから、池田さんにお伺いいたしますが、五十二年度で結構でございますが、化成肥料の総量と総額が一体どれくらいになるものか。おおよその概算数字で結構です、下の方はいいですから。それから、この協会には農協等がつくっている化成肥料の工場、これは入っているのかどうか。そして、入っているとしたら、価格の協定等というふうなことはどういふふうに行われているか。それから、輸入原料の価格が非常に高くなってきたという。これらに対する今後の業界としての対応はどういふふうに行っていくつもりか。

それから、久村さんにお伺いいたしますが、この法律に賛成か反対か明確にされていないので、これは参考人としてはどちらなのか、はっきりひとつ態度を示していただきたい、条件つきでも何でも結構ですから。

それから、雇用の問題について大変心配しているようにございますが、従来までの一次、二次の

合理化が進んだ中で、労働者の問題等については労使が話し合つて配転その他が円滑に行われたかどうかというふうなことです。

それから、UNIDOの問題が出てまいりましたけれども、そういういまお話しのような低開発国に対する援助の状況について、特に肥料だけで結構ですが、他の国は政府資金を投入して低開発国に対するUNIDOを通じての援助を行っている。肥料の価格を安くするためにUNIDOを通して、そういう開発国の援助を肥料についてはかの国が行っているかどうか。

以上の諸点について、それぞれ参考人の皆さんからお伺いをいたしたいと思う次第であります。○委員長(久次米健太郎君) ただいまの丸谷委員の御質問に対し、参考人の方よりそれぞれお答えをいただくわけですが、簡単にして明瞭に、しかも要領よくひとつ御答弁を願いたいと思ひます。

それでは、順次お答え願ひます。

○参考人(田中隆君) お答えいたします。まず全農の取り扱い数量でございますが、五十二年度でございまして、これは全農の会計年度になります。総取り扱数量が六百十五万五千トンでございます。そのうち硫安三十三万五千トン、尿素十二万八千トン、高度化成二百五十万トンでございます。

手数料総額は、六百十五万五千トンに対しまして十五億七千九百万でございます。

手数料の決め方でございますが、これは、われわれ農業団体においては、理事会にかけ、総代会にかけて、正式にその年度の手数料を決めておるわけでございます。

次に、原料の配付工場でございますが、われわれが供給しているメーカーは約三十メーカーでございます。

価格の決定でございますが、これは政府から原料資料等をいただきます。いただきますが、それらを参考にしながら、その年度における需給関係その他の状況を踏まえて、両者が話し合いの

上で価格を決定しているというのが実態でございます。

以上でございます。

○参考人(水野一夫君) お答えをいたします。価格交渉の際の資料等のことについての御質問でございますが、いま田中参考人も申されましたように、政府の資料を参考にいたしまして双方でやっておるのでございますが、これは私、硫安協会の会長をいたしておりますけれども、各社の原価というものは全然知らないわけなんです。それは触れられぬことになっておる企業の特許な問題でございまして、自分の社のことをそれぞれのメーカーが知っておるだけでございます。政府はいろいろ実際の調査をなさいます。資料ができておりますから、これが最も頼りになる資料でございます。これによらざるを得ない。お互いに他社の原価というものは全然わからない。そんなことでございまして、どうぞあしからず。

第二点は、輸出会社の株式の問題でございますが、これは輸出会社発足当時は硫安だけであったのでございますが、大体硫安の生産能力、生産量等を基準にいたしまして割り当てをいたしましたのでございまして、一億円の株式資本でございます。その後、むろんメーカーの間に能力の比率は絶えず変化を来しておるわけでございます。しかし、特にそれを調整するといふようなことはいたしておりませんでしただけで、最近に至りまして大分変化も生じまして、たとえば東北肥料さんであるとか、堺化学というところもやはり硫安工業協会を脱退されたのであります。むろん、その株はどかが分担しなければならぬわけでございます。これはある社に分担をさせていただいて今日来ておりますが、今後やはりいろいろと構造改善を進める上におきまして、シェアの変化が起こるわけでございますから、それに相応するような手直しは必要であると考えております。それから第三点は、中国の需要の状況のことでございますけれども、私どもは先方さんから依頼を受けるとか、何らかの連絡があれば、むずかし

い問題でも取り組まざるを得ないのでございますが、いまのところそういう別段相談もございませんし、私どもが進んでそういうことを調査するということのようなことはいたしておりません。

ところで、適正なうちにやはり決めてもらいたい。それは農業も肥料工業も、先ほど申しましたように、双方ともやはり基礎的な部門を持つておるといふことを十分御認識いただきたいというのであります。

○参考人(池田保彦君) 御質問の第一点でございますが、高度化成肥料の五十年度の需要量、概算でございますが二百八十万トンと考えております。

それから第二の、一次、二次の大型化の場合にどうであったかということでございますが、これは基本的には労使間の話し合いでありました。しかしながら、その当時と現在構造改善を進めておる状況とは、雇用問題では非常に違うというところを知っておいていただきたい。高成長期で有効求人倍率が一以上にあった状態と、ゼロポイント幾つかの時代とは違うということでありまして、

それから第二点、農協さんで化成肥料をつくっておられるところは協会に入っておられるかというところでございますが、入っておられませんか。化成肥料協会に入っておられるのは、大体つくっておられるのの大体八〇%ぐらいが入会しておられるというふうに考えております。

それから、第三点のUNIDOの關係でございますが、ICFと申します国際化学一般労働というところへ各国加盟いたしておられて、私たちもそれからいろいろ情報は得ておりますが、具体的に発展途上国のどの企業にどの程度政府が援助しておるかというところは、現在知りません。ただ、ASEANに對しまして日本国が非常に大きな援助をするということ、ASEAN諸国の肥料工業が急速に工業化が進んでいくということが日本資金の援助で行われるということが、今後、従来大きな輸出市場であったそれぞれの国の発展にどのような影響を与えるかということには非常に重要な問題であらうと、このように思います。

○参考人(久村晋君) 第一点の賛成か反対かという点につきましては、私は先ほど肯定し得ると言ったので、賛成というふうにとっていただきたいと思っております。

○丸谷金保君 ちよっと一点だけ……

ただ、条件があるのかないのかという点につきましては、私は、私は肥料価格が非常に雇用とか、その労働者の労働条件に影響するところがあるわけでございますから、ぜひとも公正に決めていただくようにやっていただきたい。現在までそれが公正か不正かというところにならうかと思っておりますが、今日まで勧告、助言、調停等もなされずに行われておりますが、直接私はその交渉に入ったわけではございませんが、やはり売り手と買い手との關係を考えると、非常に買い手のお力の方が強いのではないだろうかとか側面から見ると、そのようなことではございません。この価格が雇用労働条件に影響するところが大きいとい

○丸谷金保君 田中さんにお伺いします。私の方で全農として化成肥料の工場をやっているかどうかということをお聞きしたんですが、それのお答えがなかったもので、ないのだらうと思っておりますけれども、確認のために伺いたい。

○参考人(田中隆君) 全農自身では、化成肥料の製造はいたしておりません。

○丸谷金保君 じゃ、よろしくでございます。

○相沢武彦君 各参考人にそれぞれお伺いをしたいと思っておりますが、最初に全農の田中さんにお聞き

します。肥料に関しては農家の現金支出の約一四%を占めていたんだということを御聞きしておりました。今後価格の取り決めに当たってはできる限り合理化目標を設定してほしいというところを要求されておりますし、またコストをできるだけ下げ、そのメリットを農家に還元してほしいということをや望として出されているようにございまして、この高度化成肥料などの複合肥料の需要者価格というところについては、田中さん個人の意見でもいいですから、差し支えない限りひとつ御見解を聞かしていただきたいと思っております。

○参考人(田中隆君) 高度化成の価格につきましては御質問でございますが、私たちは各メーカーさんと価格の話し合いをして決めておるわけでございますけれども、私の考えでは現状の高度化成の価格は適正なものというふうに考えておるわけでございます。

ただ、ここで特に私は申し上げたいのは、高度化成の価格の国際的な水準から見ますと、またあるいは中間製品の輸入の価格等から見ますと、より一層業界に御努力をお願いしたいというのが、われわれ農業者の立場でございます。

○参考人(水野一夫君) お答えをいたします。尿素工業の転換の問題でございますが、これは各社がそれぞれ懸命におやりになつておることとございまして、業界がまとめてどういう合理化をやろうということではございません。たとえば私の会社のことを申しますと、尿素工業が縮小するだけです。それにかかわるフライングミカル方面に出ていく、あるいはプラスチック關係の仕事を拡大する、いろいろと考えられることをやりつつございまして、今後進めてまいりたいと存じます。また、長期的に考えますと、このむずかしいエネルギー事情のもとにございまして、ナフサその他の原料等についてもやはり十分な検討をしていかなきゃならぬと考えておるのでござい

が、その点をひとつ強調して再度お伺いをしておきたいと思っております。

○参考人(田中隆君) 高度化成の価格につきましては御質問でございますが、私たちは各メーカーさんと価格の話し合いをして決めておるわけでございますけれども、私の考えでは現状の高度化成の価格は適正なものというふうに考えておるわけでございます。

○参考人(田中隆君) 高度化成の価格につきましては御質問でございますが、私たちは各メーカーさんと価格の話し合いをして決めておるわけでございますけれども、私の考えでは現状の高度化成の価格は適正なものというふうに考えておるわけでございます。

す。

それから、二点の東南アジアの問題でございますが、これは従来円借款等もございまして輸出が促進をされておりましたが、今後はさらにいよいよ第二K Pと申しております物資の援助による輸出というように、政府の政策の御推進をお願いしたいと思っております。

○参考人(池田保彦君) 化成肥料として合理化のいかなる方策があるだろうかという御質問でございます。われわれとしましては、何と申しても合理化、価格の引き下げに努力しなげな相ならぬわけでございますが、御存じのとおり、肥料の原料というものは海外から輸入するものが非常に多いわけでございます。基礎的なアンモニアの原料のものにいたしましては、ナフサその他海外資源に依存するものでございまして、燐鉱石、カリ、こういうようなものもそうでございます。これらにつきましては、極力われわれとしましては何とか各方面にお願いして安く購入できるようにという努力をいたすつもりでございますが、それ以外に業界といたしましては、まず第一に、やはり構造改善を進めることによりまして優良設備になるべく集約化いたしまして、コストの低下を図るというところがまず第一でございます。

さらに、これはいろいろ問題もございしますが、銘柄の集約化をさせていただくということ、こういうことも一番大事だろうと思っております。また、流通体制でございますが、交錯輸送その他のことが万々ないようにならざるを得ないというところが、こういうものの流通経費の合理化を図っていただきたいということでございます。各方面きめの細かい対策を講じまして合理化を進めていきたいというふうに考える次第でございます。

○参考人(久村晋君) 緊急に実施いたしていただきたい事項は、弾力的な運用ということでございます。それは、構造改善の三業種も二月の二十四日に特定不況業種臨時措置法の政令指定を受けました。しかしその適用が、生産額、出荷額または販売額または関係被保険者数が当該事業所

の数のおおむね二分の一以上であるというのが運用の基準になっております。で、装置工業の場合、しかも多角的に経営を行っております場合、この二分の一を適用するということにつきましては非常に装置工業の場合にはなじまない、このようにならぬように思っております。緊急にお願いしたいのは、この特定不況業種臨時措置法にあるいは雇用保険法におきまして雇用の安定資金制度の運用の弾力的なことをぜひお願いしたいというものが、緊急にお願いしたい事項であります。

○委員長(久次米健太郎君) ちょっと、もう時間が多くありませんから、なるべく質問事項が重複しないように、何とぞ御協力をお願いいたします。

○下田京子君 参考人の皆さん御苦勞までございます。全農の田中参考人に二つお聞きします。一つは、生産者販売価格とそれから農家の購入価格の差なんですか、これは農林水産省並びに全農で出されている肥料要覧などを見まして、最低少なくともその差が二四、多いものになると五〇％からあるんですね。そこでお尋ねしたいのは、手数料の決め方は先ほどあったように、手数料は全農、県、単協でどう見ているか、合計額が何％になるか、それからその他の諸経費をどのくらいに見ているか、これが第一です。

それから第二番目なんですけれども、いろいろ述べられました、農家にどういうメリットがあるかということ、実は国際的な競争力の問題を全農さん大変心配されておられるようですけれども、肥料業界の方のお話ですと、いままで輸出赤字、輸出分の赤字とは切り離して内需の価格は考へてきたと、こういうお話もされております。としますと、何をしても赤字と見るのか、特に高度化の場合にはこれは内需が中心になってくるだろうと思っております。そういう中で農民にどういうものをメリットとして見込んでいるか、この二つをお願いします。

それから、日本硫酸協会の水野参考人に尋ねたいんですが、第一に、輸出赤字とは国内価格は切り離してきた、こうおっしゃっております。とすれば、輸出の赤字分をどういう形で穴埋めしてきたのか、これが第一。

それから第二番目ですけれども、構造不況法、この特定不況産業安定臨時措置法に基づいてアンモニアおよそ二六％、尿素およそ四四％構造改善していくわけですが、どのような形でそれを改善していくかというのを聞いています。

それから三つ目になりますけれども、現在、私住んでおります福島県いわき市で日本化成の合理化問題が出ております。市長さん初め市民八割の方が、署名をもって何度も存続を要請されております。片や構造改善を進めなければならぬ、片や存続運動が非常に活発化されておまして、この日本化成の問題についてどうお考えになり、どう対応されるおつもりかということをお聞きします。

四点目なんですけれども、硫酸協会として特定の団体等に政治献金をどのくらいおやりになっているか。

以上、四点お尋ねいたします。時間がありませんので、池田さんには失礼させていただきます。

それから次に、久村参考人にお尋ねしたい点なんですけれども、条件つきだけれども、今度の肥料価格安定等臨時措置法については賛成のお立場をとられておられるようですが、皆さん方の場合には、この肥料法とともに十五年苦業とともにしてきたのではないかとおっしゃるんです。その過程で、第一次、第二次アンモニアの大型合理化等もやられてきております。大分労働者の合理化も進められていると思うんです。この合理化、首切りされた労働者が、どういうふうな状況でその後就労を維持しているのかという問題。

それから、現にこの肥料法のその一方では、化学肥料工業部門の合理化が前提になっているわけですね。としますと、この合理化の中で、今後労働者がどういう形でそれに対応されていくのか、労働者の確保しようとしているのか。

それから三点目に、一つは国内で過剰設備が問題にされております。この過剰設備の原因をどう見ているか。片や、国内では過剰設備が云々言われている一方で、国際的に見れば、低関税国援助という名のもとに、あるいは技術協力という名のもとに、プラント輸出、合弁会社等の設立が進んでおられますが、これらの絡みでどうお考えなのか。

以上です。

○参考人(田中隆君) お答えいたします。全農の手数料は〇・六％でございます。県連、単協の手数料は、それぞれの機関で自主的に決められるものでございますので、正確なところはわかりませんが、おおむねのところ、県連平均をい

たしますと、二％前後ではなからうかというふうに思います。農協は八ないし一〇％、こういうふうな個別に全部それぞれ自主的に決めますので、やや正確を欠いているかと思いますが、平均的にはそういう数字でございます。そのほか、大体肥料の価格は着オンルールで決めることにいたしておるわけでございます。したがって、それ以降の持ちトラック運賃、それから保管料、それからそれに伴ういろいろな金利、そういうものが一〇ないし一五％あるものとわれわれは承知いたしております。ものによっては五〇％以上の差があるというお話もございましたが、あるいはごく微量のものにつきましては、運賃等の関係でそういう場合もあるかもしれませんが、それはごくまれなケースではなからうかと思っております。

それから輸出価格は、まさにいま御指摘のとおり、輸出に伴う赤字は排除されて国内価格は決めております。私たちがここで言いますのは、やはり何といいたしても、端的に言えば、肥料価格の低位安定ということが最大のメリットであるというふうに考えております。もちろんそのためには、原料の問題であるとか、あるいは輸送の合理化の

問題であるとか、あるいはいわゆる販売経費等の合理化の問題であるとか、そういう努力もお互いにしながらメリットを還元していきたいというのが、われわれの願いでございます。

以上でございます。

○参考人(水野一夫君) お答えを申し上げます。

まず第一点は、輸出赤字は国内の価格と切り離しておるといふことであるが、どういふふうに出理しておるかというお話でございますが、赤字が出た場合には、それは企業の赤字として計上せざるを得ないわけでございます。そして、他の部門において黒字があれば、その黒字と相殺して外部には発表されるということもございしますが、とにかくそれだけのものは、輸出による赤字は完全に経理の上に赤字として出てくるわけでございします。

それから、第二点のアンモニア二六%、尿素四四%の整理をする、処理をするということはどういうふうにするのかというお話でございますが、これはすでにもうある程度各社で進めておりまして、いまから始めるわけではございませんが、安定基本計画に基づきましてこれから一層進めてまいりまして、これはやはり各社が自主的にやることとございまして、結局、結果として大体基本計画にあるような数字になるものと私どもは考えております。

それから、第三点の日本化成の設備の休廃止のこととございしますが、これはいま第二点でも申し上げましたように、今後の設備の処理の問題は各社が自主的にやられることとございまして、日本化成の問題もそのうちにしかるべく結論が出ていくのじゃないかと、私もはたから見ても円滑に進行することをいねがうてはおるわけでございします。私が関与し得る問題では全然ございしません。

それから、四番目の政治献金の問題でございますが、これも各社が自主的にやっておりますので、他社がどれくらいやっておられるか、私もはしかとは存じないわけでございまして、それぞれの社でやっておりますこととございします。

以上です。

○参考人(久村晋君) 第一点でございますが、一次、二次の大型化のときは、有効求人倍率が非常に高ございましたので、円滑に転職が図られたと思ひます。

現在どうかと言われますと、ちよつと手元に追跡調査の資料を持っておりませんが、私たちの参加したしております政策推進労働会の方で調査を行いました、かなりやはり再就職は困難である、その条件は低下しておる、このような結果が出ております。

第三点の、構造改善について合理化が当然生まれる、それについてどのように対応するのかという点ですが、第一は、私たちはやはりそれぞれ労働間でその設備の休廃止等につきましては十分に協議をして、お互いに納得いくようなこととやらべきである、これが第一であります。それで、そこから雇用問題がどのようになるかという点では、できるだけその企業内の配置転換、せいでい出向等で吸収するように考えるべきであるという考えであります。やむなく離職者が生まれた場合にどうか、先ほど申しました、いろいろな制度の弾力的運用によってやってみよう。しかし、現在の制度で十分なのかどうかと言われますと、現在の制度では労働関係につきましても十分でございせんので、それらの制度の充実がこれはわれわれもつと進めてもらいたいと思ひます。特に職業訓練を受けざるを得ない、構造の交換をするというところは、同種職種につけないというところがマクロの原理ですから、職業訓練期間中の生活が保障できるように制度を充実すべきである、このようなふうに思ひます。

それから第三点の、過剰設備の原因は一体どのようなに見るか、あるいは構造改善をなぜしなきゃならないかという点でございしますが、やはりこれは結果論ではございしませんが、過剰設備であったというところは言ひ得ると思ひます。それともう一つは、その過剰設備はやはりこれは相対的なものですから、発展途上国あるいは中近

東あるいはコメコン諸国の工業化が予想以上に進んだということが他面の原因であらうと思ひます。

ただ、今後それらについてどう考えるかという点ですが、やはり技術移転はこれは進まざるを得ないであらう、プーラン効果は生まれるであらう。しかしながら、それがより促進するやうな、たとえばE.C.諸国とコメコン諸国との間で問題になっておりますプラント輸出をする場合に、いわゆるコンベンションディーラー、バイバックディーラーと言われる代金を製品でもって決済をするというところが非常に生まれて、化学肥料だけじゃなしに石油化学製品自体がそれによっていろいろな問題が生まれていきますから、そのようなことを他山の石として、十分に国際的なプラントと国内的なプラントと、あるいはこちらが資本進出した場合のプラントと、総合的にやはり計画を立てる必要がある。そうじゃございせん、一國だけで幾らこれは議論しても解決すべき問題ではない、このようにならうに基本的に認識いたしております。

○下田京子君 ちょっと私がお聞きしたのとお答えが違っている。水野参考人なんです、先ほど私、政治献金のことは各社ではなくて、いわゆる工業協会としてどうなのかとお尋ねしたんで、そのところを、恐縮でございますけれどもひとつ再度お聞かせいただきたい。日本硫酸工業協会として政治献金はどうかと、こういうことであります。

○参考人(水野一夫君) お答えをいたします。

事務的に事を運ぶこともございしますが、それはどこまでも各社の自主的な判断で決まっております。ただ事務的にまとめて運ぶだけでございます。

○柳澤謙造君 時間がございせんから、二問だけ質問させていただきます。

第一問は、田中参考人にお聞きをするんですが、肥料の大部分というものは全農でもって買いに納っている。ほぼ七割、最終的に全部ひっくりめれば九割程度が全農の支配下でもって使っている

わけですが、そういう点で価格協定だけではなしに、需要面でも来年の需要はこのくらいだ、再来年はこのくらいだというやうなものをメーカー側にお示しになっているのかどうか。そうすると、いろいろ問題になっている過剰生産がどうだとか何とかというものがかなり修正されると思うんで、そういうことをおやりになっているかどうかということですね。

それから二つ目には、これは水野参考人と久村参考人お二人にお聞きをしたいんですが、政府の出された資料を見まして、硫酸なり尿素なりの価格の推移なんです、三十八年から四十八年に向けて十年間ほとんど横ばいというのか、むしろ下がりがみえてくるんですね。これは十年間も安定していたという品物も私は少ないと思うんです。四十九年、五十年は、これはもう石油ショック後のあのインフレがあったのですから、比較にならないわけなんです。

ですから、私がお聞きをしたいことは、この十年間の価格がこれだけ安定して横ばいで来たんだけれど、メーカー側の方として、この価格の決めに納得をされたんですか、妥当な価格としてこういうことと決めたんですかというところを、水野参考人にお聞きをいたします。

それから久村参考人の方は、いまの同じ問題で、そこで働いている労働者の賃金が、言うならばその年そのときの社会水準で賃金が上がっていくんだけれども、それに見合ったものがあるやんとそこに入つて、そういう価格で協定をされたように見ているんですか、どうですか。

以上です。

○参考人(田中隆君) われわれとしましては、毎年事業計画を立てる場合に、その年度の需要というやうなものを私たちがなりに測定をいたしまして、買付けの数量、計画等を決めております。また、この点につきましては、農林水産省等におきまして御指導をいただいておりますわけでございします。

○参考人(水野一夫君) お答えを申し上げます。

この十年間業界、まあ業界と申しますよりも各社が懸命な合理化の努力をいたしますと同時に、設備を拡大いたしましたので、そのスケールメリットというものが出てまいりまして、価格は比較的安定したところに保たれたと思うのでございます。

しかしながら、売り手、買い手の立場からいたしまして、買い手側ではもっと安くお買いになりたい、私どもとしてはいつももう少しいい値段で買い取っていただきたいというところはございますが、これは話し合ひで決まることでございますから、特にいま何も後遺症が残っておるわけではございませんが、まあそういうことでございます。

○参考人(久村晋君) 過去の数字、ちょっと手元に持っております。大体いわれる世間相場と肥料関係も見合っております。

しかし、昨年の数字は私持っております。昨年の数字で見てもありますと、昨年の世間相場の賃上げ率が五・九%でありました。五・九%、約六%の賃上げ率であった、春闘妥結率であったところ、それが比しまして肥料の大手と言われるところにおいて、大体二・三%から、いいところは三・三%しか賃金が上がってない。ということ、平均的な社会生活水準がそれらのものではございません、このような認識に立っております。

以上です。

○喜屋武眞榮君 せっかく参考人の皆さんに直接御意見を拝聴していただきましたので、何もお尋ねせぬのは失礼になると、こう思ひまして、またいままでも委員の皆さんからもお尋ねになっておりますので、一点だけ私お尋ねしたいと思ひます。

それは、一点と申しますのは、田中参考人のお話の中に、安定的供給が従来以上に厳しい、それで構造改革を進めておるといふ、こういうお話でございましたが、それに関連してすぐ浮かびますのは、雇用、失業の問題を考えるわけでありまして、その点、労使の立場をどのように考えていらっしゃるのか。また、今日まで過去二回における改正、

またこれから、その労働者の立場をどのように考えていらっしゃるのか、そのこと。

このことは水野参考人にも同じ質問をいたすわけでありまして、お立場から労使の関係をどのようにやってこられたか、どう考えておられるか、また考えていくとしておられるのかどうか。

次に、池田参考人にお尋ねしたいことは、構造不況を克服して構造改善策をとるために能力の二〇%を規制する、こう言っておられたが、この二〇%を規制するという根拠はどこにあるのであるか、これが一点。そして、それに伴ういわゆる失業、雇用の問題ですね、それをどのように対処していくかと考えておられるのであるか。

次に、久村参考人に対しましては、雇用の確保、賃金の適正、農業の発展、これはもうごもつともだと思ひわけなんです。そういう立場から弾力的運用ということも話しになったわけでありまして、過去二回にわたる改正の中で、今日までその労使のあり方が十分であったかどうか、どうであったかということ、それから今後に対する改正に伴う特に御要望として、どういふ点を要望されたらいいか、これはさきと少しダブるきらいもあると思ひますが、なるべく先ほどお答えにならなかった面がありましたら、それをおっしゃっていただきたい。

○参考人(田中隆君) 私、最初に申し上げましたように、農業をめぐる状況、肥料工業をめぐる状況、非常に厳しいわけでございます。そういう中で、私たちがしましては、やはり農業生産者の立場に立ちますと、肥料価格の低位安定という基本的な立場というものを主張せざるを得ないのでございまして。そういう中で、いま構造改善が進められていくわけですが、いまの構造改善のよって来る基本的なところは、私はこれは経営者の怠慢とか労働生産性の問題であるとかということではなくて、日本の肥料工業そのものがいわゆる国際的な競争に追いついていけないような状態になっているところ、基本的な問題があるというふうに考えております。

したがいまして、構造改革の基本的方向は、そういう厳しい国際競争に耐え得るような体質に持っていくていただきたいということと同時に、やはりそういう厳しい中で、いわゆる肥料の対外援助の問題、あるいは肥料原料、特にナフサ等の問題、こういう点につきましても経営に当たっている方々の一段の努力、あるいは政府の積極的な援助というものを、われわれの立場からも要請したいと考えております。基本的にはそういうふうな考えて現在構造改革を推進していただければと、われわれはこんなふうな考えております。

○参考人(水野一夫君) お答え申し上げます。

労務対策のことでございますが、これは業界が全体でどういふふうに行うかということではなくて、やはり各社が自主的に懸命なそれぞれの処置をとってまいっておるのでございまして、今後ともそれは続けてやらなきゃならぬと思っております。私の方の会社のことにございましては、正確な数字をいまここにも用意いたしておりますが、これはまあ企業の機密ということもございまして、もしも委員さんの特別な御必要があれば資料を差し上げてよろしくございしますけれども、正確な何百何十何人、そのうち何人かをどうして、何人かをどうして、配置転換から関係会社への転出、その他やはりアンモニア、尿素の設備を縮小いたしますか、先ほど申し上げましたが、フラインケミカル等のこれにかわるようなものやっ

ていかなきゃならぬので、その要員に充てると、いろいろ非常に細かに処理したりいたしております。そうして労働組合とも無断に話合ひを進めておりました、その間、私どもから見ますと食い違ひはないように考えております。

○参考人(池田保彦君) お答えいたします。

雇用の問題につきましては業界各社とも非常に留意いたしまして、不況に基づきます安定計画樹立に当たりましたが、十分そういう点を配慮してやっております。特に、現在すでに設備の休止等をおられるところもございしますが、そのほかのところでは、すべて配置転換とか

出向その他の手段によりまして、この問題の解決をしておられるようございまして、大きな問題が起きたというふうなことは承知しております。今後ともそういうことで、各社とも十分配慮しながらおやりになることだというふうな考えております。

次に、廃業二〇%にしたということでございしますが、これは二〇%の廃業を終わった時点におきまして、全体の操業度が大体八〇%になるということ根拠に、大体五十七年度でございますが、そのときの需要を想定いたしまして、二〇%も廃業すれば全般的に大体八〇%に操業度がなるといふことを基準に考えて実施しておるわけでございます。

○参考人(久村晋君) 労使関係はどうであつたか、それはやはり高成長期におきましては、かなりそれなりのごとで解決できたものであろうと思ひます。しかし、先ほど申しますように、低成長期で雇用状態がどういふときにおきましては、非常に労使間の協議ということが私は重要であらうと思ひます。今日まで私が聞いておりますのは、配置転換、出向その他で解決をしておると聞いています、これから考えられます問題は、非常に、非常に私は困難な条件が生まれるのではないだろうかと思ひますので、労使関係については、今後より一層それぞれの協議体制の充実ということが重要であると思ひます。

それから、法についてさらに望むことがないかという点でございしますが、私はやはり構造的な変化をしておるいま、しかも非常に減速経済であるという、しかも国際的な相互関係が非常に大きいという中で進めますこの構造改善事業と、この肥料価格安定等臨時措置法でいろいろ決められることが密接に関係をいたしておりますので、単に価格問題というものがどうなるかということだけじゃなくて、システムとして変わるという視点を十分に織り込んでいただいた法運用をしていただきたいというのが、最大の願ひであります。

○委員長(久次米健太郎君) これをもちまして、

参考人の方々に對する質疑は終わりといたします。

参考人の方々に心からお礼を申し上げます。本日は、皆様には御多忙の中におかれまして、非常に貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時五分開会

○委員長(久米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 私は、大体八つの項目を中心にして、それらと関連しながらやっています。第一番目は、農林水産大臣が基本法を変更しなければならぬという見直しの発言を何方所かでやっておるので、これとそれから現在のこの法律、肥料法というのは農業基本法の付帯法だというふうな、制定の当時、赤城大臣が発言しております。それだとちょっとおかしくなるので、このことは大臣が来てからひとつ御説明を承りたいと思っております。それから、肥料輸出会社ですか、日本硫酸輸出会社だったのですか、株の配分の仕組み、先ほど参考人にもちょっと聞きましたが、どうもあれだけではよく理解ができないので、その問題。それから、国内と逆さやになっている輸出価格の問題。さらに四番目に、全農とメーカーの価格交渉の問題。それから五番目に、肥料の流通システム、これも附帯決議で四十九年に流通の関係をできるだけ安値に上げるようにということが決議されておりますので、その後事務当局としてどのようにこ

れらについての措置を進めたか。それから六つ目に、いま進めている合理化メトリック、これらの利益をいかに均てんさせるかということについての農林水産省としての考え方。それから七番目に、関連する地方向上のための堆肥増産についての取り組み方、特に最近微量要素入りと称して地力を養うための高い肥料が出回りつつありますし、農民もそれを使っておりますので、それらの関連についてお伺いしたいと思います。そして八番目に、その場合の家畜のふん尿処理の問題点、あわせて酪農問題が当然出てまいりますので、関連して畜産の関係の問題等をお聞きしたい。

大体そういう八つの柱を中心にして、実は大臣が来たら第一番目の問題から入るつもりでおりますが、大臣が参りませんので、輸出会社ですかの株をどういう理由であらう配分の仕方をしていくのかということについて、第一点として伺いたい。

○政府委員(大永勇作君) 日本硫酸輸出株式会社は、昭和二十九年に設立されたわけでございます。

そのときの製造メーカーが十四社ございましたが、これが設立発起人になりました。この二十九年の前年度比、つまり昭和二十八年肥料年度におきますこの十四社の硫酸生産比率によりまして株式数を決定いたしましたわけでございます。しかしながら、その後、硫酸の製造を開始した企業が株式の譲渡を受けましたり、あるいは硫酸製造を中止した企業が株式を譲渡いたしましたりしまして、若干の株主及びその株の割り当て分の変動を生じておりますが、それで現在に至っておりますという次第でございます。

○丸谷金保君 十七社、おたくの方からもらった資料ではなっておりますが、その中でも現在すでに硫酸の製造を中止しているところもあるもので、実はそれで不思議に思ったんですが、たとえば協和酸酵なんというの、どちらかというと肥料メーカーでない、食品関係のメーカーです。こんなにかいまつくってないんですけれども、こういうのにまだ持たしておるのはどういふわけですか。

か。

○政府委員(大永勇作君) ただいま先生御指摘の、たとえば協和酸酵につきましては、全体が資本金一億円でございまして、その中の百万円の株をまだ持っております。われわれといたしましては、この譲渡とか、あるいは譲渡するなとかという指導はいたしておりますが、現在までのところ、株主の変更の希望が社内に出てないというふうな承知しておるわけでございます。

○丸谷金保君 この会社は利益を得ないことを目的としている特殊な会社ですが、そうすると、それをもう関係のなくなったところが持っている、そうして配分するときはもう義務、カンバミみたいな形で皆さんに割り当てたろうと思うんですが、後それぞれの会社から別に申し出がなければ手をつけなくて、やってもやらぬでも持たしてある。この株はこれは譲渡はできるんですが、どうなんでしょう。

○政府委員(大永勇作君) 譲渡はできることになっております。

○丸谷金保君 勝手にです、勝手にできるかどうか。

○政府委員(大永勇作君) 株主間で譲渡ができるというところでございます。

○丸谷金保君 そうすると、株主外譲渡というのは定款で禁止しているんですか。禁止しているんですか。

○政府委員(大永勇作君) 通常の商法上の会社でございまして、譲渡は禁止あるいは制限いたしております。

○丸谷金保君 実は、私、不勉強でどうもよくわからないんですが、通常株式の譲渡のできる会社で、しかも法律によって利益を得ることを通常禁止しておる——利益を得てはいけないことになつていますね、この会社が利益を上げては、株式会社でそういうことができるのかどうか、ちょっと不思議なんです、どうなんですか。

○政府委員(大永勇作君) 商法上の会社でございまして、この会社が利益を得ることを禁止して

いる、あるいは制限しているということではございませんが、この硫酸輸出株式会社といたしましては、利益も損も出さないという形で、その利益なり損失が発生いたしますれば、それは株主といいますが、輸出をした各社が負担するという形の方が合理的であるというところで、会社の運営の方針といたしまして利益を計上しないということ、ございまして、法律その他によりまして、利益を計上することを制限あるいは禁止しているものではございません。

○丸谷金保君 そうしますと、どうもよく飲み込めないんですが、この会社は株も自由に譲渡できる。だから、設立の当初はそういうことでメーカーの生産比率によって分けたけれども、ある特定のメーカーがこれの過半数の株を持つことも可能ですわね。そして、そのときに、株主擁護という立場で利益を上げようじゃないかというふうになったときはどうなるんですか。

○政府委員(大永勇作君) 実際問題といたしまして、いま輸出は非常に苦しい状況にございまして、価格的にも国際競争上非常に不利な立場にございまして、価格競争上も比較的不利な立場に置かれておるわけでございまして、輸出によりまして利益を上げることとはなかなか実際問題として困難な状況でございまして、今後ともそういう事態が続くであろうというふうなことを考えております。

○丸谷金保君 私は実際問題を聞いていますので、法的にどうかと聞いています。

○政府委員(大永勇作君) まあ、過大な利益を上げるようなことではないと思いますが、法律上からいいますと、第十条というのがございまして、「通商産業大臣は、輸出会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要であると認めるときは、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる」という規定がございまして、したがって、もし株の買い占めその他のような事態が起りまして、そこで不当なる利益を上げるといふような事態が仮に生じますれば、この「監督上必要な命令」をいたしまして、そういった事態を是

正させるということにならうかと存じます。

○丸谷金保君 ちよつと私、この法律を読んで非常にその点矛盾を感じるんですが、会社法上から言いますと、会社というのは利益を得ることを目的として成立されているんです。そうですわね。営利法人です。それに同じ営利法人の各社が株を持っていくんですよ。いいですか。そうすると、これは、利益を得ないことを目的としているところに利益を目的とする会社が出資するということは、会社法とはぶつかりませんか。この法律を読んでみて、どうも変だなと、非常にこのところが私わからないんですがね。

○政府委員(大永勇作君) 利益を上げないことを目的にしておるわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、実際にその会社の運営として、利益を計上いたしますと当然法人税その他が取られます。ところが、この硫酸輸出株式会社を通じて売ります親会社といいますが、株主の方の会社は赤字でございまして、したがって、全体として見れば、その輸出取引によりまして赤字であるにもかかわらず、輸出会社の方にだけ利益を計上いたしますと、そこで税金が取られるということになるわけでございますから、実際全体の利益を考えますと、やはり利益は計上しない形というのが、何といいますが、自然なわけではなからうかというふうに存じます。

○丸谷金保君 この第十条には、別に利益を上げた場合に必要命令を出すというのではなくて、包括的なあれですわね、監督官庁としての命令権をうけますと、会社法の中で明らかに利益を目的とする法人であることをうたつて、その会社法によつて設立された法人が他の方で束縛される場合には、この明文規定は要らないんですか。私はちよつとこれはおかしいと思ふんですわね。その場合であれば、この臨時措置法の中に明文規定がなければ、そこまでの行政機関として監督命令を出して、けしからぬから利益を出すなというふうなことを言う権限がこの法律で出てきますか。どうです。

○政府委員(大永勇作君) 利益を出すなというふうな指導ないしは命令を現在いたしておるわけではないわけではございません。会社の運営のやり方として、会社の役員会等の方針として、先ほど申し上げましたような税その他の関係からいたしまして、経常利益を計上しないということでございますが、もし仮に、これはそういうことではちよつとかなかないと思ひますが、硫酸、尿素等につきまして、親会社の方もそれから輸出会社の方も、どちらも含めまして全体として利益が上がるというふうな事態になれば、これは株式会社でございすから、適正なる利潤をこの会社が計上するということとはあり得ると存する次第でございす。が、現状はそういうふうな状況にないということでございます。

○丸谷金保君 現状を私聞いているのでないんで、それで現状ないからいいということにならないんですよ。そうでしょう。この法律自体の持っている要素から言つて、利益を上げることを抑えるというふうな、そうして国会の答弁の中でもう何回も言つています。この会社は利益を上げないんだ、利益を上げさせないんだと。しかし、会社法による会社が、特殊法人じゃないんですから、この十条でもって利益を抑えることができる法的な根拠が出てきますか。その場合には、もっと明文規定が要るのではないんですか。会社法という法律では、利益を認める会社として設立しているんですよ。その利益を抑えるという場合に、包括的な行政指導の中で抑えられるということになりますか。冗談でないと言われた場合どうしますか。そこまで法的な権限がありますか、通産省。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど言葉が少し足りなかったかもしれませんが、十条に監督命令の規定がございしますが、この命令でもって利益を出すなと、あるいは法律それ自体が利益を出してはならぬというふうなことはなつてないわけではございまして、先ほど申し上げましたのは、仮に株式の買ひ占めその他が起りまして、不当なる利益をここに計上するということがあらう場合

にはどうかという問題でございすので、そういった不当なる事態が生ずればもちろんそこに監督命令という問題は出てくるであらうということでございます。利益をいささかでも計上したらそこに監督命令が出るというものではなからうと存じます。

ただ、親会社が赤字であるのに輸出を取り扱う子の部分だけで利益を計上いたしましたも、税金をただ払うというだけのことで、何といひますか、全体の企業運営をいたしましてはマイナスでありますから、これは会社独自の判断におきましてそういうことは恐らくしないであらうと、こういうふうな御説明を申し上げておるところでございす。

○丸谷金保君 そうすると、法的に抑えることはできない、しかし会社の良識の中で、こういう特殊な会社で、輸出する場合にも許可が要るんだし、いるんだ点で総体的には抑えられるからそういうふうな解釈していいですか。

○政府委員(大永勇作君) そのとおりでございす。

○丸谷金保君 そうすると、ちよつと前の答弁と食い違ふんですが、後でもう少し整理してからにいたします。それじゃ、そのことは一応質問を留保して、そこまでにしておきます。

そこで、四十五年の附帯決議の中で「肥料流通経費の低位安定とその合理化を図るため、流通体系の整備、輸送、保管等の経費節減、肥料末端価格の硬直性の解消等に関する対策を進めること。」というのが二項にございす。それから約十年近くたったわけなんです、これについて農林水産省はどのようなその後流通機構に対する整備を指導したか、それをお聞かせいただきたい。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

したがいまして、農林水産省といたしましてはこの附帯決議の趣旨を体しまして、この流通経費の節減といひますか、合理化という面につきまして種々努力をしまつてきておるわけではございす。

まず一つは、交錯輸送の排除ということでございす。これにつきましては従来から関係者に対して指導しておるところでございまして、生産業者、販売業者等は委託生産なりあるいは振替出荷というふうなことにによりまして交錯輸送の是正に努めてまいつております。したがいまして、このため地域内の自給率といひますものも非常に上昇傾向にあるわけではございす。

それから、年間輸送の平準化という問題につきましても、出荷月によりまして出荷価格差を設けるいわゆる限月価格体系といひますものを肥料の種類ごとに設定して、以前からこれも実施をしまつておりました。

それから、荷役の合理化推進という点についてでございますが、これにつきましては、関係者に対してはパレット使用等によりまして荷役の改善を指導してきたところでございす。肥料の輸送単位、これは大部分が二十キログラムでございすために、ハンドリングなどいろいろ問題もございす。したがいまして、荷役の合理化がむずかしいという一面もございすけれども、パレットなり、あるいはフォークリフトを使用することによりまして荷役の機械化が進められる。それからまた、肥料輸送の一貫パレチゼーション化とか、あるいはバラでもって輸送するというバラ輸送などによりまして、荷役の合理化を含めた輸送全般の改善、これが関係者間で一部実施に移されてまいつておるということではございす。

販売費の節減につきましては、かねてから関係者に対して指導してきたところでございまして、また、肥料流通におきます農協系統の取り扱い比率が高うございす。したがいまして、この販売経費の節減が、そういう面でも農協系統の面で

もやっておりますので、おのずからその面も実施されてきておりますが、商人系の方も農協系統にまた準じた肥料販売を行っておりますために、販売経費の節減の面につきましてもいろいろ努力をしておるということでございます。

なお、こういう面につきましては肥料対策協議会というのをごさいますして、その中にさらに流通対策部会というのを設けておりますが、この辺につきましても、この流通関係の合理化の問題という点もいろいろ検討を願っております。その面の検討結果等も踏まえまして、今後ますます合理的な輸送体系の確立なり、輸送方法の改善あるいはまた交錯輸送の排除等を図って、肥料価格の低減に努めるよう関係業界を今後とも指導してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 実際にはその後、いまそういうふうにお話しになっておりますけれども、国鉄の特別運賃制度というふうなものがありましたね。それで、肥料の運賃なんかの取り扱ひも高くなりました。そういうときに農林水産省はどうか対応したんですか。

○政府委員(二瓶博君) 国鉄の貨物の運賃の問題につきましても、従来から公共政策割引等々のいろいろな特別の運賃制度をとっておるわけでございますが、こういう面につきましても、国鉄の経営の合理化といいますが、そういう面から、こういう特別運賃制度につきましても、ある程度従来のものよりはやや高いようなやり方に逐次要請をされてまいっております。そういう話がありました際には、農林水産省といたしましては、肥料に限らず、その他の農林物資につきましても、事の性格上その面は十分配慮をしておらうということ、強く運輸省なり国鉄当局に要請をいたしておるわけでございます。その際に、肥料につきましても、非常に国鉄依存度が高いわけでございます。特に、その輸送トンキロという角度で見ますと、五二%ほど国鉄依存度があるという実態にかんがみまして、国鉄当局にも強く要請をいたしております。

したがって、現在では一等から三等までの区分が分かれておりますが、この三等というのが一番安い料金ということになるわけでございますが、肥料もこの中にランクづけをしております。そういうことで、そういう面におきましてもいろいろ努力をしておるということでございます。

○丸谷金保君 国鉄への申し入れその他いろいろしたか。正確なひとつ。

○政府委員(二瓶博君) 国鉄によります輸送の関係は毎月打ち合わせをしておりますが、ただいま先生のお尋ねは、むしろそういう数字を業務的にやっているものじゃなくて、特別運賃制度の改正の際の申し入れと、その期限はいつかと、いつ申し入れたかというお尋ねであらうかと思っております。この面は、ただいまちょっと手元に資料がございませんので、大体農林物資全部としまして食品流通局の方でやっております。したがって、その辺調べまして後刻お答えを申し上げたいと思っております。

○丸谷金保君 特に、肥料についてだけというのはやらないんですか。やらないんですか。

○政府委員(二瓶博君) 先ほども申し上げましたように、この貨物運賃の面につきましても一等から三等まで分かれております。その際の一歩安いランクの三等に肥料を位置づけてもらっております。このことでございます。

○丸谷金保君 それはそちらの方でやってないやむを得ないので、しかし、国会の附帯決議というのはいささか大事にして、やはりきちんとそういう点はその都度対応するようにひとつしていただきたいと思います。一括してそれは食品流通局でやっているといるというふうなことは、これはもう特に肥料の問題についての限定された決議ですから、やはり主管のおたくの方が、農畜園芸局がすぐ対応していただくというふうな構えを、これからの実はお願いをいたしたいと思うわけでございます。

大臣が来ましたので大臣に質問いたしますが、大臣は就任以来、農業基本法は見直さなけりやならぬということを何度も公式の場で言われたように承っておりますが、それは間違いございません。○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、農業基本法が大綱として間違っているとは思わない。しかしながら、時代の変遷に伴っていろいろ変わっておる事柄もある。変わっておることもあるし、また、この農業基本法には、生産性の高い農家とか、あるいは農家のいろいろな所得の維持増進の方法とかは書かれておるけれども、そこに農村が民族の苗代であってというような考え方がちよつと抜けておるのではない。文化的な面、そういうような面もつけ加えていったらいいのではないだろうか。そういうような面も全部含めて、私は間違っておるというふうには思いませんが、見直すことはやぶさかでありませんということをおっしゃるわけであります。

○丸谷金保君 大臣の発言ですから非常に心配している。農業基本法という法律に基づいていろいろな施策が、農業政策が行われておるといふ中で、見直し論が大臣の口から出ますと、何かこの法律を全面的に改正しなきゃならないんじゃないかというふうな感じが実は受けるのですが、いま言ったような要するに民族の苗代としての、そういうむしろ農業基本法をさらにもっとよくしていくと、そういう意味で見直し論を唱えていたことと、これを廃止する方向で唱えていたこととが、いまいちよくいんすね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは私は、よく農業基本法を見直せ見直せという話がございますが、それについて私としては、結局農業基本法はどことが間違っていたのかと、いろいろ言われるわけですよ。農業基本法の中で一町上がりの農家がでないじゃないかと、規模拡大ができてないじゃないかと、それは確かにできてない面もございまして、それはしかし農業基本法でできてないのじゃなくて、むしろ農地法その他のいろいろな関係がありますから、むしろそういうところの方がネックがあるのじゃないかと。

しかし、農業基本法がこのままで全くだいというのでなくして、それにはもう少し文化面とか、いま言った精神面とかで農村の位置づけというものはどうも入っていないように思えないので、そういうものを少し取り込んで中身を充実していったらいいじゃないか。その中でどっか違う点があれば、細かい点で、手続論とかその他の問題で、そういうのは見直しても結構ではと思う。全体としての方向は私は間違っていないと思いません。このようにことを、ずっと同じことを言っているのです。

○丸谷金保君 そうすると、あれですか、大臣が発言するくらいですから、それらのいわゆる民族の苗代論ですか、そういう形のものをどういうふうにして農業基本法の中に織り込むかということ、事務局の方には指示して作業は進んでおるんですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは、予算でも終わり、みんなこれが終わりましたから、いまのところ忙しくて、私は就任したのが十二月ですから、予算編成とか予算委員会とかそれいっばいで、もう事務局も全部国会にくぎづけですから、したがって、まだそういう作業には入っておりませんが、いずれいかなるふうな経済関係の法律というものは、世の中がどんどん変わっていくばその実態に合致していかないと時代おくれになりますから、私は経済の憲法的なものはそう直すべきではないと思っておりますが、しかし、部分的に経済と一緒にいかなるかならないようなものは時代に合致していく。法律に経済を引っ張ってくるということは、言うべくしてなかなかできません。これは。

したがって、私は国会でも終わったら、ひとつそういうふうな勉強会を発足してやっていきたいと、こう思っております。どこかところをどう直すかというふうなことを言っているわけじゃありません。最初に私が言った文化的な面、精神的な面を少し織り込んでみてはどうなのか、その方がいいのじゃないかという程度で、これもま

た、具体的にどういふ文案でどういふふうに織り込むかというふうなことは、もう半年ももつと先の話であります。

○丸谷金保君 この農業基本法ができてくる経過といふのはもうこれは大変なもので、それを多少直すとか何とかというふうな話が大臣の口から出て、いま伺つてみると、まだそれは大臣の個人の考え方の域を出ないわけですね。事務当局との詰めとか、そういうことも何にもやらないと。どうもちょっと、そうすると大臣の発言としてはいま言われたようなふうには伝わっていないと思うんです。われわれが聞いている限りでは、もう少しちゃんと起承転結のある形で発言をしていただかないと困るのじゃないかと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは中川農林水産大臣のときから言われているのです、農業基本法の見直しどうこうという話は、私になつてもそういう質問があつたので、私は全面改正とかそういうふうなことは必要ないと思つてゐるのです。ないと思つてゐるのですが、しかし、どうせそういうふうな見直しをしてもいいのですよ。こんなもの、しよつちゅう直していいのですから。いま言つたような新しく田園都市構想とかそういう話も出てきておるし、それから総理演説の中でも、とかく農村を単なる生産の場としてでなくて、別な意味で見直さうじゃないかという発想が出てきてゐるわけですから、そういうふうなことでそれを何かつけ加えていくというのでは何ら差し支えないことでありまして、具体的にどういふ案文にするかは別な問題だけれども、施政方針まで出ているものをやはり法律の中で生かしていく方法が私はあると思う。

したがって、そういうことで検討をしてみたいといふことは、少しも私は差し支えないと思ひます。大臣は事務当局の言うとおりにする必要はないわけですから、大臣の言うとおりにすればいいのですからね。ですから、私はそういう意味で当然これはしかるべき時期には指示をして検討させ

ます。させますけれども、基本は間違つてないといふのはそういうことであります。

○丸谷金保君 ちょっと言葉じりをとるようで申しわけないんですが、こんなものというふうな直してもいいんです。こんなものというふうな、この法律をこんなものというふうな大臣の言い方、ちょっと少しおかしいと思うんだ。それは、そういう考えだから手紙にばかばかばかとか見直し論が飛び出すんじゃないですか。中川大臣のときにもそれはありましたけれども、渡辺大臣になつたときのようににぎやかにはそのことがマスコミにそう取り上げられてないのに、おたくが大臣になつたら途端にえらいそれがオクターブ上がった形で出てくるのは、あなたがやっぱり農業基本法といふものをこんなもの直してもいいんですよといふ、そこに考えがあるからじゃないですか、農業に対する物の考え方に。はしなくもそれがいまのような言葉になつて出るんじゃないでしょうか、どうなんですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、農業基本法を指してそう言つたつもりじゃないのです。もし言つたとすれば、それは訂正をいたします。私は、経済法規全体の問題についてこのような言ひのちよつとなまつて言つただけで、栃木県のせいかもしれないが、このような経済法規については、正確に言へばそう言うところでしょう。経済法規については、経済の実態に合はなければならぬしよつちゅうそれは点検をされなければならぬものであると、かように思つております。

○丸谷金保君 基本法変更に対する発言がそういうことなので、実はこのことは確認しておきたいんですが、昭和三十三年に現在の臨時措置法ができたときに、赤城農林大臣がこれは農業基本法の付帯法としてこれを提案しているといふことを当委員会の中で答弁しております。その考え方——まあ前大臣でも前々大臣でも自民党の内閣なんですから、前の大臣の言つたことは、渡辺大臣はやはり責任を持つてこのことは受け継いでいるとい

うふうに受けとめてよろしゅうございますか。

○政府委員(二瓶博君) 三十九年にこの肥料価格安定等臨時措置法、これを国会で御審議をお願いをいたしました際に、農業基本法そのものが昭和三十六年に成立をいたしております。したがいまして、その三年後でもございまして、いろいろ基本法との関連というふうなことが質疑でございまして。そのとき、当時の赤城農林大臣から農林水産委員会におきまして、農業基本法の関連法といふことでお答えをしたというふう聞いております。現在も農業基本法には第二条の一項六号におきまして「農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること」といふのが第一項各号に並んだものの一項として六号として入つており、これを「総合的に講じなければならぬ」と、こ

ういふ規定に第二号が相なつております。したがいまして、そういう関係からいたしました、現在もこの基本法との関係で言へばやはり関連を持つた法律である、かように認識をいたしております。

○丸谷金保君 大臣にお伺ひいたしますが、この問題に限らず、前のたとえば中川大臣が発言しているこの委員会等で約束したこと、こ

ういふのは、なかなか言うべくしてむずかしいのであります。

○丸谷金保君 ちょっと話がそれてしまつたんですけれど、これは願望といふふうな程度の発言では中川大臣なかつたので、たとえば農家の生産者の価格を下げるんじやなくて、途中の流通の中

てはあります。おりますが、国会でどういふふうなことであらういふお約束をされたかよくわかりません。しかし、その気持ちは、安くしたいという願望を私は言つておるのだらうと思ひまして、なかなか安くしたいのだけれども、現実にはこれは畜安法でも改正してもらわなくちゃ安くするなん

といふことはできないわけですから、安ければ政府が買い上げるというのですから、ですから安くしたい気持ちは私もありますけれども、それはなかなかそんな簡単にいく話のものではありませ

ん。したがって、われわれとしてはできるだけ生産性を高めて、安くするといつても農家が採算の合わないほど安くして出したのでは、これはもう後は生産できないわけですからそれは困るわけですよ。したがって、せいぜい生産性を高めて、農家所得を増大しながら、それで安くするのだから私は結構なことだと思つたのです。だから、そういうふうな努力はいたしますが、すぐに安くするといふのは、なかなか言うべくしてむずかしいのであります。

○丸谷金保君 牛肉の問題は、またあした畜産の方がありますので、そこでやりたいと思ひます。

一応原則として、前大臣の委員会等で発言したことに付いては特別の事情のない限り継承している、そのように解釈してよろしゅうございますね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 結構でございます。

○丸谷金保君 次に、輸出価格の問題についてお聞きいたしますが、前々からの委員会、これは大臣でなくて結構ですが、論議されている記録を何度読んでみても、私たちの頭では当局の説明が腹に入らないんです。それで何度も論議されたこととすけれど、もう一度ひとつお答えを願いたいと思う。どうして外国に安く出して国内に安く出さないで、それで国内の生産者にはかぶせていないんだと。先ほどの参考人のお話でも、国外に輸出するのなら安く輸出して、そしてその赤字の分はほかの事業の黒字で賄って会社として損になつていないのだということなんです、どうもちょっと私にはわからないんです。それなら国内だって安くできるわけでしょう。輸出するものだけ、全体の企業利益の中から落とすから国内には影響してないんだというなら、国内だってできるわけじゃないですか。どうもそこところが、よくよくいふ何遍も読んでみたんですが、足鹿先生やその他のいろいろの質問に対してのお答えが明確でないで、もう一遍ひとつそこを聞いておきます。

○政府委員(大永勇作君) 肥料の輸出価格は、国際的な最近の供給過剰状況を背景にいたしまして低い水準でございますが、その場合におきまして、輸出が行われることによりまして、国内価格の低減にやささかの寄与をしているのではないかと、いふふうに思っております。すなわち、国内需要を満たした上で輸出を行いますことは、輸出を行えない場合に比べまして設備の操業度を上昇させる、その結果、製品単位当たりの固定費の低減をもたらすわけでございます。製造原価は、その分だけ引き下げられるということになるわけでございます。ただ、国内価格の取り決めに当たりますのは、製造原価を基礎としているものでございまして、いま申し上げましたような輸出の

実施によって固定費が低減する、その分だけ国内価格の引き下げに寄与して、こういうふうな考え方でございまして。

○丸谷金保君 そうすると、結局スケールメリットの中で国内の価格も下げる方に寄与している、こういうことですか。

○政府委員(大永勇作君) 設備能力に比べまして国内需要が小さくございまして、輸出を行わないと仮にいたしますと、操業度が非常に低下する、低下すれば固定費がそれだけ単位当たり上昇する、こういうこととございまして。輸出を行いますことによつて操業度を向上させる、それによつて単位当たりの固定費が低減をする、こういうこととでございます。

○丸谷金保君 じゃ、その答弁ですと、それだけ国内に下げるんじやないですか。そうなりませんか。

○政府委員(大永勇作君) これは国内も輸出並みに下げたかどうかというところでございまして、先ほど申し上げましたように、国内価格の取り決めに当たりますのは、製造原価をベースにいたしまして、生産業者と流通業者との間で自主的に話し合いを行ひまして決めていく、こういうたてまえになっておまして、さらに輸出価格並みに下げるといふことになりまして、メーカーの経営というのが非常にむずかしくなるわけでございます。ひいては肥料の国内への安定供給に支障を生ずるといふふうな事態にならうかというところを危惧するものでございまして。

○丸谷金保君 そこで、さっきの輸出会社との問題が出てくるんですが、先ほどの話ですと、輸出会社が黒字も赤字も出さない、こういうように指導して、黒字を出さない方がいいんですよ、さっきのとおりでね。じゃ、赤字が出た場合には、今度は各社に負担させるといふんでしょ、輸出会社の赤字は生産量に応じて、そうすわね、そうでいいんですか。

○政府委員(大永勇作君) これは以前は、輸出会社が肥料を輸出いたします場合には、国内の価格

と同じ価格で輸出会社が肥料を引き取りまして、それを国際マーケットにあわせて売るといふことで、輸出会社に非常に赤字が累積いたしまして、大問題になったことがあるわけとございまして。そういう経験がございまして、これは昭和三十九年以降現在の体制ができたわけとございまして、それは輸出FOB手取りと同じ値段で肥料メーカーから買い取ると、こういうことになっております。もちろん、輸出会社の人件費その他必要でございまして、トン当たり幾らというふうな手数料は輸出会社がいただくわけでありまして、輸出FOB手取りと同じ価格で生産メーカーから引き取るものでございまして、輸出会社に赤字が累積するということにならないということとでございます。

○丸谷金保君 三十九年のこの新しい法律に変わったとき、二百九十億くらいですか、赤字たな上げして特許したのは、ちょっと私もここに資料があるんですけども、質問の順序を取り違えたので、ごちゃごちゃになって探るのが大変だから、大体そんなことなかたかと思うのですが。

○政府委員(大永勇作君) 大体二百十億くらいでございます。

○丸谷金保君 そうすると、そのときはやはり各会社に負担をさせて一応各会社に特許をしたわけですね。

○政府委員(大永勇作君) そのとおりでございます。

○丸谷金保君 すると、その残がまだ何十億か、二、三十億程度残っておりますね。

○政府委員(大永勇作君) 一遍にその損を落とせないものですから、法律で償却制度を設けたわけとございまして、四十八年でその償却残がなくなつておる、こういうこととございまして。

○丸谷金保君 そういう場合、それは国内の肥料価格にはしわ寄せになりませんか。

○政府委員(大永勇作君) 国内の肥料価格は、その年々の製造原価をベースにいたしまして決めるものでございまして、いま言ったような累積損

失というふうなものはコストに計上されない、こういうこととございまして。

○丸谷金保君 それで、その製造原価の問題になるんですが、従来の議論を見ても、それらについては企業の秘密に属すること、製造原価というものは開示できないというふうな再三御答弁がございまして。しかし、実際にそういう製造原価の計算をおたくの方はやっているんですか。

○政府委員(大永勇作君) 製造原価につきましては、政府といたしましては価格交渉の円滑な進展を図ることからいたしまして、メーカーと流通業者の当事者の要求がございまして、生産者の平均生産原価と、こういう資料を交付してきたものでございまして、これをベースにいたしまして両者が協議して価格取り決めを結んでおると、こういうこととございまして。

○丸谷金保君 それで、さっきも硫安の協会長が話していたんですが、実際にはわからないと言っているんですよ、業界も原価は。先ほどそう言っているんですよ。私たちは政府から来る資料によって平均価格がこうだと言われるからそれで交渉するだけであつて、どうしてそういうふうになったかということは、交渉する業界代表は知りませんと言っているんです、きょう。そうすると、おたくの方の出した資料だけが根拠であつて、あと何にもないんじゃないですか。

○政府委員(二瓶博君) 先ほど参考人の意見聴取の際に私も傍聴していただきましたので、そのときの硫安工業協会の会長の答弁は、その個々のメーカーの生産原価はわからないと。自分の会員の個々のメーカーの硫安の原価、尿素の原価、こういうものはわかりませんと、こういうことを答えたようでございます。したがって、政府の方から、これは通産省と農林水産省一緒に調査をするわけとございまして、調査をして向こうの交渉当事者の求めに応じて交付をいたします。その際は、これは全体の加重平均のコストといふものでございまして、したがって、個々のものはわからないわけとございまして。そういうことで

ございます。

○丸谷金保君 要するに、中身はわからないということですね。どうしてそういう値段が出てきたかというところは、加重平均したという方程式の説明はあるけれど、数値は出してないわけですから、そういうことでしょう。

○政府委員(二瓶博君) 加重平均した数値と、主な内訳と、それから最低と最高のコスト、これは出してあります。したがって、硫酸であれば最高は幾ら、最低は幾ら、それから平均コストは幾ら、その内訳は材料費で幾らとかというように、ことまで出してあります。ただ、個別のものは出しておりません。

○丸谷金保君 そうすると、会社側も、それから一方の相手は全農さんですけれども、メーカーと全農さんが同じ資料をもちあうわけでしょう、おたくから。何を交渉するんですか。

○政府委員(二瓶博君) これは両当事者に交付をいたしますので、政府の方から交付する実績原価、これに基づいてはたいてい先生おっしゃるとおり、全農の方と、それから生産業者の方とまさに同じものがございます。しかも、こちらが交付いたしましたのは、最近では暦年で調べたものがございます。ところが、価格交渉をやった決めます価格の方はこれは肥料年度ということでございますから、七月から始まる一年間ということになります。したがって、政府から交付した資料を一つのものにして、参考にしたりしながら、今後の動きといえますか、需要がどうだろうかというようなこともいろいろ考えに入れて、そうして交渉に臨むということになるわけでございます。その辺は全農さんは全農さんなりいろいろな資料を考へてございましょうし、あるいはまた生産業者、メーカーの方でも今後の賃金は上がるのだらうとか、日本経済がこうなるから賃金はどうかとか、いろいろなことも考へてそれで交渉の場に着くのであらうと、かように思います。

○丸谷金保君 まあしかし、それらの今後の見通しということも考へて交渉すると言いますけれども、もとになるのは両方同じ数字を持っているわけだね、基礎になるのは。同じものを持っていて、それから半年間の間に物価がどう上がった、人件費がどういふような動向にある、経済がどういふような動向にあるというものを、恐らくそれぞれの所管の役所なり何なりの発表したそういう統計数字に基づいて交渉することになるわけですが、そうなるよね。そうすると、同じところに行き着くんじゃないですか、結局、もとは同じで、それから後の数字の六カ月なら六カ月の経済の動向にしたって、これは自分たちのものというよりは、やはりそれぞれ統計機関なり何なりの発表したものに基いて行うということになりますから、数字は同じ数字で、とったところが違えば別かしらぬけれども、その程度のことです、まず両方とも余り変わりがないんじゃないか。

○政府委員(二瓶博君) 政府から交付した資料につきましても、加重平均した価格と、コストと、それから最低、最高というのもございますから、相当合理化していただければ最低の方はもっと下がっていいんじゃないかという物の見方も全農側で主張することもあるかと思ひます。それからこれは暦年でございまして、さらにその後の春闘でベースアップその他いろいろあるかと思ひますし、その後の日本経済の見通しなり、あるいはそれに基いて肥料の需給の見通しなり、いろいろあつて、それはやはり売り手と買い手の立場もございまして、その数字の見方なり、見通しの立て方なり、それぞれのやはり意見はあるのだらうと思ひます。そこでいろいろ議論をした上で、最後のには話のついた取り決め価格ができておるといふのが過去の例でございます。

○丸谷金保君 この法律では、それでその双方の交渉がまとまらなかったときには農林水産省が乗り出すということが書いてありますね。乗り出したことはありますか。

○政府委員(二瓶博君) 乗り出すのは農林水産省と通産省と、両方乗り出します。それから、いままで乗り出したことがあるかということにつきま

しては、乗り出したことはございせん。よく話し合つて、農業も肥料工業も健全な発展をするという角度でこれならというところで円満に価格の取り決めができておると、こう理解をいたしております。

○丸谷金保君 それは円満にいくんですよ、同じ数字で両方が交渉するんですから。基礎になる数字は同じなんですよ、おたくの方から出るやつで。そうすれば円満にいかない方がおかしいんですよ。だから、結局こういう法律をつくつたて、一遍も農林水産省や通産省が乗り出したことはないわけですよ。交渉がまとまらなかったことはない、毎年円満にまとまるんですから。そうすると、この肥料の価格形成は双方で決めると言っているけれども、実質的には農林水産省と通産省で取りまとめた数字が基礎であつて、この価格というものはおたくの方で決めるわけですよ、ね。実際には。形は交渉と言っているけれども、中身は政府が決めることと変わらないですか。

○政府委員(二瓶博君) 価格取り決めができる十五日前までに、農林水産大臣及び通産大臣に届け出がでてまいります。これに基づいて私たちが方もチェックをいたすわけでございまして、こちらが交付しました資料は、先ほど来申し上げておりますように、前年の暦年でございまして、したがって、肥料年度はその年の七月から始まりまして、あとの一年間一体どうなるかというものは、役所は役所なりにいろいろな推計をやつたりいたしております。その辺で向こうからこういうことで締結をしたいということ、十五日前上がったとき、ものを、うちの方の推計のあれとちよつとこちよつとみて、これなら両方とも話もつく、しかもそうおかしな線ではないかと、肥料工業も農業も両方とも健康な発展に寄与するなというところで受け取つて、その後乗り出してはおらないと、そういうことでございまして。

○丸谷金保君 結局、これらの肥料の価格という問題は、いろいろな御説明ありましたけれども、政府側が出した数字を基礎にして、政府はもちろ

ん会社の中身を調べるんでしうけれども、行われるということとはこれは間違いないし、円満にいつているということとは、いかに皆さんたちの提示する数字が正確かということに裏づけられているんだと思ひます。その点では大変御苦労なさつていられると思うんですが、両者に提示した数字の資料というものはこの委員会に提供できません、個々の会社でなくて、こゝしはこういう数字を両者に出しましたというの。ちよつとそれをひとつ要求したいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) これは両当事者に提示をするわけでございまして、この実績原価につきましても、いわば企業の秘密というように属するものでございまして、こちらが強制的に実績原価の報告書をとるわけでございます。したがって、先ほど申し上げました加重平均値、その内訳並びに最低と最高のコスト、こういうものを提示しているわけでございまして、このもの自体は、これはやはりこの法の目的にございまして、両当事者が価格取り決めをやり、それが円満にいきますための、達成するための資料というこの法の目的にのみ使用するということと考へておりますので、提示したものを本委員会に提出するということはひとつ御了承をいただきたい、御勘弁をいただきたい、かように思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、われわれこの法案を何のために審議するかということですよ。高いか安いか、全くわからないんです。いいですか。たとえばいま青色申告をやつていますね。ちよつどいま申告の時期ですから、それぞれの農家の実際使っている肥料価格というのはいくら出てきていますよ、去年使つたやつ。試みに私も私のうちで使つたやつやなんか、ちよつと電話で聞いてみたんです。そうしますと、もういま硫酸だとか何かを単発で買つていふのはほとんどないんです。中には大変りっぱな人もいて、それはそのままで買つて自分のところで配合するといふ人もいますけれど、いまもう何百という配合肥料ができていますので、記号を見まして、そしてその中か

ら選んで大体配合肥料を買わなければならぬ。

そして、その配合肥料が、たとえ昨年とあととし、一例をとりますと、ビートに使うS二七三というようなのが一袋千五百七十円なんです。そして、これは去年に比べて百円下がっているんですよ。しかし、ドル安のメリットというものは、百円くらいのもので私たちがはたして思うんです。しかし、それをずうっとたどっていきまると、農協の手数料なんかだつて非常に安いんですよ。先ほど聞きましていただけたけれども、全農が〇・六%、ペーパーマージンとしたって、こんなものでやれるのかと思うくらい少ない。〇・六%なんという取り扱い手数料というのは、何というか、そう無理な手数料でないんですよ。安い手数料なんです、取り扱いとしては。

そうしますと、その途中の経費がどういうふうにかかってくるか知らぬけれども、私たちが実際に使う化成肥料になってくるまでの間、もとになる肥料の価格の仕組みというのが全くわかれわからないうちで検討のしようがないんです、高いか安い。そんなばかなことというのはいささか不安いと思うんだ。全農やそれからメーカーが交渉する。これは、交渉は、恐らく密室でやっているわけじゃないでしょう。やっぱり暮夜ひそかにやっているんじゃないかと。そこで双方が交渉の基準として使われている資料、その前の個々の会社のやつは企業秘密が知りませんけれども、協会と業界の代表と全農という公的な法人ですね、これが価格交渉に使うおたうちの方から出た数字が、委員会に出せないというふうなことはどういうわけなんですか。そんなばかなことはいささか不安いと思うんですが、大臣どうですか、それ。

○政府委員(二瓶博君) 全農という販売業者とそれから生産業者、この両当事者に交付をいたしまして、その両当事者同士で交渉をやっていく。その際は、交渉委員というのをお互いの団体で出し合つて、その交渉委員同士でやっておるという姿でございます。

それから、そういう平均化した原価も出せないというところはおかしいというお話でございますが、平均原価でございます。特定肥料の生産業者数というのは尿素などが一番少ないわけでございますが、尿素、硫酸、一番多いのが高度化成になりますけれども、その辺の生産業者数もそれほど多くないということからすると、大体この辺が生産業者の原価じゃないかなという類推も相当できるのではないかと。そういうようなことからいいますと、平均数値を算出のままで公表するということも、先ほど申し上げましたような理由からいたしましてこれも御勘弁をいただきたい、こう思つておるわけでございます。

○丸谷金保君 申しました理由と言つけれども、もう一回その理由を言つて下さい。

○政府委員(二瓶博君) 原価は、これは企業の秘密に属するものであるわけでございますけれども、農林水産、通商産業両大臣、これがこの法律の主務大臣という立場からこの法律を施行するに把握しておく必要があるということで、法律の施行に必要な限度において特定肥料の生産業者に對して報告を求めようということでございます。その際に、この実績原価報告書につきまして、必要があるときはこれは職員をして立入検査ができるという立入調査権もございまして、それから報告をしないかという虚偽の報告をしたり、あるいは検査を拒んだりという者には罰則を科するということも、強制力を持つて企業の秘密に属する事項を調べておる、こういうことでございまして。しかも、これを用いるのは、法目的の範囲に限定をされるべきものであるということでございます。したがって、原価調査の結果につきましてはこれは公表すべきものではない、かように考へておるということが、先ほどの申し上げた理由ということでございます。

○丸谷金保君 それは、会社に立入調査したりして調べてきた数字、それをそのまま出せというのではないのだから、総体の会社の平均値をおたくの方では両社に提示するというのでしよう。それ

はもう会社の企業秘密には関係ないでしよう、会社はどこのどこのこととはわからないのですから。最高、最低そして平均がこれだけだと、全体のやつなんだから、いまの答弁ではそれがどうして出せないかというのの答えになってないじゃないですか。

○政府委員(二瓶博君) これは先ほど御答弁申し上げましたように、平均の原価でございます。たとえば尿素をとりますれば九社十工場、これを調べておるわけでございます。したがって、これを平均をいたしましたものと、その最低と最高というものの実数を示せば、個別の企業のも大体この辺かなという類推ができるという可能性が非常に強うございまして、この実数をそのまま公表するということにつきましては御勘弁をいただきたい、こういうことでございまして。

○丸谷金保君 視点をちよつと変えてみますけれども、たとえば私は農協の理事もやったことがあるのですけれども、ホクレンが出資して北海道に肥料の工場、これは合成肥料の工場をやつています。これも企業秘密でもないですけれども、その工場は余り大きくない工場で、昨年度五十一万三千九百五十二トンで四千万の利益を上げて、それからトン数も五十一万一千一十トン、五十二年は十二万トン、細かく数字ありますけれども、そういうふうなことというのは、われわれが聞けばみんな説明してくれるのです。

こういう農協関係の会社ですと、中身というのは当然理事会なんかにかかつて、こういうふうになつてこういうふうな利益があつて、これは利用割り戻しをこうするとか、配当をこういうふうにしますとかというところは事細かに説明されます。そうすると、私は全農という組織は、これはやはりそれを組合員に説明する義務があるんじゃないかと思うのです。農林水産省からこういう提示をされてこういう交渉をした、結果ここへおさまつた。これを要求した場合に、系統農協としては説明しなきゃならぬでしよう。その数字をおたくの方が出せないというのはどういうわけなん

ですか。

○政府委員(二瓶博君) 全農に農林水産、通産両省から交付をいたしました実績原価につきましては、これは全農にも内部では一般的には公表するな、法の目的の面からして公表するな。なぜならば、企業秘密というものと絡み合つておるからというもので、したがって、農協はそういう角度で別途またこの特定肥料以外のものについても、いろいろ企業秘密に属するものも収集などしたりしておるようでございますけれども、そういうものにつきましても相互の信頼関係といひますか、そういう見地に立つて、相手のメーカーの企業秘密に属するようなことは、これは出しておらないと聞いております。

もちろんこれは農協でございますから、会員には当然今回の肥料価格の交渉の経過はこうであつたと、その結果はどうであつたかということ、これは説明すべきであらうと思ひます。また現にそういうような印刷物等も全農等でつくりまして、よく会員には説明をしておるということは聞き及んでおります。

○丸谷金保君 両方が同じ数字をもちつて、どいようですが非常に大事なところなんで、それをもとにして交渉するから、いままでも農林水産省なり通産省が一週も介入しなくても円満に話がいつてもつと。その話のついた価格が出るわけですね。あと全農の場合に、これに手数料を幾らにするかということも理事会にかけて決めていくんです。だから、元はもう出ているわけですね。はつきりわかつておるんです。どこで幾らずつけたかということも、はつきりしてゐるわけですね。それなのに、そこから先の交渉のときの材料になつた数字がわからないということになると、非常にそこが不明瞭なんです。これは私は全農の名譽のために言つておきたいんですが、そこにあらうわきまも出るわけなんです。いいですか。それはおたくの方がそんなものをみんなに出してもいいと言へばどつと出すやつが、出せないから、全農としても決まつたと言つても、どういふこ

とで決まったということは説明できないでしよう。どうです、そういうことになりませんか。

ですから、たとえば配合肥料になってきてわれわれのところへ来るときには、ずいぶん輸入原料も下がっているはずだし、輸入も安くなっているのに、たった五％くらいしか下がらないんです。だけれどもわからないのです。ちょっとおかしいんじゃないですか、どうですか。全くおかしいんです。しかも、最低と最高と出ると言いますね。たとえば硫酸の工場原価の最低というものはトン当たりどの程度のものなんですか。それも言えませんか。

○政府委員(二瓶博君) 硫酸の政府の方で調べたあれの最低がどうかというお尋ねでございすけれども、これも幾らという具体的な数字については御勘弁をいただきたいと、かように思います。

○丸谷金保君 それで、私は最低というのはゼロ以下のところもあると思うんです。原価計算すれば、副産物として出てくるんです。本来なら処理に困るんですよ、公害の原因になるから。いろんな化学工業の副産物で出てくる、そういうことになりすわね。それを、全国の畑に公害を薄めてやってるんです。いいですか。そうすると、原価計算でゼロだというのって出てくるんですよ。引き取ってあらわすんですが、さういしたということだ。あり得るんだから。

○政府委員(二瓶博君) 先ほど申し上げましたように、硫酸の加重平均した価格と最高と最低、それから加重平均した価格の中の主な費目の構成比というところでございす。その際に、いろんな材料費の問題もございす。うし、あるいは労務費の関係もございす。うし、いろんな費目があるわけではございす。ただいま先生から特別にお話がありましたのは、硫酸につきまして現在合成硫酸はつくってございせん。回収硫酸と副生硫酸、この二つだけでございす。したがって、この辺の硫酸なり廃アンモニアの評価というものをどうやっておるかということであらうかと思いま

す。この面につきましては、通産省の方からお答えを申し上げます。

○政府委員(大永勇作君) 回収硫酸の占める割合が現在七七％ということでは非常に多いわけではございす。その方式につきましては、たとえば繊維の原料でございす。カプロラクタムの廃液の中に硫酸分がございす。それでアンモニアを入れてつくる場合、それからあるいは酸化チタンの廃液に同じくアンモニアを入れてつくる場合、いろいろ生産工程が違っておるわけではございまして、したがって、回収硫酸のコストをどういうふうに見るかという場合に、その廃液の中の硫酸の評価をどうするかというところが出てくるわけではございす。これは非常にむずかしい問題でございす。たとえば酸化チタンのような場合には、酸化廃液についてはほとんどゼロに近い評価をいたしておりますが、カプロラクタムの廃液の場合は、きれいな硫酸が出てまいりますので高く評価しておるというふうなことで、生産工程によりまして評価が違っております。さういします。全体を平均いたしますと大体どのくらいかということになります。購入硫酸に對しまして大体四割程度の評価を平均いたしますとやっております。このことではございす。

○丸谷金保君 大臣は会計のベテランなんです、いまのあれを聞いていてお感じになったかと思うんですが、法律の適正な運営をしていく場合に、われわれがこの法律がいいとか悪いとかという、そういう基礎になる数字が密室の中で全部行われても、ほとんどゼロに近いものもあるわけではございす。しかも、いま通産省の方の話も聞いても、ゼロじゃなくて逆にマイナス、持たせてもらってありがとうというのだから出てくるはずですよ。困っちゃうのだから、廃液として流すわけにもいかない。そういう原価計算をきちんとしてやらないから出せないのじゃないですか、どうなんですか。大体のところ、会社から出てきたやつであらうですか。いま申し上げましたよ

○政府委員(大永勇作君) いま申し上げましたように、回収硫酸の原価の計算の仕方というのが非常にむずかしいわけではございまして、いろんな工程によりましての差があるわけではございす。われわれもいたしましてはそれを平均いたしたものを提示をいたして、それをベースにして両者間で交渉をしていただいております。このことではございす。

○丸谷金保君 非常にむずかしいけれども、できるのですか。

○政府委員(大永勇作君) これはなかなか理論的な方式というものはございせん。で、評価の仕方をきちんとして決めることができるかと言われまると、なかなかこれはむずかしいことであるかと思ひます。ただ、実際の回収硫酸の価格の問題になります。結局同じく窒素肥料でございす。尿素との価格の比較という問題が当然出てくるわけではございまして、含まれております窒素分による評価ということが別の面から出てくるわけでは、その面でチェックされるという点がございす。

○丸谷金保君 結局あれでしょう、回収硫酸というふうなものの原価計算はそれだけ単独ですというふうなことはきかぬ。むしろ、いまの会計学の中の評価の仕方はまだ固まっていな

○政府委員(大永勇作君) 理論的に統一されたものはございせん。したがって、平均でわれわれとしては資料をつくっておると、こういうことではございす。

○丸谷金保君 工場の設備の減価償却まではできなけれども、出てくるような廃棄物についてはきかぬ。原価計算がむずかしいというところは、私もこのところ調べて学者の意見も聞いてみたんです。大臣の卒業された学校の学者に聞いたのです。からます間違いはないと思うのですが、やっぱりできないと言います。いま理論的にこれだと言ったがまだないと言います。さうしたら、どうやって原価を出すのですか、あなたたち。大臣どうです、おかしいと思ひませんか。これはもう

専門的な大臣にひとつ。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 専門家もその方は不勉強でして、忘れちゃったので余り正確な答えが出ないかもしれませんが、それは御指摘のとおりなです。それは二つ三つもあるのです。むずかしい理由は、一つは、肥料なら肥料を単体でつくっている会社ならば原価は出しやすい。ところが、繊維とかそういうものによる副産物で出てくるという問題があります。その場合には、結局その副産物をゼロと見るのか、ゼロと見ればかかった経費は全部繊維の方にかかるわけですから、そうすると高く売れないという話になるかも知れません。

そこで、ただ会社ごとに五種類も六種類もいろんなことをやっているのは、またどこへいって配付しているか、これは会社ごとに私はまた違ふのじゃないかと思ひます。したがって、結局会社が自主的に肥料の方へどれぐらの原価の配付をしていくかということを決まるわけですから、そこは話し合いでみんなな程度でやっておるものや、独自にそれを出してきておるものや、それ一つを平均したもののや、これは実際私にもわからぬと思ひます。一つ一つ聞いてみないことには、ですから、会社から出てきた原価計算書というのは、自分も会社によって違ふのですから、それ一つをただ持ってきて平均したものか、私は詳しいことはどういふふうかやっています。それか、それは非常にむずかしい。

それから、標準原価的なものを、どこかの会社で一部分のものをとって、比較的肥料だけやっているとみなす会社をやつとって、それで大体さういふにみんな右へならえて出てきておるのか、このところもよく私もわからぬ。ですから、実際幾らが正しくて幾らがいいのかわからぬ。まあ、ちょっと私もわからないのですが、大体まあしかし標準的なものを出しているのじゃないかと思ひます。

○丸谷金保君 昔は単独でつくっていた工場があるから、標準的なものが出たんです。いまもう回

収斂安んか、単独でやっているとこははないんでしよう。そうすれば、ものすごく下がったはずなんですよ。だから、この十年間肥料の価格は上がらなかつた上がらなかつたと言っているけれど、そんなもの何もありましたの話を聞きます。この法律の結果でないんです。だんだんだんだんそういうふうにならなかつたところがある。なかつたやつて、廃棄物として出てくるやつを使えるようになったんだから、これは下がっていくのはあたりまえの話で、それが余り上がらなかつたというのを提案理由の中で自画自賛されても、非常にぼくはおかしいなと思った。そして聞いてみたら、数字は出せない。全く密室の中で肥料の価格形成がされて、今度その上にまた別な問題が出てきているんですよ、いま。

このごろ、微量要素というやつがあるんですよ。あれを入れると、たとえば一袋当たり千六百円くらい、肥料でも二百円くらい高くなるんですよ。そしてそれらが今度工場から出て、こういういいのを入れていくからと。しかし、この微量要素を入れるから高くなっているのか、もともと相当にもうかるものがあつて、そしてその結果そういう値段が出てくるのかというところは全くわからないんですよ。要するに、肥料の価格形成のメカニズムというものがきわめて不明朗な形で、しかも政府が介入しながら、企業秘密と称してきわめていまのところ不明朗な形で形成されて、そして全農あたりもこれはだれにも言うなと言われないで、これだけの値段でと言っている。そして、国際価格に比べれば非常に高い。外国に輸出するやつは安く出せる。どっかが一つネジが狂っているんじゃないか。そして、いまそこ今度は構造改善ですわね。現在でも一次、二次の構造改善をやつて相当のメリットが出てはいるはずなんです。だから上がらなかつた。しかし、これからさらに構造改善をやつてそのメリットが出てくるということになるかならないか、数字がわからないから全くわからないんですよ、言われても。そこいら辺をひとつ。

したがって、もうこの臨時措置法を通過せば五年間走るわけですが、その間に大臣、農業基本法を見直しもいですが、臨時措置法を三回も期間延長していればもう臨時措置法じゃないんです。もうとさつちりしたもので、改めて国会の舞台の中で、もうこれでもって延長しないで、この五年の間に論議をしてきちんとしたものをつくるというふうなお考えを持てはいただけませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは検討に値する話でございますが、国際価格の問題は、御承知のとおり大体どの国でも似たり寄つたりなんです。これは好きでただで安く売っているわけじゃなくて、安くしなきゃ売れないから安くしているという面もあると思います。したがって、世界じゅうオランダでもドイツでもどこでも、この一覧表を見ればわかるように、日本がこんなに安くしてはかぬ国がこんなに高くして中国へ入れているなどということはないのです。大体似たり寄つたりの値段なんです、相場がありますから、競争していますから。したがって、国内価格を見ますと、日本の場合にはほかの国よりも、五十一一年あたりの数字を見ても、ベルギーよりはちょっと高いけれども、五十二年でも、まあドイツよりもオランダよりも国内価格は安いですわね。それから尿素でも一割もそれ以上も安いです。大体、ですから、国内価格は日本の場合は外国より安いというところは事実なんです、主として外国より安い。国際価格は競争しているから大体同じ、国内価格は日本の肥料は安い。したがって、その安い肥料でもっともつかっているんじゃないかという疑問はそれは私には言えないと思ひます。しかし、大抵そういうのは繊維産業とか何かに絡んでいるのが多いですわね、近ごろの肥料メーカーなんというのは、繊維産業は御承知のとおり国際競争で全部やられちゃつて、非常にいままでは苦しくて、不況産業の中に入つちやつていく。したがって、繊維の方にいつは持つていけないという分が、幾らか肥料の方へ付加されているかも知れない。これは裏表で一体です。

から、繊維がつぶれて肥料だけ残るといふことになれば、もっと高い肥料になつちまうという問題もある。一概にとにかくどうだということはない。結局、繊維が高ければ肥料の方は安くたつていいのです。ちょうど油と大豆がすみだいたものであつて、大豆が油が高ければ油は安くたつて採算はとれるのだし、油が高ければ大豆が安くたつて採算はとれるのだし、これは両方一体になつて一つのものになつていくわけですね。したがって、これも同じようなことじゃないかと私は思うのです。それよりも、油と大豆よりもいふものものをたくさんやっていますから、計算がもつとむずかしくて複雑だということはいふ言えると思ひます。

したがって、私は、国際価格と同じで国内価格が外国よりも日本のやつは安いから、そうおかしなことをやっていると云ふふうには全体のバランスから見ても言えないのではないだろうか、これだけ言えるだろうと思ひます。ドイツやオランダやイタリアよりも尿素は日本は安い、ベルギーよりは少しばかり五十二年度を見れば高いというところは言えますが、まあ国内価格同士を比べれば、日本は一番安い方に入っているわけですね。ですから、そこを、もっととんと下げられるのかどうかというところは、よく調べてみないとわかりませんが、そこを見当に考えてきていると、こういうふうに理解していただくほかはないのじゃないか。このメカニズムにつきましては、さらに勉強してもらひます。私もここでこれ以上の答えはちょっとできません。

○丸谷金保君 さすがに会計学の大家だけあつて、なかなかわかりやすい御答弁をいただいたてありがとうございます。

価格の問題、これはいま大臣が研究するということなので一応おきますが、しかし、少なくとも全農に提示する資料は当委員会に出していただくというところは絶対にはできないわけがないと思ひます。いまのような論議を踏まえても、むづかしいことはわかる。しかし、大体原価そのものが、いま大臣の言われたようにどつちが付加するかという五、三、八の面があるんですよ。そうすれば、やはりそれくらいのもを出さないと、いろいろなるわさが飛ぶことになるんですよ。いいですか。それはひとつ農林水産省考えておいていただきたいと思います。できればそれは資料要求をいたしたいと思ひますが……。

○理事(山内一郎君) いまの資料の件は、理事会で検討いたします。

○丸谷金保君 それで、次に合理化メリットの問題でございますけれども、このことにつきましては、赤城大臣がかつて合理化メリットというのは、原則的に見て消費者である農民の方へ回る、あるいはまたメーカー、業者の方では再生産の方に回る、あるいはまたそこに働いている労働者の給料の方に回る。合理化メリットというのは、順位的に言えば、消費者、生産者及び労働者、この方に回るのが理論的には正しいと思ひますと、こういう答弁をしてありますが、このことはいまもそのとおりを受けておられます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 合理化メリットの配分というものは、消費者、生産者、労働者が分け合うという考えは、基本的に変わらな思ひます。

○丸谷金保君 先ほど質問したところ、参考人の中の労働者の代表の方も、その点ではいままで会社と話し合つて交渉が妥結して合理化に協力してきた、したがって基本的にはこの法律に賛成だ、こういうふうな発言の中で言つておりました。したがって、そういう点は、きわめて肥料会社に対しては強力な指導力を持つ、指導権限を持つ農林水産省としては、そこいらでトラブルの起きないようになつて十分配慮をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、合理化メリット、これは消費者と生産業者、労働者、これが分け合うという考え方には基本的には変わりないわけでございます。

す。

その際に、先ほども参考人の意見聴取の際に特に労組サイドの方からも、従来の合理化はスクラップ・アンド・ビルドという角度でやってきたわけですが、今回はむしろ設備の処理ということになるわけでございますから、そういう立場に立つての労働条件あるいは雇用の安定、そういう面での非常に強い要請があったわけでございませう。私たちがいたしましては、これはあくまでも農業及び肥料工業の健全な発展というものに資する形で価格取り決めということができるようになる形に、企業の方もあるいは全農の方も両方指導していきたい、こう思っております。

○丸谷金保君 次に、先ほどちょっと触れましたが、微量要素入りの肥料が十分出回って、これは系統外の商人なんかも相当この取り扱いをやっております。農家でも大分使っているんですが、これらは、一つは堆肥が非常に少なくなったことによる地力の維持向上のために、効くか効かないかわからないけれども、とにかく入れときゃ安心だというふうなものが相当あるんです。そのために、やはり堆肥の増産ということはこの肥料の問題の中で農林水産省としては十分考えていただかなければいけない。これについては、地力維持のための、地力維持をしながらなぬということ、口を開けば農林水産省はどこでも言います。しかし、実際に予算をとってみたら、堆肥増産にかかわる具体的な予算というのはきわめて少ないんですよ。一体こういうのはどうなんですか。もっと思い切った堆肥増産というふうなことを、もう少し積極的に取り上げるというふうなことが必要なんではないですか。

○政府委員(松山良三君) 堆肥の問題でございますが、御指摘のように堆肥等と他有機物につきましては、養分の緩効的な補給あるいは土壌の団粒化あるいは土壌中の微生物の活動を促進すると、そういった機能を通じて、化学肥料の利用の効率化であるとか、あるいは天候が悪くなった場合に余り収量を下げない、そういう働きであ

るとか、その他土壌の物理性をよくしますので、機械の効率的な利用、そういうった面で、言うなれば御指摘のような地力の増進に非常に役に立つというところで、従来からもそういう意味で堆肥等有機物の施用の促進ということをやっています。堆肥の施用が減っているのではないかと、そういったこともございまして、一つは土づくり運動ということ、これは各県を通じてやっています。地力の維持増進ということを根柢にして、よい土をつくる、そのために有機物も入れる、その他合理的な施肥であるとか、そういうことも含めまして土づくり運動という一つの啓蒙普及運動をやっております。

予算は、来年度九百万をお願いをして御審議をいただいておりますが、そのほか堆肥の生産、施用、そういう面で施策を促進するために、生産のため、あるいは施用のための機械施設、たとえば堆肥舎でございますとかマニユアスプレッダーでございますとか、そういう機械の施用のための予算、そういうものも持っております。来年度は約二十七億六千万を要望をいたして、御審議をいただいております。

その他指導といたしましては、堆肥だけでございまして、いろいろな農作物の残滓等ございまして、野菜くずでございますとか、そういった農作物の残滓の土壌還元をできるだけ促進するように、その他家畜ふん尿につきましても、これは土壌還元ということが一番大事でございまして、そういう土壌還元の促進と、そういうたような指導を行っております。

なお、各普及所には土壌診断施設というのを設置をいたしております。そういう施設を活用いたしまして各地の土壌の性質を調べて、それによりまして堆肥等の施用あるいは適切な施肥の指導と、そういうことをやっておる次第であります。

○丸谷金保君 大臣がいらないので次官にひとつお願いいたしますが、いま事務当局の方

から土づくり運動というふうなことで、それを積極的にやっていかなきゃならないという話が出ておるわけでございます。これから乳価の問題が始まるわけですね。それから限度数値の問題等いろいろ今月中に決めなきゃならない。牛乳の値段で、ね、始まるわけなんです。これをいわずに経済の合理性の面からだけでなく、いまの土づくり運動とかそういうことのためからも、酪農というものの振興はどうしても欠かせないというふうに思っています。ただ乳価とか国際価格とか、そういう面からだけでなく、堆肥の増産をして地力の培養をしないと、高い肥料を使わなきゃならないことになるんです。使い始めているんです。そういう角度からも、ひとつ酪農振興というものをいかなきゃならないという一面が、何か最近の畜産振興というか、畜産問題の中で忘れ去れつつあるような気がする。この点を十分御留意をいただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(二瓶博君) これは私の所管ではございせんが、畜産物の価格、これも今月中に決めるということで、畜産局の方で酪農部会の方は来る二十九日ですかに開いて、そこで答申をもらおうというふうなことで取り組んでおるわけでございます。その際に、保証価格なり、あるいはたまたま先生からお話が出ました限度数量、こういう問題等もいろいろ絡んでまいろうかと思っております。

問題は、酪農振興という角度の面とこの地力との関係からしますと、当然酪農等の家畜から出ましたふん尿、こういうものはやはり相当堆肥という角度で土壌にも還元をして地力を高めていくということもこれも非常に重要でございまして、したがって、この面につきましては肥料なりあるいは地力という角度の、所管している私の局にいたしまして、耕種農業と畜産農業との連携の強化という角度での予算措置を講じたりしておりますが、畜産所管の畜産局といたしまして、その面につきましてはいろいろな角度での堆肥の、家畜ふん尿の利用という角度での予算等も十分計

上をしまして、酪農なりその他の肉牛なりそういう畜産振興と地力、さらには耕種農業というものの、ともどもに発展するという角度でのいろいろな施策はやっておるつもりでございまして、今後とも充実していきたいと、かように考えます。

○丸谷金保君 私、それを政務次官に、大臣のかわりですからお聞きしたつもりだったんですが、政務次官がよく言っておられるふるさと運動なんかも土づくりということが大変関連してくるので、ひとつ土づくりの面からの酪農振興、乳価の問題、そういう側面もあるということについて御理解をいただいて一言ちょっと、そうだとおっしゃれば結構です。

○政府委員(宮田輝君) 丸谷先生の御高説を拝聴していただいておりますが、土づくり、まことに大事なことであります。私も素人でございましてけれども考えております。農業は、畜産業も大事なことでございまして、土にかかわるという面が非常に多いわけでございまして、私も一生懸命そういう点にも着目をするのは当然でございまして、努力をさせていただきます。

○丸谷金保君 最後に、いま堆肥と土づくりの問題を申し上げたのですが、微量要素入りの肥料というふうな非常に高い値段になるような肥料を、地力低下ということが心配で農民はだんだん多く使うようになってきました。これはやっぱり本来は堆肥というふうなものでやらなきゃならないんですが、その土づくり運動を、たまたま御答弁をいただきましたけれども、とにかくもっと積極的に進めていくというふうな農林水産省としても姿勢のようでございますが、問題は、そういう視点からの乳価とか酪農振興ということが何か最近見失われてきているので、乳価の問題、酪農振興、牛の問題にも、もともとそういう土づくり運動との関連の中における視点が非常に重要なんだというところについてひとつ大臣の御見解を伺い、なおかつこの法案を五年間延長することによりましてさらに合理化が進められるようでございますが、余り合理化、合理化ということで、非常に外国と

の兼ね合いの中で先行きのむずかしいこの時期に、合理化をやったためにかえってメリットがなくなつたというふうなことも起こりかねないので、そこら辺を十分勘案しながらひとつ企業の生産者の側も指導したきたいと思つてゐるが、
○國務大臣(渡辺美智雄君) 幾ら合理化と申しまして、もともと農業というものは自然の生きた生態系の中の循環からつくられるものでございまして、これにはおのずから限界があることはあたりまえであります。やはり一番いいのは、自然の生態系の中から農産物がとれると、肥料も農業も使わないでとれるのが一番いいのです。これは、それだけでは生産性が上がらないということで農業とか肥料の問題があるのでございますが、これも行き過ぎると、いや公害の問題とか残留問題とかいろいろなことになる。そういうような規制は、いままでもかなり厳しくやってきてゐるところでございます。

したがって、やはりこの土づくりを忘れてはいけません。したがって、まあよい土、よい牛、よい土壌とか、よい土づくりとかという私は言葉があつてもいいし、そういうふうにするのには、しかも生産性を落とさないでやるのはどういふふうなことをやったらいいのか。輪作体系なんというのでももちろん一番大事なことで、それも。余り肥料だけくればおると結局やせる、病害になりやすいという循環になるわけです。悪循環になるというところもあるのです。いろいろ反省すべきところは反省をして、本当に自然生態系をこわさないような中でどうして生産性を上げられるか、一遍よく真剣に検討をさせていただきたいと、かように考えておる次第でございます。

それから、この肥料価格安定等臨時措置法の問題等については、それはどうかとありますが、あれは必ず反対するわけですから、だからみんながいいと言ふからこれはいいのしょう。いいのしょうけれども、その上にあぐらをかいたのじやこれは消費者は困るわけですから、そこらのところはよくひとつ、時間も多少かかりましよう

が、ただ延期になつたからいいというだけの筋合いのものではないと思つてゐます。これに何かあぐらをかく人があつたら困るわけですからね、これは、それは少し私の方も真剣に調べてみたいと、こう考えております。大変貴重な御意見で、よく勉強させていただきます。

○相沢武彦君 最初に、本法律の性格面について渡辺大臣にお伺いしたいと思つてゐますが、この肥料価格安定等臨時措置法案につきましては、昭和三十九年の制定以来二回の改正を経て、十五年におつたて半ば恒久的といふべきか、運用が行われてきたわけですが、本来ならば肥料価格安定のための価格取り決め制度といふのは、これは暫定的な措置として位置づけられたはずであります。今回三度目の改正がされますと、またさらに五年間延長ということですから、制定後二十年間の臨時措置法になつてしまふわけで、これが本来の本法制度の趣旨があいまいになつてしまふおそれがあるんじゃないかと思つてゐますが、これについて大臣としてはどんな御見解をお持ちになつてゐますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 暫定がいつまでたつたらやめるのだというふうなことに、いまもお話をしたとおりでございますが、やはりそれなりのメリットもある、お互いに安定した取引ができるというふうな点はいい点でしょう。しかし、これがおさなりになつて、ただ価格安定だけでもこれも困るわけですから、そこらところは、この法律の存在意義といふものがやはり国民全体のために役立つようにしていく工夫は常に怠つてはならぬと、かように思つております。

○相沢武彦君 公正取引委員会の方に来ていたいたと思つてゐますが、肥料価格の安定はわが国農業の安定成長に重要であり必要不可欠な課題なんとして、またこの肥料工業が置かれてゐる実情についても私なりに理解をしております。そこで、この際公正取引委員会から、この法律に対して独禁法の適用除外になつてゐる是非をどういふふうにか考へられてゐるのか、今後の見通し等も含めて見解を聞いておきたいと思つてゐます。

○説明員(樋口嘉重君) 先ほど先生お話しございましたように、この肥料価格安定等臨時措置法は、昭和三十九年以來もうすでに十五年間経過してゐるわけでございますが、制定当時から、肥料工業の価格安定を図るためにはやはり独占禁止法の適用除外をすることによつて価格の安定をすることが必要だといふふうにも私も判断いたしまして、適用除外制度を認めたものでございまして、
○相沢武彦君 どれぐらい、将来の見通し、当分必要なのか。

○説明員(樋口嘉重君) 失礼いたしました。一応すでに十五年間この法律を運用してきたわけでございますが、これからさらに五年間認めるといふことになりましたので、今回関係省庁から御連絡のことでございますが、その必要性について十分検討いたしましたところでは、その結果、現時点では、同法の運用について特段の問題点も認められないといふこと、それから、いま直ちに同法を廃止すると混乱が生ずるのではないかと、いふふうにも考へられます。そのようなことから、今回の延長はやむを得ないといふふうにか考へてゐるところでございます。

そうは申しましたが、本法制定時と現在では肥料工業をめぐる環境が非常に大きく変化してきてゐるといふこと、それからまた、現在特定不況産業安定臨時措置法に基づく構造改善事業を実施しているわけでございますが、これが昭和五十六年の六月末までに終了されることになつておられますので、一応今後五年間延長すればそれ以上は延長する必要はないと考へられますので、今後は本法を廃止する方向で根本的に再検討していただきたいといふふうには、関係御当局にはお願いをしてゐるところでございます。

失礼いたしました。先ほど昭和五十六年六月末といふふうに申しましたけれども、昭和五十八年の六月末でございます。訂正させていただきます。
○相沢武彦君 私は、肥料工業界のカルテル体質の定着化という点について心配を持つものですか

ら、あえてこゝろにふらふらにお聞きしたわけですが、この法律によつて制度発足以來二十年以上も長期間にわたつて全農と肥料業界が価格取り決めを実施してきたわけで、そうしますと、肥料業界に競争原理が失われてしまふ。その結果、技術革新とか新製品の開発意欲といふのはどういふふうにか失われがちで、また、生産合理化によるコストの引き下げの努力といったいわゆる企業家精神の発揮といふ点も希薄なところがあるのではないかと、いふふうにも思われるわけですが、これは余り長い期間推移しますと、需要者側の農業サイドから見ますと、非常にこれは困つた問題になるわけでは、この肥料工業界のカルテル体質の定着等によるメリット、これをどういふふうにか判断され、また、その打開のために今後指導面でどういふ点を指導する必要があるかと考へていらつしやるか。これは通産省の方ですか。

○政府委員(大永勇作君) この法律の施行に当た

りましては、常に価格の安定ということと、それから内需向けの供給確保ということが必要であらうと存じます。
それで、ただいま技術革新その他いわゆる前向き意欲がだんだん阻害されるのではないかと、いふことでございますが、四十二年ごろの第一次大型化計画あるいは四十六年ごろの第二次大型化計画を通じて、設備の大型化による合理化を図つたわけでございます。ただ、オイルショック後におきましては、輸出需要が特に減退をいたしましたので、需要が減つてしまつたといふ問題がございます。しかしながら、肥料工業におきましては現在赤字の状態が続いておられますので、常に原価をできるだけ引き下げ、合理化を図るという意味での技術革新努力といふのは現在もやっておりますし、今後も継続する必要があると思つてゐます。
ただ、この合理化の内容は、やはりそういういった需給の変化によりまして変わつてくるものであらうかと思つてゐます。現在はいわゆる大型化といふすか、設備を増設するといふような形で合理的

化はなかなかむずかしいということでございますが、たとえば省エネルギーの問題でございます。あるいは原料の多角化、多元的な使用といったようなことにつきましては今後とも技術の開発への努力が払われると存じます。またそのように指導してまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 化学肥料工業の構造改善の進め方なんです。五十三年の五月に産業構造審議会の化学工業部会から答申が出ています。そして、通産省としてはそれを受けてアンモニア、尿素、それから湿式磷酸製造業の安定基本計画、それを告示されているんですが、現在この三つの業界で推進されている設備処理の実態は産業構造審議会の答申で指摘されたその方向に沿っていつているのかどうか、この点についての実情把握というものは現在されているかどうか、その点ひとつ明らかにしてください。

○政府委員(大永勇作君) 現在、具体的な設備の処理につきましては、先般告示された安定基本計画に基づきまして業界あるいは各企業で検討が行われておるわけでございますが、これはこの産構造の答申で指摘されておる方向に沿って行われつつあるものというふうに考えております。

○相沢武彦君 せっかく産構造の方で具体的な答申が出されておりますので、沿って実施されていると思われただけでなくて、ときどきチェックをしていただきたいと思います。

それから次に、具体的な問題として化学肥料工業の構造改善なんです。最近の化学肥料工業界のこの動向が大変気になります。新聞報道等によりますと、日本アンモニア、東洋瓦斯化学それから三菱グループの三社が解散あるいは撤退を発表しているわけですね。通産省から具体的に、業界の操業停止や撤退についての御説明をこの際いただきたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど申し上げました安定基本計画に基づきます設備の処理につきましては、現在業界であるいは企業で検討を進めてお

るところでございます。まだまとまっているものはないわけでございますが、ただこの設備の処理につきましては、すでに休止しておる設備を第一義的といいますか、優先的に処理するということになっておるわけでございます。現在、休止しておる設備といたしましては、アンモニアにつきましても能力で約七十二万トン程度、それから尿素につきましても百三十六万トン程度の設備がございますが、これらのものが優先的にと申しますか、まずもって処理されることになろうかと思っておりますが、それを具体的にどういう処理をするか、あるいは処理後におきまして企業経営の形をどうするかというふうなことにござましては、今後さらに検討が続けられるものというふうに考えております。

○相沢武彦君 私が挙げたうちの日本アンモニアなんです。第二次大型化計画によって四十六年の十一月に日本としては最大級のプラントとして完成したわけですが、この最新鋭のプラントを今後廃棄するということになります。第一次大型化計画にも乗り得なかつた中小プラントの企業を説得した、大型設備による生産集中でわが国全体のアンモニア製造業の生産向上とコスト軽減を図るんだと、こういうふうな言ってこられたこれまでの経緯、言動というものはほごになってしまふのじゃないかと思うんですが、この点については通産省としてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(大永勇作君) 第二次大型化計画というのは、昭和四十三年から四十六年にかけて、その当時ちょうど欧米先進諸国で技術革新が行われておりましたので、そういった新しい技術を導入して、国際競争力の強化を図りつつ合理化を図っていくということでもできたものでございまして、その後、若干の需給の変化というものはございましたけれども、おおむねオイルショック後の昭和四十九年ごろまでは、この第二次大型化計画に基づきます設備稼働によりまして内需にも安定的に供給を行うと同時に、輸出競争の面でもかなり供給をいたしまして、設備も高稼働を続けると

いうことでまあ有効に働いてきたものと考えております。

ただ、昭和四十八年から九年にかけてのいわゆるオイルショックで、原料が石油であるということからいたしまして国際競争力が低下してきただと、あるいは中、後進国におきまして自給化の設備投資がどんどん行われることになったという点とで、いわゆるオイルショック後の状況変化によりまして、日本アンモニアを初めいたしました設備に過剰という問題が出てまいりましたわけでございますが、オイルショックという事態に至るまでの間は、非常に有効に働いていたのではないかと

いうふうに考えております。

○相沢武彦君 オイルショックによる影響は少なくとも当然あったと思うんですが、現在、この設備廃棄あるいは休止が伝えられておる工場というのは、ほとんど大型化計画を実施してきたプラントです。そして、大型化計画に入らないまま今日までがんばってきた中小プラントが生き残るという現象は、オイルショックの影響そのものもあるけれども、この大型化計画というものがやはりこの見通しが悪かつたんでないのか、こういう見方もできると思うんですが、現在になってみてどうなるかと思っております。この政策の推進の失敗といえますか、そういう点についてはどんな反省を持たれておりますか。

○政府委員(大永勇作君) ただ、実際のところは、先ほど申し上げました、たとえばアンモニア製造設備の中で休止しておりますのが五基ございまして、その中でいわゆる第二次大型化によりましては日本アンモニアの工場だけでございまして、それから尿素の中でもやはりこの第二次大型化によるものは日本アンモニアだけでござい

ような近代的な設備が休止せざるを得ないかというところでございまして、具体的な事例で恐縮でございますが、この日本アンモニアの千葉の工場といたしましては、ほとんど尿素にのみ、何と申しますか需要が集中をいたしております。尿素の輸出というのを頭に置いてきた設備でございます。肥料用の尿素でございまして、肥料用の尿素の輸出というのを重点に置いてきたものでございまして、いわゆるアンモニアをその他の工業用に使用するとか、あるいは尿素をまた工業用に使用するとかといった、他の部門へのアンモニアあるいは尿素の供給という関連性が比較的にまだ非常に薄い設備でござい

そういうことから、先ほど申し上げましたように、このアンモニア産業の現在の不況というものが、主として尿素その他のア系肥料の輸出の減退ということから生じたものでございまして、この日本アンモニアの設備が影響を受けたということでございます。コストその他の面でこれが非常に高いとか、そういったことはございせん。そういった特殊事情があるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○相沢武彦君 ついでに、日中貿易の中の肥料プラントについて確認をしておきたいんですが、中国側のプラント輸入の見直し問題が大きな論議を呼んでいますが、通産省はその原因をどのように把握されているんでしょう。それからまた、肥料プラントは今後どういう見直しになるのか、この際お聞きしたいと思います。

○説明員(鈴木健君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘ございました中国とのプラント輸出の問題につきましては、昨年中間に長期貿易取り決めが締結されて以来、多くのプラント輸出の契約がなされておるわけでござい

は、経済建設計画の見直しとか、あるいは中越紛争の影響があるのではないかなという様なことも新聞に報道されておるわけですが、私も、私どももいたしましては、いろいろ憶測は可能かと存じますが、大使館等を通じて情報の把握に努めておるところでございます。また、この現在陳述になっておりますプラントの中には、肥料プラントにつきましても、化成肥料プラント、それからアンモニアプラントなどにつきまして契約が含まれておまして、その一部につきまして凍結についての通知があったというのを聞いておる次第でございます。

○相沢武彦君 中国でもし肥料増産テンポをおくらせる措置をとっているとすれば、わが国の肥料輸出が予想以上に期待されると思うんですが、その点がどういう見通しになっているのか。

それから、もしそうであるとすれば、この構造改善事業についてもかわり合いがあるわけですし、その辺についてはどのように通産省としてはお考えになっておりますか。

〔理事山内一朗君退席、委員長着席〕

○政府委員（大永勇作君） この中国におきまして肥料工業でございますが、一九七三年に契約されたアンモニア及び尿素プラント十三基につきましては、大体昨年末ぐらいいまでに全部が完成した模様でございますけれども、原料である天然ガスの供給等々の状況から、稼働率は余り高くないのではないかなというふうに言われておる次第でございます。それで、今後とも中国といたしましては、自給化推進のためにプラントの導入、建設を行っていくという事は予想されるわけでございますけれども、いま申し上げましたような必ずしも予定どおりにそれが進んでいないというふうな状況があるものでございますから、やはり今後とも相当程度わが国からの肥料輸出というものは続くであろうというふうに考えております。

そこで、産業構造審議会の指摘では、尿素につきましては今後大体五十万ないし百万トンの輸出が見込まれるであろうというふうに言っておるわけ

でございますが、構造改善安定基本計画の樹立に当たりましては、いまの中国の事情もございまして、その高い方の輸出の数字、つまり百万トンをベースにいたしまして基本計画を考えておるというところでございます。

○相沢武彦君 百万トンのベースは何年くらいまで続くんですか。

○政府委員（大永勇作君） 五十七肥料年度というふうに考えております。

○相沢武彦君 次に、主要肥料の取り決め価格について伺いたいんですが、まず硫酸、尿素、それから高度化成の四十五、五十二肥料年度の全農の購入価格についての取り決め価格と、それから上昇率についてどうなっているのでしょうか。

○政府委員（二瓶博君） まず、四十五肥料年度の取り決め価格でございますが、これが硫酸四十キログラムで六百五十八円七十一銭でございます。それから五十二肥料年度、こちらになりますと実は二十キロ袋になりますので、一応倍しまして四十キロ換算をしますというので、九百五十八円七十一銭ということになります。その間の上昇率が四五・五％ということでございます。次に尿素の関係でございますが、これは生産業者販売価格、いわゆる取り決め価格は、四十五肥料年度で二十キログラム当たり六百三十四円四銭、五十二肥料年度におきましては九百八十五円七十六銭ということ、その間の上昇率が六三・四％でございます。それから高度化成でございますが、これはN・P・Kオール一五の高度化成ですが、これは生産業者販売価格、これは四十五肥料年度——ただ、この当時は、まだ特定肥料に高度化成はいたしておりませんので全農購入価格で見ざるを得ないわけでございますが、これが二十キログラムで六百二十三円二十四銭、これが五十二肥料年度になりますと二千二百四十八円ということ、その間の上昇率は二〇・二％と、かように相なっております。

○相沢武彦君 いまの御説明によりますと、高度化成は、硫酸、それから尿素と比較しまして非常にこの上昇率が高いわけですね。これは一体どう

いうような理由からなんでしょうか。ナフサ、重油といったこのア系肥料原料の価格が上昇しているんですが、高度化成の原料である塩化カリあるいは硫酸の価格というのは比較的安定しているはずですね。にもかかわらず、製品となったこの高度化成価格が高い上昇率になっているというのは、私たち素人が考えてもちょっと納得できないんですけれども、その辺の事情、理由というものをひとつ明確に説明してください。

○政府委員（二瓶博君） アンモニア、尿素工場の関係につきましては、これは第一次合理化、それから第二次合理化ということになりますスケールメリットも受けてコストダウンというのが実現できたわけでございます。したがって、尿素的の取り決め価格といえますものは、原料価格の安定しておりました四十七肥料年度まで年々低下しておったと。それから硫酸の方でございますが、これにつきましては原料でありますアンモニアのコストダウン効果、それからその生産形態が合成硫酸から回収あるいは副生、こちらの硫酸に移したことから、これも五十七年度までは年々低下しておったわけでございます。一方、高度化成肥料でございますけれども、これはアンモニアのコストダウンによりまして窒素原料の値下がりというものは確かにあったわけではございますけれども、その生産の特性といたしまして、硫酸、尿素に比べて銘柄が多い。したがって、小ロットの生産ということになりますし、比較的労働が過剰という姿でございます。

それから、生産性の向上がなかなかこれはむずかしいというふうなことから、その取り決め価格、ただ四十五年から四十七年、この辺は、五十年から特定肥料に指定しましたので、まだ全農購入価格で見られないわけでございますけれども、それにいたしまして、四十七肥料年度以前でも若干はこの高度化成肥料は上がってまいっておった。そこに、四十八肥料年度から今度は石油危機というものが到来いたしました。そこで、これですべての肥料原料、これが大きく値上がりいたしました

ましたために、硫酸、尿素的の価格も値上がり余儀なくされたわけでございますが、高度化成の価格につきましては、窒素肥料の値上がりに加えまして、硫酸原料それからカリ原料、これも大きく値上がりいたしました。たとえば硫酸の輸入価格に例をとりますと、四十七年を一〇〇としますれば、五十一肥料年度で二四五・五％というふうな値上がりがございます。そのほか、また労務費の上昇も影響したというようなこと等がございます。硫酸、尿素に比べて高度化成の方が相当のアップ率になっておる、かような次第でございます。

○相沢武彦君 いま数点原因を挙げられましたけれども、それにしても、一〇・二％というのはかなり上昇率が高いんですね。

で、もう少し数字で伺いいたしますが、昭和四十五肥料年度における硫酸二十キロ換算でお願いしたいんですが、取引価格を一〇〇とした場合、高度化成がどういふふうになっているのか。それから、五十二肥料年度では同じように比較してどうなっているのか、御説明ください。

○政府委員（二瓶博君） 四十五肥料年度におきましては、硫酸の生産業者販売価格、これは二十キログラム換算で三百二十九円三十六銭ということになります。これに對しまして高度化成肥料、これはオール一五でございます。N・P・Kそれぞれ一五でございますが、この高度化成肥料の全農購入価格、これは六百二十三円二十四銭でございます。したがって、硫酸に對します高度化成肥料の価格の指数は一八九・二であつたわけでございます。次に、五十二肥料年度はどうかというところでございますので、これもまた二十キログラム換算で申し上げますと、硫酸が四百七十九円三十六銭、それから高度化成肥料オール一五でございますが、これは二千二百四十八円でございます。したがって、硫酸を一〇〇にいたしますと、高度化成の価格指数は二六〇・三％ということになります。

○相沢武彦君 この硫酸の二十キロ換算を取引価

格指数で言うと、一〇〇にした場合四十五年高度化成の方が一八九・二になるし、五十二年度は硫酸が同じく取引価格指数が一〇〇として高度化成の方は二六〇・三になっていると、こういうことになりますね。

それからもう一つ聞いておきますが、高度化成肥料が流通段階の価格で硫安と尿素に比べて割り高になっているわけですが、高度化成の五十二肥料年度と尿素の五十二肥料年度の価格、それから卸売価格、それから小売価格、これを挙げて比較してその実態をひとつ発表してください。

○政府委員（二瓶博君） 農林水産省におきまして、実は共同通信社に委託をして調査をやっております。これは卸売が五十七店、小売九十五店ということで、二十一年で委託して調査を実施いたしております。その結果によりますというと、五十二肥料年度におきます流通段階別の価格は次のように相なるわけでございます。

まず最初に確安でございますけれども、これは二十キログラム当たり生産業者販売価格、これが四百七十四円三十六銭というのに対して、卸売価格、これは四百九十九円。それから小売の方を申し上げますと、これは小売価格は六百二円となっておりまして、したがって、生産業者販売価格に対して卸売価格で一〇・五・二%、小売価格で一・二六・九%というふうになつております。

それから尿素でございますが、二十キログラム当たり生産業者販売価格九百八十五円七十六銭、卸売価格千二百三十三円、それから小売価格は千百六十八円ということでございまして、生産業者販売価格に対して卸売価格で一〇・三・八％、小売価格で一八・五％ということになっておりまして、確実よりはそれぞれ低くなつておるといふことではないです。

それから高度化成も申しますと、高度化成につきましては二十キログラム当たり生産業者販売価格千二百四十八円、卸売価格千三百一円、それから小売価格が千五百九十九円ということでござい

まして、生産業者販売価格に対して卸売価格で一〇四・二%、小売価格で一二八・一%ということに相なっております。

以上申し上げましたように、卸売段階では余り差はないわけでございますけれども、小売段階に相なりますと、尿素に比ばまして高度化成、硫酸、こちらの方が割り高になつておると言わざるを得ないわけでございます。

○相沢武彦君 いまの御説明のように、尿素と高度化成肥料を比較しますと、卸売価格の価格指数で尿素が一〇三・八、高度化成が一〇四・二、ほとんど変わらなす。ところが、小売価格になると尿素一一・八・五に対して高度化成二二・八・一ですから、価格指数で九・六ポイント差は出てきますね。

高度化成は成分濃度が高くて、同一成分量を輸送するとすれば単肥よりはるかに経済的なんだと、こういう側面を持つておると思うんですが、しかし現実には、高度化成の方が尿素に比べて一割近くも流通経費が高くなってしまうと、そのところのメリットが減殺されてしまう。どうしてこういうような価格体制になっているのか、私たちとしてはなかなか合点いかないんですが、その点いかがですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま申し上げましたように、肥料業者の販売価格と小売価格、これととの差をもって流通経費というふうに見ました場合に、高度化成、これは尿素に比べて相当流通経費が高くなつておるといふことでございます。

その理由はということですが、高度化
成は生産メーカーが非常に多うございます。また、
銘柄の方もこれも多いということで、流通段階で
も数多くの銘柄を取り扱うということに相なるや
うでございます。そういうような関係からいたし
まして、高度化成は尿素などの単肥に比べますと

引き取りあるいは配達費、予約等のいろいろな事故費、保管費、施肥設定費等の取扱経費が多くなる。かまきりまして一袋当たりの流通経費も高くなる。かまきりうに考えられるわけでございます。ただ、このうち度化の流通経費が多少高いわけでございます。

れども、農家が使用いたします場合の施肥時間につきましては、単肥をそれぞれ施肥するということとに比べますと、省力効果は相当大きいということとがございますので、その面も含めて考えれば、高度化成が農家にとって必ずしも割り高というふうに断じたい面もあるかと思うわけでござい
ます。

高度化成の成分自体は異なっているわけじゃないわけですね。一貫して一五・一五・一五の二十キロ諸価格で比較して、これまで述べた内容になっているわけです。これを卸売価格と小売価格について、四十五年、五十二年それぞれ分けてひとつ数字を発表してください。

○政府委員二柳澤君 四十五年当時の高度化成肥料の卸、小売価格、これはオール一四のものを調査しております。他方、五十二年の価格の方はオール一五というのを調査しておるということで、厳密な比較というのにはできないわけでございますけれども、硫酸価格を一〇〇とした場合の高度化成の比率は、卸、小売とも四十五肥料年度はそれぞれ一八〇％に比べまして、五十二肥料年度はそれぞれ約二六〇％というふうになっておりまして、この間の高度化成肥料の値上がりが硫酸の値上がりを上回っているということを示しておる、かように考えるわけでございます。

大ができるのか、その原因をもう少しわかるように御説明いただきたいと思うんですがね。私は、いままでの数字の比較をしてみても気がついたことは、硫安、尿素については取り決めた価格の変化と、

それから卸売価格、小売価格の薬化とはほぼ同程度の動きしか示してないわけです。高度化成分は取り決めた価格をかなり上回る上昇傾向を示しているわけで、最近、高度化成肥料の需要というものが硫酸や尿素の代替になってくる、こういう情勢なんです。非常にその勢いというものが伸びてきている状況から考えまして、その価格安定上ということが今後ますます重要になるんじゃないか

と仰うんですが、今日までの多少不自然とも思われる価格形成については、大臣どんな御感想を持たれているでしょうか。

【政府委員（二瓶尊信）】 先ほども申し上げました

（昭和十五年）に二割に減つた。分限
のように、四十五年当時の高度化成本とそれから現在の
の調査をやっておりますので、成分面で違ふとい
うことで厳密な比較はできませんがということ
は申し上げたわけでございますけれども、それに
いたしまして、硫酸の卸、小売価格に比べまし
て高度化成本の価格の値上がり率は大きいことは、
先ほども申し上げたとおりでございます。

とに相なりますと、やはり一番大きな要因は、生産業者販売価格の上昇率が大きかったというところが主因であろうと思います。これに比べまして、硫安の方におきましてはいわゆる合成硫安であるものがなく、ほとんど、コストの安い回収

硫酸なり副生硫酸というところで製造方法が転換されたということ、あるいは硫酸が大型の化学プラントで、同一の品質銘柄の肥料を大量生産しているということと生産性の向上が図りやすいというようなこと、それからまた、これに対して高程度化成の方は、農家からの要請もございまして銘柄数が非常に多い。これに伴いました小口ロットの生産が多い。したがって、ロット切りかえのロスなり、あるいは多労働であるというようなこと等

の問題は、高度化が硫安、尿素に比べて価格が高い点は、先ほど来申し上げておるとおりでございます。これは農家の方も相当省力化が期待できるという点で、コストの節減がなかなかに大きいというように、いろいろなことが要因であらうと思います。

ると、肥肥の省力化ができるという面もある。うことではございますけれども、しかし現在、この高度化成というのが使用量、農家が現実に使田する形態では相当大きなウエートを持っておる肥料でございます。したがって、この面につきましては、この法律の適切な運用によりまして、今後とも適切な、適正な価格の形成を指導もいたしますし、また銘柄整理というような面について

も留意をしたいというふうに考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 大臣、事務局の方から一応御説明ありましたけれども、大臣御自身が価格差の拡大の要因ですね、どうもこの価格形成の実態というのは不自然に思えてならないので、直接ひとつ調査し御検討していただきたいと思います。

それから、硫安、尿素の国内価格と輸出価格についてお伺いしておきたいと思いますが、硫安、尿素の国内価格と輸出価格の推移を見ますと、硫安では四十五肥料年度以降、輸出価格が国内価格を上回ったのは、オイルショック後の四十九肥料年度だけですね。尿素では、四十九、五十肥料年度の二年間だけになっています。一般的には、硫安、尿素の国内価格というのは輸出価格よりもはるかに高いのが現状なんです。こういう状況は五十二肥料年度等を例にしてひとつ説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 五十二肥料年度におきます硫安の国内価格は、これはドルに直しまして、二百四十五円のドルの計算でございますが、トン当たり九十七ドル五十九セント、輸出価格は五十八ドル七十七セントでございます。尿素の国内価格は同じくトン二百六十四ドル四十四セント、輸出価格はトン百三十二ドル三十五セントということでございます。

○相沢武彦君 そうしますと、いまの説明でもわかるとおり、国内農家は三割から四割高い肥料を使わざるを得ない実情にあるわけですが、これはどういったところに理由があるのか、御説明ください。

○政府委員(二瓶博君) 硫安及び尿素の国内価格につきましては、この法律によりまして政府が交付いたしますコストを基準にして生産業者と販売業者、その間の交渉によって自主的に取り決められるわけでございます。その際に、政府の方は、取り決められなかった価格につきましてコストを基準にして農業及び肥料工業の健全な発展に支障を与えないという観点からその妥当性を判断をしてお

るわけでございます。適正な価格水準で安定的に推移をしておるものと、かように考えておるわけでございます。

他方、輸出価格の方につきましては、これは国際相場の影響を強く受けるということのために変動が大きいわけでございます。四十九肥料年度から五十肥料年度には国内価格を輸出価格の方が上回ったというふうなこともございますけれども、最近では、国際需給が比較的緩和しておるといふことから国内価格の方を下回っておると、こういうような状況に相なっております、こういうことでございます。

○相沢武彦君 割り高な肥料の購入を余儀なくされている農家の立場から考えますと、どうも肥料メーカーが輸出で損した分を国内販売で取り戻しているというふうな、そういう印象をぬくことができないわけですね。

そこでお伺いしたいんですけれども、五十二肥料年度の硫安のトン当たり輸出価格五十八ドル七十七セント、これは硫安輸出メーカーの平均生産コストの何%ぐらいになるんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) この硫安の輸出価格でございますが、五十八ドル七十七セントということでございますが、この硫安のコストにつきましては、先般の御質問でも出たわけでございますが、硫酸の価格評価につきましていろいろ議論があるわけでございますが、まあ各社の出してきた平均の硫安の生産コストというのに対してしまして実際の価格はそれの三割ぐらい下のところに決まっておりますので、これは尿素のN分のコストとの関係におきまして大体若干低目に決まっておりますわけでございます。ただ、コストに対して何%かというところになりますと、この硫酸の評価によりまして各社それぞれこの硫安のコストが相当ばらつきがあるものでございますから、なかなか一概には言うことができないと、こういうことでございます。

○相沢武彦君 現在の価格交渉では、肥料の需給緩和と国際的な価格の動向がどのように反映される

る仕組みになっていきますか。

○政府委員(二瓶博君) 国内価格の交渉におきましては、政府から交付されます実績コスト及び国内需給見込みというものを参考にしております。そういうようなことからいたしまして、直接的には国際的な肥料の需給なり価格の動向というものの影響は受けにくいということになっておるわけでございます。しかしながら、国際需給というものが緩和をいたしますと、これに関連して多少なりとも国内の肥料の需給の方も緩和するといふことがございます。それからまた、諸外国におきまして、国際需給が緩和いたしますれば当然原料購入手当てというものが少なくなっている、そうすればわが国で輸入いたします原材料価格、これも低下をいたしますというふうな傾向も見られることからいたしまして、結果的には国際的な価格動向が価格交渉に間接的には反映をしております。

○相沢武彦君 そこで、価格交渉の場に提出される資料ですね、生産費調査、これは肥料生産業者が提出を義務づけられている実績原価報告書によっているわけですが、一方、企業の方は、企業ごとに提出されるこの報告書というのはどういうような形で交渉の場に提出されるものなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) 交付資料のことでございますけれども、これは交渉当事者の申請に基づきまして農林水産、通商産業両大臣が必要と認めた場合に交付をするというところで従来からも交付をしておりました。これまでは、毎回資料交付の申請がなされて交付をしておるといふことでございまして、この生産業者の実績原価でございますが、これは個々の生産業者からの報告を取りまとめまして実績原価の加重平均とその内訳、それから実績原価の最高値と最低値、これを交付をいたしてお

○相沢武彦君 その企業の加重平均値の問題です

けれども、加重平均値によるこの生産費調査が、果たしてこの生産の実態をどれだけ正確に反映しているのか、私は疑問だと思っております。現在アソモニア製造業は十八社、それから尿素製造業は十二社あると理解していただければ、これらの企業間の生産性格差というのはかなり大きいと思っております。先ほど各社ばらばらだとおっしゃったけれども、たとえば生産規模一つを例にとつたて、日産二百トン程度のプラントから日産千トン以上の規模に至るまで非常に広範囲にわたっているわけですから、その平均値をとっても意味がないのじゃないかと思っております。また、企業によってどこに合理化の余地があり、また生産費に及ぼす特殊な要因を抱えているのかということの把握なんですけれども、この平均生産費ではほとんど行えないのだといった問題も横たわっていると思っております。

ですから、交渉当事者の全農側から企業別の生産コストを示してほしいという要請があるのかどうかは私はわかりませんけれども、需要側である農業者の利益を守るためにも、それから企業別生産コストを交渉するに当たっても、もし当事者から要請があった場合には当然提出すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 交付いたします実績原価報告書でございますが、これは強制力を持っていますから、調査結果の資料はこれは法目的、具体的に申し上げますと、農業及び肥料工業双方の健全な発展に資するといふ、そういう価格取り決めが行われるように、その目的にのみ限定されるべきものであると、かように考えております。したがって、従来から交渉当事者に対してまして、生産コストにつきましては加重平均値と最大値、最小値というふうなものを示しておるわけでございます。これまでこれだけで十分価格取り決めが役立っており、また適正な価格取り決めが行われてきておる、かように考えております。したがって、御指摘のように、企業別の生産コストを交

付するということはこれは妥当ではないと、かように考えておるわけでございます。

○相沢武彦君 企業における最大の機密としての原価構成を公にするわけにはいかないということなんでしようが、当委員会へ審議資料として出せるか出せないかは、またこれは理事会で諮ってもらうことになりましてけれども、原価を基本として生産業者と販売業者が価格取引を行う法制、制度上の交渉なわけですから、そこへの、価格交渉の場への資料の提出ということは、一般の公開とは異なつて、これはできることなんじゃないでしょうか。その辺、通産省どうですか。

○政府委員(大永勇作君) 原価の資料につきましては、先ほども農林水産省から答弁がございましたように、平均値と、それから参考といたしまして最低の原価と最高の原価と提示いたしておりますので、個々の会社の原価がどうだということを示されなくても、交渉の資料としては十分なのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 これまで平均値それから最高、最低の価格の資料を示しても、一番妥協な交渉が行われたとは思えないわけですね。こういうふうに主張するのも、より公正な価格交渉を期待したいから申し上げているわけですね、どうしても企業別の生産費調査が資料として提出できないというならば、改善の策として、一つに、企業別調査を企業名を伏して提出することはできないか、それから二つ目には、生産規模別あるいはコスト別にグループに分けて提出する、こういう方法も考えられると思うんですが、いずれにしても、今回の改正を契機にして、何らかのやはり改善策は加えるべきだと思ふんです。これについてどうですか、大臣、御検討されるお気持ちはありませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) どれぐらい詳しいものを出したら御満足がいくのか。また、上場会社等はある程度分けたものが、有価証券報告書かなんかに出ているのじゃないかと思いますが、そ

んなものだったら別に出すことを隠す必要も何もないし、まあよく検討されてもらいます、長い長いしきたりだそうですから。

○相沢武彦君 産業構造審議会が昨年の五月十五日の答申で、当面技術面において検討を要する課題の一つとして「相対的に安価な重質油等への原料転換が考えられる」と、こういう指摘を行つておられますが、重質油等への原料転換ということになりますと、製造技術等の技術開発の現状と見通し、これが必要になると思ひます。それから、重質油への原料転換がコストに及ぼす影響は一体どれぐらい見込めるものなのか、御検討であればお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 重質油を利用するという問題につきましては、現在でも技術的には可能なのでございます。ただ、これに転換いたしますために、生産方式が違ふものでございますから、そちらにかえようと思ふと、設備の大改造を必要とするわけでございます。御承知のように、オイルショック後、設備の建設費というものが二倍ないし三倍に上昇いたしておりますので、原料としてはそれはコスト的に違わなくても、そのための設備改造を行うということによるコストが非常にかかるという問題がございますので、いまこの重質油への転換が必要低下下において行われるというところは、なかなかむずかしいのであらうというふうにも考えます。

○相沢武彦君 また、産業構造審議会の答申では、原料転換の長期的な課題として「原子力多目的利用の一環としての高温ガス炉利用の技術開発の可能性」それから「サンシャイン計画における新たな水素製造技術の可能性等を含め、将来のアンモニア製造技術についての総合的な研究に着手する」必要があるというところを指摘されておられますが、政府としては、この課題に対して今後どういうふうに対応されるおつもりでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 高温ガス炉につきましては、現在原子力製鉄に使うというふうなことが、同時に、これを化学工業その他多目的に使うとい

うようなことで研究が行われておりますし、また、サンシャイン計画におきます水素の製造技術の研究も行われておりますが、いずれもまあ言つてみますと未来技術という範疇に入らうと思ひます。将来これは、油の価格あるいは供給可能性等にもよりますが、かなり長い将来を考えますと、新しい原料対策として、やはり今後基本的な技術開発を進めていくべき性質のものであるというふうに考えております。

○相沢武彦君 それでは、関連して別な問題で、肥料の品質問題についてお尋ねをしたいと思います。農林水産省の肥料検査所が代表的な試験機関なんです。これは現在どの程度の対応能力を持っているのか。

それからまた、最近肥料公定規格を改定したという情報も聞いておられるんですけども、品質保全のための改定内容について、この際御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) 肥料の検査体制の関係でございますが、肥料の品質保全を図るという観点からいたしまして、農林水産省におきましては、東京肥料検査所等六カ所の検査所を持っております。それから各都道府県におきましては、肥料検査のためのやはり機関を設置いたしております。で、これらの検査担当職員が肥料の生産業者に対して、随時立入検査を行つておるといふことでございます。また、農林水産省の肥料検査所の職員を含めた担当職員の技術の研修というふうなこともやっております。肥料の検査の精度の向上と効率の業務の遂行というのに資しておるわけでございます。これらの点からい

常にも内容も多様化、複雑化というふうな傾向がございますので、今後とも検査体制の一層の整備を図りまして、肥料の品質保全に努めてまいりたいと考えております。

それから、第二点のお尋ねの公定規格改正でございますけれども、この点につきましては肥料取締法におきまして、普通肥料について肥料の種類ごとに含有すべき主成分の最小量と最大量、あるいは含有を許される有害成分の最大量、その他必要な事項について農林水産大臣が規格、公定規格と定めておられますが、これを定めることとされておまして、新肥料の開発等が行われた場合におきましては、公定規格の設定、一部改正等を行つてきておるわけでございます。

最近の公定規格の改正は、昨年の十月行われたわけでございます。概要は、六種類の肥料につきまして新たに公定規格を設けた、それから八種類の肥料について一部改正を行つた、それから尿素及び第一種複合肥料について農薬入り肥料というのがあつたわけでございますが、この規格が削除されたという点が主な改正点でございます。

○相沢武彦君 鉬を原料とした珪カル肥料のうち、フェロニッケル鉬を原料とした珪カルなんですけれども、大阪肥料検査所の判定で、フェロニッケル鉬はシリカゲルと同じようにほとんど肥効が認められないと、こういう試験結果が発表されましたけれども、販売量が六万六千トンと云われておるわけですね。大変農家の方たちは迷惑をされたわけなんですけれども、農林水産省としてはこの実態をどういうふうに判断されますか。

それから、こういった欠陥肥料の取り締まりについて今後の対策強化、どういうような手をお考えでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) ただいまの珪カルのうちフェロニッケル鉬を原料とした珪カルについてのお尋ねでございますが、フェロニッケル鉬を原料とする珪カルを含めまして効かない肥料は流通してはいないというふうな考えております。

また、フェロニッセルを原料とした珪カルに
つきましては、農家段階でこれまた肥効がないと
いうような事実なり話も聞いておりません。

ただ、ある雑誌に大阪肥効検査所の肥効試験
成績が出ています。それでは余り効かぬとい
うのではないかと、それでは余り効かぬとい
う雑誌に載っているような角度のものがある
につぎまして私の方でもよく調べたわけでござ
います。大阪肥効検査所におきまして五十二
年度の栽培試験成績というのにつきましては、こ
れはフェロニッセルとアンモニア液等各種溶媒に対する
珪酸分のどのくらい溶けるかという可溶性、それ
から水稲の初期生育段階におきまして珪酸の吸収量
との関係と、まあ初期生育段階でございまして
二十八日間の栽培試験でございまして。水稲その
ものは百六十日ぐらいの栽培期間が必要なので
ございまして、初期生育段階における珪酸の吸収量
との関係、これを調査するために大阪肥効検査
所で実施してみたというところでございまして。し
たがいまして、この結果から珪カルと肥効の有無
というものを直接評価するのはなかなかのも
のうかというふうに考えるわけでございまして。
で、フェロニッセルを原料とした珪カルは、こ
れは可溶性珪酸、アルカリ分及び苦土の
肥料成分を持っておりまして、特に苦土――マ
グネシウムでございまして、この苦土の含有量は
他の珪カルと比較いたしまして高うございまして。
これを施用することによりまして、珪酸の補給だ
けでございまして、アルカリ分による土壌の酸
度矯正なり、あるいは苦土の補給というようにな
ことで、総合的な肥料効果が十分期待されるわけ
でございまして。

したがって、ただいま申し上げましたよう
な試験のように、短期間におきまして珪酸の吸収量
等の試験成績のみをもちまして、このフェロニッ
セルを原料とした珪カルと肥効がないとい
うような結論を導き出すということは妥当ではない
と、かように考えておる次第でございまして。

○相沢武彦君 実際余り被害、影響がなかったと

すれば幸いなことですが、今後ともこの欠陥肥料
なんかで問題が起きないように、ひとつ監視体制
はしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、化学肥料の多量消費による地方低下とい
う問題についてお尋ねしておきます。農業労働
力の減少、それから農業経営の単一化、こうい
った農業事情の変化に伴って、堆肥の利用とい
うのがきわめて少ないことが各方面から指摘され
ているわけでして、農業白書においても堆肥施用
量の減少と地方の低下の懸念を増加させていると
指摘をしております。また、農蚕園芸局でもとめ
られた「地方培養の現状と問題点」、この中にも地
力保全基本調査で水田の三六％、これが不良土壌
だと、それから畑地でも六五％は不良土壌だと、
土壌の改良資材及び有機物の増投を必要とする
ということが述べられております。先ほど丸谷委
員からもお尋ねがあつて大臣が御答弁されました
けれども、この地方問題について今後基本的にと
ういうように対策を講じられるのか、御見解を
承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は専門家がでない
から具体的なことは審議官から答えさせていただきます。
やはり肥料の使い過ぎによる収奪農業はいけな
い、極力輪作体系その他いろんな方法を講じて土
壌の培養には努めていった方がいいと、こう思っ
ております。

具体的なこととは、審議官から答弁させます。

ン等を使って収穫するということが多くなつてお
りまして、コンバインでカッターを使うものにつ
きましては、稲わらが水田に散布されてそれを
すき込むというところでございまして、この米
の生産費調査で出てまいりました数量よりは多く
施用されているということになります。そうい
うと、それにいたしまして、一ころよりそうい
った土壌管理が粗放化しているというふうなことも
ございまして、これはやはりいろいろな農業技
術、特に施肥技術の基本は健全な土壌ということ
でございまして、土づくり運動ということ、
県等を通じて土壌改良、健全な土壌をつくら
せていくと、そういった啓蒙、普及を図ると同時に、
堆肥等につきまして、その施用あるいは生産を
促進するために必要な施設、機械等の助成等も行
うようにしておるわけでございまして、また先ほ
どもお答えをいたしましたけれども、普及所ごと
にそれぞれ土壌診断施設を設けておりますので、
そういった診断施設によりまして土壌の診断をい
たしまして、必要な有機物の施用あるいは適正な
施肥の合理化を指導をいたしておるわけでござい
ます。

また、いろいろ大型の機械が入りますので、土
層が緻密になるといふことで物理的に悪化する
と、そういった例もございまして、そういうもの
の改善、心土の破碎、心土の肥培と、そういう
た面も強化をし、指導に当たつておるところで
ございまして。

なお、家畜のふん尿等につきましても、これは
やはり土壌に還元するのが有効でございまして、
それを促進をする。特に多頭化飼育等につきま
して、多いところでは個別の農家の複合、あるいは畜
産団地といふいろいろの作物の生産団地におきま
して、家畜ふん尿、あるいは作物の残滓を飼料にす
るといったような相互の補完結合、そういうこと
とも推進をしております。

○相沢武彦君 都市ごみのコンポスト化問題につ
いてお尋ねをしておきたいと思ひますが、昭和三十

十年代に全国で三十数カ所ですか、自治体がこの
高速堆肥化のプラント建設を手がけたようなんで
すが、その後ごみの質的变化、それから自治体の
財政負担、技術水準、こうした問題から現在現状
に陥つていふと、こういふふう聞いております
けれども、現在この都市ごみコンポストプラント
の稼働状況というのはいくつになつていふんで
しょうか。

○説明員(三井連雄君) 現在、全国の市町村にお
きまして八カ所、八つの市町村でコンポスト処理
施設がございまして、処理能力をいたしまして日
量約四百トン弱でございまして。年間これによつて
処理されております都市ごみの量が、八万三千ト
ンばかりでございまして。

○相沢武彦君 廃棄物の資源再利用で農地への還
元などの必要性から、最近またコンポスト問題が
見直されてきていると思ひますが、政府
でも農林水産省、厚生省両省で昭和五十一年から
ですか、都市廃棄物のコンポスト処理方式の改善
並びに農業利用に関する共同研究、これに着手を
されていふと聞いておりますが、この経緯がその
後どうなつていふのか、また、コンポスト問題に
ついて今後の対処の仕方についてお伺いをしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 御指摘の都市廃棄物の
コンポストをいかにして農業的に利用するかとい
う問題でございまして、これにつきましましては、お
話のとおり五十二年以降環境庁の一括計上分の予
算を、一部は厚生省へ、一部は私どもの方へ移し
かえていたところでございまして研究を進めておる
ところでございまして。

私どもの方は、五十三年度予算では二千八百万
円ばかり、前年も大体同じようなことでございま
して、来年度も大体同規模を考へておるわけでござ
いまして、この中ではコンポスト製品の腐熟度
の問題なり、非常に私どもも関心を持っておりま
す。その中に重金属と有害物質がどの程度入り
込むか、これをどうやって始末するかというよう
な問題が非常に重要な問題でございまして、そう

といった問題、それから肥料成分のチェック、それから施用効果の肥効をどういうふうに見るか、それから貯蔵、運搬あるいは搬入、そういった作業面での問題処理、あるいは将来でまじったならば、コンポストにつきましても一定のスタンダードというものを考えまして、それに基づいて農家の施用につきましても指導をする、こういうことが必要ではないかというふうに考えまして、目下、五十五年までの一応計画でございしますが、鋭意研究を進めているところでございます。

○相沢武彦君 この都市ゴミのコンポスト化を成功させようと思えば、各種の条件が整備されなきゃならないと思うんですけども、東京都では三年前から本格的に取り組んで供給先の婦恋村でのキャベツ栽培に大変大きな効果を上げています。東京都の例のように、需給体制の比較的高度な全国でも中核的な地方自治体に対して、今後助成策を強化するなどしてモデルづくりをもう少し促進してはどうかと思うんですが、全国規模で将来こういった優良堆肥の土壌還元が可能になるように積極的に取り組む方向で進むのか、それともこれはもう少し検討しなければならぬという慎重な対処でいくのか、その辺について最後に承っておきたいと思っております。

○説明員(三井雄雄君) コンポスト処理施設は、現在市町村の清掃事業の中で位置づけられておりまして、ごみ処理施設の一環として、私どもの方からその施設整備につきましても補助金等も出しているわけでございます。

現在の段階におきましては、そういう肥料としてのいろいろな有効性というように、廃棄物処理、市町村の清掃事業という観点から見ても、埋め立てなければいけないわけでも、コンポストをつくりましても、焼却よりもむしろ埋め立てる分が多くなるという問題がございます。

たがいました、そういった点をどういうふうに見るかという問題はございますけれども、私どものスタンスとしては、いずれにいたしましても地元におきましても十分なコンポストの需要先といったもの、それからいまだ申しましたような問題を市町村におきまして解決し、これによって、自分の市町村においてはこれでやるのだということとでありますれば、ぜひ喜んでそれに対する補助を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、先生御指摘のバイオロジック的な問題でございしますけれども、現在廃棄物総合処理資源化事業というふうに銘打って豊橋市でいま実験をしております。これは産業廃棄物、一般廃棄物込みでございまして、そういった再資源化できるものは再資源化し、こういったコンポストとして使えるものは使い、それから後焼却するもの、余熱も農業に使うというふうなことで、町全体として農村とそれからそういうごみというものをうまくつなぎ合わせまして、できるだけ有効に使っていきたいというふうな考えでございしますけれども、そのうち廃棄物処理施設整備費で賄えるものは賄い、それからはみ出すといいますが、再資源化固有の部分につきましても、それだけ特例の補助を現在行っておりまして、状況でございます。

○下田京子君 本法の目的は、第一に国内価格の安定と、第二に内需の確保、そして、第三に輸出体制の一元化と、こう挙げていて、この措置によって農業も、そして肥料工業も健全な発展をしたい、だから延長を願いたいという趣旨の提案理由になつてはいるわけなんです、果たして肥料工業、農業、そして日本経済の中での地域産業を含めてつり合いのとれた発展になっていくのかどうかという点で、以下お聞きしたいわけなんです。

それで、第一に通産省にお尋ねしたいんですが、現在の主要肥料メーカーおおよそ十一社、その中でこの肥料法ができた三十九年当時と五十二年との比較で、肥料の総売り上げ額等々の比較をしてみたいわけなんです。

その点で、まず三井東庄なんですけれども、三十九年はこの三井東庄の会社でもって肥料の取扱量は五〇・九％だったと思っております。そして、その肥料の総売り上げ額は百八十六億円、それが五十二年になりました、肥料の取り扱いシェアは九・三％、肥料の総売り上げ額は二百八十八億円、これは間違いありませんね。

○政府委員(大永勇作君) 私の手元の資料では、四十一年におきましては、先生がおっしゃいますようにシェアは四九・一％でございしますが、売り上げは二百三十一億円というふうになっております。それから五十二年は、いまお話にございしたように、シェアが九・三％で、売り上げ高が二百八十八億円というふうになっております。

○下田京子君 私は三十九年当時を聞いたのに、四十一年で答えになるというの、これはちょっと違うと思うんです。だから、そうか、違うかだけ答えてくださればいいんです。

○政府委員(大永勇作君) 合っております。

○下田京子君 合っておりますということで、これは皆さんのところからいただいた資料ですから、念のため確認したところだ。

それで、ということとは逆に言えば、三十九年当時、三井東庄が肥料以外の取り扱いを含めて総額にして三百六十五億円に上ると思うんです。それが五十二年になりました、これは三千九十七億円に上るんです。これは実に八・五倍の伸びに当たると思っています。さらに、おたくの資料をいたいて計算したやつですから間違いのないと思うんですが、三菱化成の場合には、同じように肥料も含まれた総売り上げ額は、三十九年当時七百四十六億円、それが五十二年になりました、五千四百六十七億円、実に七・三倍に上ると思っております。

このようにして、おたくからいただいた資料をもとに、実際にこれは肥料の総売り上げしかなければいけません、肥料の占める割合と、そうでないものと合算してどのくらい伸びてきたかというものを、見たいと思つて計算したわけなんです。その結果、三井東庄や三菱化成あるいは住友

化学、そういった主要メーカー十一社の三十九年当時は総売上額、肥料だけじゃなくて総売上額の合計が三千六百八十五億円、それが五十二年になりましたと二兆四千八百六十六億円、全体の平均で見ましても六・七倍と、言つてみれば肥料の取扱量が減つたけれども、肥料を土台にしながら主要肥料メーカーは総売り上げを七倍、八倍と伸ばしてきたと、こう言えると思うわけです。ところが、それに対して農業はどうかということ、いろいろとり方はあると思うんですけども、一応食糧で補償されている米価、これを見てみました。三十九年当時、米価六十キロ当たりは五千九百八十五円でした。ところが五十二年の米価は一万七千二百三十二円、これは二・八八倍であります。

これは農林水産大臣にお尋ねしたいんですが、このようにこれだけの比較だけでは正確なところは言えないかと思つて、片や肥料メーカーは肥料を土台として総売り上げを全体的に伸ばしている。しかも一方では、その肥料を使っている農家の方の一番価格補償がされている米価で比較すれば二・八八倍という状況であつて、両者がともに発展してきていると言ひ切れるかどうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは、一概に私は比較はできないと思つてます。じゃ農家が肥料の使い方が足らぬというわけでもございせんし、むしろ肥料の使い過ぎじゃないかと逆に言われているぐらいなんです。これは肥料メーカーの方は、恐らく肥料の生産の仕方が副産物としてほとんど肥料ができるようなことになってきておりますから、ですから私は、肥料の売り上げだけで比べるのならば、どういうふうな参考になる数字があるかもしらぬけれども、総売り上げで比べてみたところで、私は余りこのこと自体がどういふ関連性を持つかということとはなかなか言えないのじゃないでしょうか。

○下田京子君 それだけで見られないということですが、肥料の取扱量は三井東庄の場合にはとにかく三十九年に半分だったわけ、五十二年になつたら九・三と、肥料そのものの取り扱い

非常に少なくなつてきている。そういう中でもつて、いま大臣がおつしやいましたように、いろいろ他の製品への技術開発等も含めて売上額をふやしてきただろうと、こういう御指摘ですが、私どももそう見るわけですね。しかし、このことは逆に言えば、肥料メーカーがまさに肥料工業としてだけではない、肥料化学工業としていよいよ発展を遂げているという指摘が私はできるのじゃないかと思うんです。しかも肥料工業だけでなく、総合的な化学工業として発展してきた主要肥料メーカーですね、こういった肥料メーカーが過去どういう形で売上額を伸ばしてきたかという点なんです。その点で一つは国際的に大変非常に苦しくなってきた、輸出が伸び悩んでいる、あるいは市場が狭くなったからだ、こう言われているわけですね。問題は、どうして海外の市場が狭くなってきたかというところが大事かと思うんです。

私は、その点で第二番目に指摘したい点は、まさにこの肥料工業が、自分が売ろうという国際的な相手国、そういったところに合弁会社を設立し、またプラント輸出でもってみずから市場を狭めてきたということが指摘できるのではないかと思ふんです。

その点で以下お尋ねしたいのは、まず合弁会社の設立なんですけれども、どのような状況になっているのでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 合弁会社といたしましては、三菱瓦斯化学がアメリカで尿素をやっておりますが、昭和四十一年、年間三十万トンの能力のものがございまして、それからセントラル硝子、これはタイで三十六万トン年間やっております。昭和四十八年でございまして、それから日東肥料、これは昭和四十九年、韓国でございまして、全体で年間約二十万トンということでございます。海外投資はそれほど多いとは言えないかと思ひます。

○下田京子君 ほか合弁会社はございませんか。

○政府委員(大永勇作君) 多くはプラント輸出の

ケースでございまして、最近におきましては、合弁の事例としてはいま申し上げましたようなものであろうかと思ひます。

○下田京子君 質問に正確に答えてください。さきに答弁あった三社以外に、最近であれいずれであれ、ほか合弁会社はないのかと聞いています。

○政府委員(大永勇作君) われわれの調べてみましたところでは、そういうことになっております。○下田京子君 実は、週刊東洋経済一九七九年の臨時増刊号、この海外進出企業の総覧というものでもって私どもがずっと調べてみました。そうしましたら、この調査の時点は一九七八年五月、昨年です。調査の方法は、アンケート調査及び直接取材をしております。それによりまして、いまお話しになったのも含めまして、実に、ぱっと見ただけでも、ほかにあるわけですね。

韓国の問題では、いまお話しになったのが、これは日東肥料が投資額二五％です。三菱商事が二五％です。しかも、現地従業員を三百四十四人使っております。目的は肥料の製造販売、しかも第三国市場への販路拡大、こうなっております。それからタイにセントラル硝子、これはいま言ったやつですが、セントラル硝子は二〇％です。それから日商岩井が二〇％、ダイキン工業が三〇％です。これは七三年の十月に完成してはいますが、地元従業員が四百人です。こちらからの技術指導に五人行つていますが、これまた投資目的は、現地で使うものと第三国市場への販路拡大、そして現地の産業保護育成、目的は幾つかあるようです。それからバキスタンに、これはおたくで調べてないですが、東洋エンジニアリング、これはわずかでありますが、五％で合弁会社をつくっております。それにオーストラリア、三井物産二三％出資で、地元従業員が千三百人です。目的は肥料の製造。ニュージーランドに住友商事が一・五％で、やはり肥料の製造販売。それからいまお話しになりましたが、アメリカのアラスカに三菱瓦斯化学、こうなっているわけですね。

私はここで要求したいことは、こうした民間企業等も真剣になって、海外進出の合弁会社設立状況等を調査しているわけですね。国際市場が非常に狭まったとか、国際的に非常に競争力が落ち込んだとか、一般的なお話では、少なくとも法審議のたてまえ上問題ではないかと思ふんです。調査して新たな報告をされますことを要望します。いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) 調べまして、ございませう資料を提出させていただきます。

○下田京子君 さらに、先ほど質問しないうちに答ええただけでした。プラント輸出の問題ですが、わが国の化学肥料のプラント輸出の実績状況といふんです、これについて私はお尋ねしたいのは、プラント輸出の相手国、それからそれに対して海外雇用がどのくらいで、現地の雇用と、それから日本からどのくらい技術者が派遣されているかという問題、さらにはその資金、どういう形でその資金がやられているのか、お答えいただけますか。

○政府委員(大永勇作君) このプラント輸出につきましては、手元には昭和四十八年から五十二年までの化学肥料プラント輸出の輸出承認実績というものがございまして、たとえば五十二年で申しますと、四・九億ドル程度のプラント輸出の承認実績で、件数は十八件でございます。それから、現在海外プラントに派遣されております化学メーカー、商社等はちよつとわからないわけでございますが、化学メーカーから派遣されております人員は約五百名でございます。現地雇用がどのくらいあるかということにつきましては、われわれの方ではわかりません。

○下田京子君 資金。

○政府委員(大永勇作君) 現地の企業の資金につきましては、ちよつとわれわれの方でキャッチはできないわけでございます。

○下田京子君 ちよつとも一度念のためにお尋ねしますけれども、プラント輸出に絡んでどういう契約を結んで、そのプラント輸出の際の資金の

保証ですね、どうなのかということについて承知してないのですか。

○政府委員(大永勇作君) プラント輸出でございますので、たとえば昭和四十八年二億二千万ドル、四十九年七千九百万ドル等々、それから先ほど申し上げましたように五十二年は四億九千万ドル、これはこちらの輸出いたしました、向こうの企業からそれだけの代金を受け取るわけでございますが、向こうの企業がこのプラントを受け取りまして企業を運営するに当たりましては、もちろん運転資金その他含めましてたくさんかかるわけでございますが、この辺は、われわれといふんです、こちら側の企業のタッチしておる問題でございまして、全体としてどういう資金繰り状況になつているかということにつきましては、われわれの方としては承知しかねるということでございます。

○下田京子君 ここに通産省の化学肥料課で出した資料があるんですが、それによりまして、プラント輸出の相手国はインドがかなり多いのです。また、パングラデシュとかベネズエラとかスベイン、インドネシア等もありまして、台湾、韓国、ビルマ、イラク、クウェート、いろいろあります。その中には、社会主義国と言われているソ連とか中国も入つていて、ドイツ民主主義共和国も入つていて、この資金についても、いまおっしゃったようにどういう資金手当てしているかわからないというお話なんです。こういうプラント輸出は、それぞれ経済協力体制によつて相互の話し合いによつて、たとえば第二次から第五次円借款でもって資金手当てをするとか、あるいは延べ払いでやるとか、いろいろあることをやられていくわけですよ。それを御承知なかつたんですか。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど申し上げましたような、たとえば五十二年四億九千万ドル等々の輸出代金につきましては、先生御指摘のように、あるものは輸出入銀行の延べ払い融資を受け、あるいはあるものについては円借款の供与の対象になつておるといふことはそのとおりでございます。

が、私が申し上げましたのは、現地におきます企業経営のための金融その他がどうなっておるかという現地サイドのことはちょっとわからない、こういうふうな申し上げたわけでございます。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

○下田京子君 たいだいまの答弁の中にあった、プラント輸出をするに当たって、政府が長期の計画であるとか、開発銀行だとか、そういう手当てを受けつつプラント輸出をしているというお話がありましたから、それでよろしいです。

私がここで指摘したいのは、こういうプラント輸出をする際にも、肥料工業が単なる肥料工業としてではなくて、総合的な化学工業として発展しつつ、なおかつその陰ではプラント輸出と称しながら、低開発国への一定の援助等々はそれは必要でしょう。そういう議論もあるでしょう。しかし、それが政府の保護のもとに行われてきたという事実は、私はここで指摘しておきたいわけなんです。しかも、そのことが、海外市場を狭めてきているということにつながるのではないかと思うんです。

しかも、さらにお尋ねしたい点は、肥料工業に対してそのほかの具体的な融資等も過去数回にわたって行われていると思うんです。

まず第一にお尋ねしたいのは、肥料工業界にどういう情勢のときにどういう資金手当てをしたのか、簡単に結構ですから御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員（大永勇作君） これは主として開発銀行、それからほかには北東公庫等もございしますが、第一次あるいは第二次の大型化計画に対する融資等がございします。

○下田京子君 金額的にもお答えください。

○政府委員（大永勇作君） 各年によってあれですが、三十四年から四十年までに確安合理化融資ということで百二億、三十七年度に肩がわり融資ということで百三億、三十八年から四十二年に体質改善融資ということで八十六億、四十三年から四十七年度に第二次設備大型化に対する融

資ということで二百三十一億円の融資がございします。

○下田京子君 合理化と称して融資をいただく、あるいは赤字が出たといって肩がわり融資をいただく、第一次、第二次アンモニアの大型化設備のその陰でも融資をいただくということをいまの資料は物語っていると思ひます。

さらに私がここで聞き出したのは、今回構造不況法と言われる特定不況産業安定臨時措置法のもとでアンモニアがおよそ二六％、尿素四四％という設備廃棄がやられる。これについて、一体どういう形でもってこれをやっていくのか。いま報道されているところ、あるいは心配されているところによりますと、残存者負担十五億六千万円ぐらいですね。これが農民にしろ寄せになるのではないかと心配がございします。

もう一つは、基金の創設をしていると思うんですけれども、この中身はどうなっているか。

○政府委員（大永勇作君） いまの残存者負担の問題につきましても、設備廃棄をいたします際の企業間の利害の調査といいますが、平均以上に処理をいたしますところに対して平均以下の処理をするところが残存者として負担するということでございます。まして、肥料工業全体を足してみますと、差し引きゼロということになるわけでございます。

それから、もう一つの基金というのは、特定不況産業信用基金というのが債務保証基金としてできておりまして、これは肥料ということだけでなくて、そのほかの特定不況産業全体を含めまして、基金としましては百億円、これをもって債務保証の基金にするという、恐らくこの基金のことであろうかと存じます。

○下田京子君 残存者負担の問題については、農民へのしわ寄せ等は全く心配ないと言ひ切れるのかどうか。

それから、ちょっと特定不況産業信用基金の百億の中身ですね、資金充当、それをちょっと説明してくだい。

○政府委員（大永勇作君） 残存者負担につきまし

ては、先ほど申し上げましたように、足しますとゼロでございます。それからこれは肥料の価格決定を行います際の原価には入ってまいりませんので、農民負担の問題というふうなことはないわけでございます。

それから、基金の規模は百億円でございます。債務保証の規模としてはこれの十倍の一千億円というところでございしますが、これにつきましては現在までのところは使用実績はございません。肥料につきましてもございせんし、ほかの業種についても、造船につきましてごくわずかなものがある程度であるようでございます。肥料についてはまだ実績はございません。

○下田京子君 ちょっとここで大臣に質問しようと思つたら、大臣席を外されているようだから統制してお尋ねしたいんですけれども、税制上の優遇措置等もいろいろあると思うんです。きょう大蔵省を呼んでおりませんけれども、国税庁の会社課本調査結果報告、これは法人企業の引当金、準備金、特別償却等の利用状況なんですけれども、化学工業全体で五十二年海外投資等損失準備金残高が五百八十六億円になっていると思うんですけれども、御承知でしょうか。

○政府委員（大永勇作君） その資料は持つてまいておりません。

○下田京子君 資料を持つてなくとも、化学工業が全体で、それは肥料だけではないでしょうけれども、そういうふうな海外への投資の際の準備金、引当金等が見込まれているということは御承知ですね。

○政府委員（大永勇作君） 海外投資損失準備金があることは承知いたしております。

○下田京子君 大臣にちょっとお尋ねしたいんですが、いま残存者負担というふうなことで化学工業の、肥料工業の合理化の際のそういう負担を、原価交渉の際には入っていないから農民に肩がわりはないと、こういう通産省の見解なんですけれども、企業というものは全体的にやっぱり運営をされていると思うので、そういう残存者負担が結果

として農民にしろ寄せになるようなことがないように、特に注意をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 十分注意をしてみます。

○下田京子君 以上、ずうっと通産の方に、肥料工業がどういうふうな状況の中で国際的に国内的に置かれているかというところを見てきたわけなんです。ここまではっきり指摘しておきたいのは、繰り返しになりますが、やはり海外の市場を狭めたという原因がこの法律の資料等々には明確でない。私たちが見る限りにおいては、融資の問題であるとか、あるいはプラント輸出や合併会社の海外進出等に当たっても、いろいろと手厚く政府の援助を受け、一方で価格カルテルがあり、国内価格でいわゆる高位安定で肥料が売れるというものがあつたからこそ、肥料工業は総合化学工業として育ってきたのではないかと、これを私は指摘しておきます。

そういう状況の中で、私は大臣にお願ひしたい点なんです。先ほど確安協会の方に特定の団体等に政治献金をしていくことを聞きまして、たところ、確安協会としては実務的に取りまてめをしているだけで個々の会社がやっているのだと、こういうお話なんです。しかし、私どもが官報の政治資金報告を見ましたところによると、日本確安工業協会として国民協会に政治献金が以下のようにされております。五十一年に七千八百九十七万六千円、五十二年も同じ金額です。およそ八千万近い政治献金が、日本確安工業協会から国民協会に政治献金がされております。国民協会は、私が言うまでもなく、自民党さんの政治献金取りまための窓口でもあると思うんです。

私はここでお願いしたいことは、いま本国内の肥料価格の安定と、また一方で肥料工業界が不況業種だという指摘を受けて設備廃棄までしなければならぬということならば、こういうことを改めて、幾らかなりとも企業の発展あるいはそれを農民に還元できるようにお考えいただけない

かという点であります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、赤字会社は新しい政治資金法では献金ができないことになっておりますから、これはそれ以前の話だろろうと思います。

○下田京子君 年度の言えればそれ以前ではなくて、五十二年と五十二年と、こうなっておりますから。私は、姿勢として、こういう政治献金を断つていく御姿勢があるかどうかということをお聞きしたいわけですが。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政治献金の問題は、私は別な高次元の話だろろうと思ひます。問題は程度問題で、結局法律上はもろもろ違反ではございません。赤字の会社は献金することはいけなない、こうなっておりますが、これは事業者側が守る全然別な話でございますから、それ自体が悪いというわけではございません。それをどういふふうに批判するかは、結局官報に出していただくことでございすから、国民がどういふふうにか断絶をするかということにかかっているとおと、国民にお任せをしなければ答弁のできない話であります。

○下田京子君 大臣はうまく逃げられたようだけれども、これは価格取り決めが生産業者と販売業者、全農と日本硫安協会とがやられていて、しかもその資料は個々には政府が所持だといふうな中で、その日本硫安協会が協会を通じて協会の名でもって政治献金をしているということについて、それは非常に不明朗であり問題があるということは、大臣のお考えいかんにかかわらず私は指摘しておきたい、こう思ひます。

以下、お尋ねしたい点は、果たして現在の法律によつて農民に対して肥料が非常に安く安定的に供給されてきたかどうかという点なんです。これは他の委員等も含めて、あるいは先回、五年前の法延長の際にも議論になったところでありましたけれども、いわゆる硫安の原価の問題なんです。副生硫安あるいは回収硫安ということで、硫安について値段があるようなないような、大分議論になつてはいるわけなんです、まずお尋ねしたい点

は、先ほど通産省の局長は、いろいろな硫安の形成経過があるからにはつきりは申し上げられないけれども四割程度見てみると、こういうお話があつたと思ふんですけれども、四十九年のこの法延長のときにどういふお答えをされているか、御承知でしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 四十九年当時におきましては、大体三割というふうにお答えしたいというふう聞いております。

○下田京子君 それでは、やはり五年前の法延長のときに、硫安協会はどの程度に見込んでいたのでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) これはちょっと承知いたしていません。

○下田京子君 いまの点については、先の三割というのには確かそうで、四十九年五月十四日以前局長が、わが党の津川委員に対して三割と答えております。同じくわが党の津川委員に対して日本硫安協会の参考者が七割程度、七割ぐらいだといふことを答えております。となりますと、これはもう先ほど来から議論になっておりますけれども、一体何を以て、どこをとっているのか。

○政府委員(大永勇作君) いま四割と申し上げましたのは、硫安を他社から購入した、まあ言つてみれば市場価格に対してして評価額が約四割という意味でございます。

○下田京子君 実際に価格交渉の際に、カルテルを決める際にはどうしているんですか。

○政府委員(大永勇作君) この四割ぐらいの評価の入りましましたいわゆる平均的な、これはいまの四割と申しますのは硫安の原価でございますので、この硫安だけで硫安の原価は決まらないうわけでございますが、硫安の原価も含めました硫安全体の平均原価をベースにいたしまして、当事者同士の交渉で価格が決まるといふシステムになつておるわけでございます。

○下田京子君 だから、それが幾らなのかということをお尋ねしているわけですね。それと、あわせてお尋ねしたいのは、これが前

回議論になりました、肥料対策協議会で検討してみたいと、こういうお話があつたかと思ふんですが、検討されたかどうか。

さらには、いまお話しになった廃硫酸の問題なんですけれども、この硫酸の回収を減らそうということ、廃硫酸に石灰を混ぜて石こうのようなもの、現地で何てきたんです。こういうものにコストがあるんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) この廃硫酸のコストの問題は、その生産工程、それからこの硫酸がきれいな硫酸であるか、あるいは余りきれいでない硫酸であるかというふうなことで非常に変化があるわけでございます。コストという点になりまして、まあゼロ評価から一〇〇％評価まで幅が非常に広いというのが実態でございます。しかし、統一的な基準をつくるべきではないかという議論もございましていろいろ内部で検討いたしたわけでございますが、これはなかなか理論的に統一基準を設けて適用するといふことはむずかしいといふことでございまして、現在までこの原価の評価基準の作定といふことは至っていないといふことでございまして。

○下田京子君 協議会で検討したけれども、かなりむずかしいといふことで具体的な原価をどこに置くかといふことで結論を得ていないと。そういうことだと、公害対策上生まれてきた硫安についても取引がされているわけですから、そういうかっこうの中で価格カルテルがされるというところは、これは場合によつては農民に高い価格を押しつけているといふことが言えるのではないかと、こう思ふわけなんです。

さらに、硫安の場合も含めて硫安、尿素、高度化成等カルテルにかかっている肥料についてお尋ねしたいんですが、政府の参考資料の九ページに販売業者の販売金額の割合がここに書いてあります。この五十年で見ていたきたいわけですから、これも、これは販売金額の割合と、それから私どもこれをいたしたいんですけれども、全農——全国

農協中央会、この全農からいただいた資料によりまして、五十年の場合に全流通量と全農取扱量とを比較すると、全農取扱量が五一％になるという数字をいただいているんです。とすれば、その他の元売りのシェアは四九％になるだろろうと思ひます。五一％のシェアでもって売り上げ高は六七％を占めている、こういうふうになりまして、少なくともここで価格についてはその他の元売りとは比べて全農の方が二倍高になる、こう言えると思ふんです。いかがでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) お答え申し上げます。ただいま先生が御指摘されました全農の資料の五十肥料年度の硫安でございまして、全流通量に對しまして全農取扱量、この比率が五一％ということに相なっております。全農の方で出しましたこの資料は、全農がこの五十肥料年度で扱いました、配合肥料工場等に全農が原料用として売り渡したものといたしますか、それといわゆる農家向けといふことでわれわれ考えておりますものと、両方とも合算したものに對する比率といふふうに聞いております。

それから、私たちがこの参考資料として御配付申し上げてあります九ページでございすけれども、全農が硫安については、五十会計年度でございすけれども、六七％といふことになつておりますが、これはまさに特定肥料といふことで価格交渉をいたしまして、そして着駅オンレールの価格で決めるわけでございますが、その農家向けの分といふことで考えたものでございす。

○下田京子君 その違いは後で正式な資料でいたしたいんですが、硫安がそうだとすれば、じゃあ高度化成はどうなるかといふことなんです。硫安はそういうことでお話あったにしても、高度化成の場合にはこれはもうすでに硫安なり尿素なりを見込んであるわけですね。そうしますと、この高度化成の方で見ますと、これまたやっぱり一・五倍からの価格高といふことになりまして。

○政府委員(二瓶博君) 高度化成についてのお尋ねでございますけれども、この面につきましては

会計年度と肥料年度の相違、これが大きな原因と
考えております。

○下田京子君 時間もありませんから、細かくい
ただいている数字もあるんですが、それは一々述
べませんけれども、果たしてどうか、もう一度確
認の意味で正式なものをつくってお届けいただき
たいと思います。それでよろしいです。

それでもう一つ、これは改善できないかどうか
ということなんです、流通問題で先ほどやはり
全農の参考人に尋ねましたところ、全農の手数料
というものが、あるいはそのほか運賃であるとか
金利、倉敷だとか、それらを含めましてもおおよ
そ二〇%前後等々という話がありました。ところが、
生産業者の販売価格とそれから肥料購入価格
とを比較しますと、物によつては三八%からあ
るいは五〇%の差があるんです。これまた私細か
く申し上げませんが、このポケット肥料要
覧等にも詳しく出ております。で、この全農の手
数料が〇・六で県レベルが二%前後、単協も含め
て八%から一〇%、こういう手数料以外の経費も
含めて流通経費を少なくして農家に安い肥料が届
けられるような工夫をしてほしい、その点で具体
的な調査をいただけるかどうか。

○政府委員(二瓶博君) いまの調査の結果の方は
また資料を差し上げますが、ただ私たちが手数料
の関係で申し上げますと、参考人が答えたのと若
干違う点がございまして、全農は〇・六%、それか
ら経済連の方が二%というところで、これは大体
同じなんです、単協の方は一%程度というふう
うに見えております。したがって、全農から単
協まで全体を通じます農協の手数料は約一五%程
度と、かように考えております。

それから、生産業者販売価格に対して末端
の価格が四割を超えておるとかいうようなものも
ございまして、ただ問題は、いわゆる現在肥料法に
よりまして特定肥料になっておりますもの以外に
そういうような肥料がございまして、この辺は、よ
その特定肥料以外の肥料の方も含めまして資料を
調製してお届けしたいと思っております。

○下田京子君 調製していただきたいという御答弁を
いただいたから、なんです、三肥料の分野でも
あるんです。五十二年の七月、硫安を見ますと一
三七%になっております。これは資料を対比して
いただければわかります。ですから調査をいただ
きたい。それから、できるだけ安いものを農家に
届けるように努力いただきたいという御要望で
す。

それから、これは最後の問題になりますけれど
も、肥料工業が今回構造改善ということが前提に
なっているわけですね。肥料工業はかつて第一次
アンモニア合理化あるいは第二次と、こうやって
きたわけなんですけれども、特に私はここで指摘
したいのは、第二次合理化、第二次のアンモニア
大型化のときに、実に大手十七工場がこれがスク
ラップされたり、あるいは合併、吸収されたりし
ているということ、これは御承知だと思つてす
けれども、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) 第二次大型化につぎま
しては、四十六肥料年度の需要をベースにいたし
まして百二十一万トンの設備が廃棄されたわけ
でございますが、その結果といたしまして、一部の
企業におきましては自社の旧式設備を廃棄いたし
ましてアンモニア生産を中止したところもござい
ます。中止いたしました、それにかえまして共同
出資による新会社を設立したというふうなことも
ございまして。

○下田京子君 詳しく述べている時間もなくな
ってきたんですけれども、ちょっと二、三申し上げ
ますと、現在の三井東証大阪、これをつくるに当
たつては、三井東証の大牟田工場と北海道工場が
スクラップされております。そして名古屋の東
証合成、これが規模を縮小して現在の三井東証が
できています。それから日本化成、いわきのあれで
すけれども、東北肥料、秋田にあったものがスク
ラップされていわきにあった日本水素が合併して
日本化成ができた、こういう形で、私さきに指
摘しましたように、十七工場が地域から消えてな
くなった、あるいは吸収、合併されたりしてい

る、規模を縮小したりしているということは事実
であると思つております。

その点で、大変いまだ具体的に問題になっ
ている点なんです、福島県のいわき市の日本化
成の合理化問題なんです。このことについて市長
さん初め関係者から通産省に数度にわたつて陳
情、要請等があり、また、福島県の知事からも直
接大臣に御要請があったことと思つております、そ
うした経緯等は御承知でしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 市長さんその他からた
びたび状況の説明あるいは陳情等、われわれへも
大臣のところへもおいでいただきまして承つてお
ります。

○下田京子君 それではお尋ねしたいんですけれ
ども、この日本化成の場合にアンモニア、尿素等
のいわゆる西工場というところが廃棄になった場
合に一体どうなるかという点については、どのよ
うに理解されておりますか。

○政府委員(大永勇作君) この日本化成という会
社は、アンモニア肥料のほか水素ガスでござい
ますとか、あるいはカーバイド、コークス等々、
他の製品もつくっておりますので、仮にこの肥
料工場を廃止した場合にはどういふふうな影響
があるかというのとはなかなかむずかしい問題であ
ろうかと思つてます。関連事業その他に影響を与え
るか手えないかというところで、ずいぶん変わつ
てくる問題であると思つてます。

○下田京子君 いまのお話ですと、いろいろ経緯
等御承知かと言つたら知つていられると言われまし
たね。しかし、中身を聞いたら、関連企業等にど
ういふ影響が出るかわからない、それでは知つ
ているということにはならないんじゃないでしょ
うか。資料が届けられておるはずですよ。しかも
三十三万人のいわき市民のうち約二十万人、七
七%の皆さん方の直接署名をいただいて御要請さ
れていられるんです。しかもその中には、西工場、ア
ンモニア、尿素等の工場が廃棄になった場合にそ
れを受けて東工場、関連企業、その地域全体がど
うなるかというふうな資料は届いているはずで

す。いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) 資料をちょうだいいた
しております。

○下田京子君 その資料に基づいて具体的に独自
に調査をする、そういう姿勢をお持ちですか。

○政府委員(大永勇作君) この日本化成の問題に
つきましては、日本化成とそれから鹿島の鹿島ア
ンモニアとが問題になっているわけでございます
が、この三菱グループの中におきまして、これの
合併問題をどうするかをお検討中でございまし
て、まだ方向が出るまでには相当時間がかかるで
あらうという状況でございます。したがっていまし
て、いま仮にこの日本化成がやめた場合に、どうい
ふふうな影響を地域の業種に与えるのかというふう
な具体的な点につきましては調査をいたす段階で
は、いまのところはまだないのではないかと
ふうに考えております。

○下田京子君 具体的に資料等も出されて陳情さ
れていくわけなんです。しかも、不況法に基づいて期
限が切られていくわけなんです。それを受けて関連業
者が話し合いをされているんです。通産省、黙つて
いるという理由はないでしょう。

二、三申し上げますと、日本化成のこの西工場
が廃棄になった場合に東工場との関連でどうなる
かということなんです、肥料部門で東工場では
高度化成をつくっているわけなんです。西工場からア
ンモニアと尿素をもらつてくるんですが、当然も
らえなくなります。どこか別なところからいただ
かなければならなくなるので、コスト高になるわ
けです。さらに、工業製品部門があつて接着剤等
をつくつております。アンモニア、尿素を受けて
おりますが、やはりもらえなくなる、そのコーク
ス部門も使っているんであります、このコーク
スが西工場へ供給されているわけですが、これが
来なくなる、こういう問題も出てくるわけなんです。
そのほかコンビナートの問題なんですけれども、
いわき市というところは昭和三十九年に新産
都市の指定を受けました。その新産都市の指定を
受けて五十年までに公社、公団あわせて五百二十

六億円投資しております。国が六百三十六億円の投資をしております。県が七百十四億円の投資、市独自で四百十八億円の投資をしております。そして、宮々と新産都市計画に基づいて企業誘致を進めてきたわけですね。その中で、コンビナート群にどういった影響が出るかということなんです。界化学工業のところに液化炭酸、アンモニア等を関連品として供給してました。それを受けられなくなったら、この界化学工業はどうなるでしょう。水素ガスが小名浜製錬に送られてしました。それが行かなくなりました。あるいは海水、蒸気等が新日本化学にも行っていました。尿素が小名浜合板に行っていました。それから、富士興産との関係ではナフサが絡んできます。新たに計画はあるんですけれども、いま立地予定でどうなのかという足踏みをしているのが、ライオンアグリーという水素ガス等々をやられる企業があるんです。こういうところが来なくなるでしょう。どうなりますか。

さらに、関連企業の問題ですけれども、これは系列企業が六社、関連下請企業が四十四社、本社を含めて五十一社になります。実際に下請関係の皆さん方の話も聞いてきましたが、本場に時間がないので、お願いしたいことは、第一次、第二次アンモニアの大型設備という名で合理化が進められてきて、労働者が一方で大変首を切られてきたわけですね。それだけでなく、今回のようにいわき市にあって大変大きな地域的な大打撃を与えていることが明らかにしているわけなんです。こういうところについて、私はまず調査をしていただきたい、それが一点。

それから二点目に、以下いまのようなことだけでもはつきり言えることは、特安法の中でこういう条文があると思うんです。第六条になりますけれども、共同行為の内容として四点述べておりますけれども、その二点を特に注意すべきだと思っております。第六条の二号「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと」、四点目には

「当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと」、そのことが確認されなければ廃棄というその手続をすべきでない、承認すべきでないと思っておりますが、そういう態度でおやりいただけるかどうか。

さらに、この六条との絡みで第七条に「主務大臣は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、一前条とは六条の第一号から四号までを指していると思つて、私は、私にその二号と四号ですが、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ」と、こううたつてあります。私はそういう措置も考えながら、いわき七七%の市民ぐるみで陳情され、知事も含めて直接大臣に御要請がされているこのことについて、重ねて独自の調査をして、そして重ねていまの法適用をしながら進めていただきたい、その決意をお伺いして終わりたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど御説明申し上げましたが、日本化成の問題それから鹿島アンモニアの問題、この合併計画の話につきましては、まだ三菱グループの中で検討が進んでおまして、結論が出ていない問題でございます。この共同行為、それが、まだ少し時間がかかると思いますが、まとまりますと共同行為の届け出ということになるわけでございます。

そのときには、先生御指摘のように、関連事業者の利益を不当に害するものでないこと、あるいは利益を著しく害するものでないこと等々の要件が加わってくるわけでございますけれども、いまの段階で、まだこのグループの内部で方向が出ていない段階で、具体的にどういうふうに関連事業に影響するか、この関連事業への影響の調査ということになります。当然その関連事業者が現在日本化成から買っているものが、それではほかの事業者から買えるか買えないかというふうなことを、個別具体的に判断しなければならなくなるわけでございます。いまの段階でそういうことを調査するのは時期尚早であらうかと思つてます。

○下田京子君 委員長、一点だけ、最後に。最後に、いまのお話はまあ時期的に第六条を受けて共同行為を見るかどうかというところは言えなけれども留意してやるといふふうに承りましたので、ぜひその点を留意され、また独自の調査を重ねて要望いたしまして、終わります。

○柳澤謙造君 最初にお聞きしてまいりたいのは、肥料価格というものをメーカーと全農で協議をして決めているという方法、これは私大変いいことだと思つて。そういう意味においては、高く評価をしたいと思います。ただ、一つ気になりますことは、もちろんコストがその中で議論をされると思つて、そのコストの中の労働者の賃金というものをどういふふうにして算出をしているんだらうか。一般社会では毎年ベースアップが行われているんですが、そういうものはどういふふううにコストに反映をし、そして肥料価格がここで協定されるという方向にしているのか、その点からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) 特定肥料の原価調査におきまして、労働費でございますけれども、これは企業が従業員に支払った賃金、手当等の総額ということにいたしました。これを含めた原価調査結果を交渉当事者に資料として交付をしております。こういうことでございます。ただ、この原価調査は暦年で調査をいたしております。したがって、この原価調査実施後にベースアップ等が行われた場合には、交渉の当事者間で妥結した賃上げ率等によりまして、価格取り決めの期間中というところで結局適用価格が肥料年度になるわけでございます。七月から六月ということになるわけでございます。その期間中の労働費を修正推計して、これを用いて価格取り決めをお互いに行つておると、かように聞いておるわけでございます。

【理事大島友治君退席、委員長着席】

○柳澤謙造君 そうしますと、若干のずれがあるけれども、大体一般の社会的に上がつていくベースアップというもののまま繰り込まれている

というふうな判断してよろしいんですか。

○政府委員(二瓶博君) したがって、ただいま申し上げました暦年で調査をやっておるわけでございます。その暦年の間で実際に企業が支払つたそういう労働費、これはそのまま当然把握をしておるわけでございます。その後の価格取り決めのやる際に、ベースアップがあつたとかいふようなものは、さらにその辺からいふような推計をしながら両当事者間で価格取り決めの折衝をやる、こういうことでございます。

○柳澤謙造君 これはじゃ大臣の方に御質問してまいりますが、肥料価格の決定をメーカーと全農でもってやりになっている。それで全農が、先ほどからお話が出ているように、もう七割から全農が引き取っているわけなんです。そういう点からいくと、いろいろこの価格の協定の交渉をしても買い手市場になつちゃうと思う。その辺を政府の方でもってどういふふうな指導をしているのか。普通にメーカーとも交渉をしておつたら、とてもじゃないけれども、これは対等といえますか。まともな交渉になつて適正な肥料価格というものはなかなか出てこないと思つて。ですから、その辺の点はどういふふうな御指導をなさっているかということをお聞きします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、話し合いをしてとかくうまいつておるのだと私は思ひます。仮にメーカー側がうんと押さえ込まれちゃつて、何もかもさつちもいかにないというのなら、こんな制度をやめてくれと陳情に来るはずだから。これをともかくメーカーの方も残してくれと言ひし、農協側も残してくれと言ひし、みんな残してくれの話ばかりなわけだから、特別にメーカーの方だけ押さえ込まれているというところは私はない。メーカーの方は共同で、これは束になつてかかってくるわけですから、メーカーの方はメーカーの方で、メーカーの方は実際のところ、材料はみんな自分が持つていて、全農にみんな出さないで、あれ、だから、私はメーカーが特別に押さえ込まれておるということはないだ

から油の価格の上昇によりまして日本の国際競争力が非常に落ちてきたというときでございます。この時点におきましては、この輸出調整という機能はむしろ価格の維持、安値では売れないという方向にウエイトが置かれたということでございます。国際競争力が落ちておりますものでございまして、数量的には大幅な減少を来したというふうなことでございます。

輸出は、極力安定的に出る方がもちろんよろしいわけでございますが、ちょうど四十九年から五十年というのは、そういう意味で非常に客観情勢が激変したときであるということで、御理解をいただきたいと思います。

○柳澤謙造君 内閣。

○政府委員(大永勇作君) アンモニアにつきましては、四十九年から五十年にかけて、内需の肥料用というのが非常に落ち込んでおりますが、これは一つは仮需要の問題であらうかと思ひます。

○柳澤謙造君 仮需要があったことは否定しませんが、あなた通産省なんでは、いまのあなたの答弁というのは、五十年は仮需の反動が起きた、国際競争力が落ちた、だから言うならば、安売りをしないで価格の維持に力をついたので落ちました。国際競争力が落ちたのなら、価格を下げていかなければならぬから、下げてくても下げさせられてしまつて、そうして輸出をしていくというのが商売のなにしてしよう。国際競争力があるんだから価格は下げないでこの価格を維持して無理に売らなくてもいい、それでも国際競争力があるから売れる。いまのあなたの答弁だと、国際競争力が落ちたんだから安売りをしないで価格の維持に努めたんです、だから減つちやつたんです、つじつまが合わない。その辺は、どういう理解をしたらいでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 最初にも御説明申し上げたわけですが、輸出価格につきましては、少なくとも変動費は割つてはいけないうと、割らないという大原則がございまして、そこで、この変動費を割らない範囲での輸出ということになります。

と、もちろん変動費につきましても会社間に差があるものでございますから、全体の国際市況が落ちてまいりますとどうしても輸出数量はそれだけ減らざるを得ないというふうなことになるわけでございます。変動費を割らないということは、逆に言いますと、その範囲であれば固定費の低減をすることにによりまして国内価格を引き下げることによつて役立つという考え方でございます。

○柳澤謙造君 私、別に責めてゐるのじゃないんで、いつていまみたいに子供だましみたいなことを言わないで、変動費を割らないという原則があるからといふあなたは言つてゐる。しかし、さきから言つてゐるのとおり、九三%の稼働率だといふことは、ほぼフル稼働でかなりコストダウンもできて安くてゐる。それを稼働率を五五%に下げたらどうなるか、これはコストがど

れだけ上がるかというの、おおよそ目子で考えたら見当はつくですね。変動費を割らないそのために、もう言つてられないのです。大変高いものになつちやうです。

ですから、そういう点で、決して私皆さん方とつちめてここでもつてなにしてやうな気がないので、さういふ点で、さきから言つてゐるやうに、せつかくもう十五年間も、言うならばなかなかできることではない、メーカー、生産者側と消費者側の全農でもつて価格を決めるということをやつて、十分であつたかなかつたかはさておいて、ずつと来たわけでしょう。だからさういふ点からいくと、もちろん内需を優先して余つた分には輸出と、さういふことをやることもいいことだしするの

で、そこまで——去年かおとし始めたのじゃない、もう十五年からやつてゐるんだから、だつたら生産の方も大体この程度が内需で要るんだ、輸出もこの程度やつて、そしてそんなに狂わないやうに、せつかくおやりになる以上皆さん方がやつて、メーカーの方もそして消費者の全農の方もそこから利益が得られるという、そこまで知恵を働かして御指導をして、そして両方がやつぱりこの法があつてよかつたなというふうにしていただき

たいという気持ちで言つてゐるんですから、さういふことをくんでやつていただきたいです。

それからもう一つは、これも先ほど話が出ていきましたが、いまメーカーの工場を大分つぶさにやいかぬというので、特定不況産業安定臨時措置法が適用になつて構造改善を進めるわけですが、これも、この構造改善の内容というのは、それぞ

れのその労使が合意の上で進めるといふことは、はつきりして御指導していただいてゐるんだと思

うので、その点お聞きしておきます。

○政府委員(大永勇作君) 当然さういふことであらうと思ひます。

○柳澤謙造君 もうちょっと具体的に、どういふやり方をしてゐるか、言つてくれませんか。

○政府委員(大永勇作君) 安定基本計画を決めま

す場合には、主要な組合の意見を聞かなければならぬといふことになつておりました、われわれといひましては安定基本計画を決めます際に化学労働の意見を聞きまして、化学労働も全体としてはいかういった構造改善を進めることはやむを得ないことであるけれども、個々の設備の処理については十分当該組合の意見を聞くやうな条件をつけて了承をいただいております。今後処理しますと、われわれといひましては今後処理計画を具体的に進める際には、その意を十分体し

まして、雇用の安定に配慮しながらやるやうに企業を指導したいといふやうに考えておる次第でございます。

○柳澤謙造君 大臣の方にお願ひしておきます。

先ほどから私の申し上げてゐることはもうお聞きでおわかりだと思ひます、価格の協定だけではない、さらにそれが進んで、生産調整のやうなことも一歩進んできて、それで余り極端な変化が起きてないやうに、そしてせつかくこの法律も十五年もやつてきてゐるんですから、農民の側もそのことによつて肥料が高くならないといふメリットがある、肥料をつくるメーカーの方も、余り極端に値段がどうこうしたりといふことにならな

いって、両方がそこでもつて利益が得られるやうな、さういふ有効にこの法律が働くやうに、十分に行政指導の面でお力を出していただきたいといふ要望を申し上げておきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もさう思つております。先ほど言つたやうに、やはりいづれの人もこれでメリットがあるから、やつてくれ、続けてくれと言つてゐるのだと思ひます。

ただ、あなたの質問の中で、この表が少し不親切な感じがいかと私もあなたと同じやうに思つたのですよ、これを見たときに、輸出の方が減るのはそれはわかる、値段が安いので、競争に負けた。何で国内が減つたのだといふ話ですが、これはアンモニアというのは尿素の原料になつてゐるから、だから減るわけなのです。

○柳澤謙造君 終わります。

○喜屋武眞榮君 私、最後でございますので、お疲れでしょうが、ひとつよろしくお願ひいたしま

す。

まず第一番目に大臣にお尋ねしたいことは、肥料の量の確保と価格安定の一つの手段として政府が資料を提供し、そして生産者と販売者の話し合いによつてそれを決定すると、さういふこととでございます。さういふと、この表にもありますとおり、これは一種の価格カルテルということになるわけなんです。さうすると、このことは独禁法に抵触するとも考えられるわけでありま

すが、このことがそれから外された理由は何であるか、そのことをまずひとつお伺ひしたい。

○政府委員(大永勇作君) この独禁法の適用除外の問題でございますが、肥料の買手の大部分がいわゆる全農でございますので、それとメーカー関係が団体でもつて共同して価格交渉を行うということとを可能ならしめるために、独禁法の適用除外をいたしたわけでございます。それによりまして肥料供給の地域性、あるいは取引における思惑等の発生を防止するといふものでございます。また、輸出会社につきましては、輸入する方がいわゆる一元輸入を行つておりますので、価格交

渉上安く買いたたかれないように、輸出につきましても共同輸出体制が望ましいという事で、やはり独禁法の適用除外をしたものでございます。

○喜屋武眞榮君 このほかにもその例がありますか。それをちょっとお伺いしたい。

○政府委員(大永勇作君) ほかに、本法のような形で適用除外というのはいないと思存します。

○喜屋武眞榮君 そこで気になりますことは、まあこれは要望にもなりますが、確かに需給の面からの量を確保する、それから価格の安定というこの面では確かに長所があると思うんです。ただ問題は、できるだけコストを下げて安い肥料を農家に提供するという、そして労働者の賃金を適正に引き上げると、この面からは疑問を持つわけでありまして、そのことについてはもう触れる時間がありますので、そのことは十分政府とされても配慮してもらわなければいけない、このことを一応強く申し入れたいと思いますが、それに対する大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この法案は、それはどこかいいところがあるわけですよ。輸出会社にとつてみれば、やはりばらばらで中国に買いたたかれちゃ困るから一本にまとめよう。それから農民にしてみれば、海外価格が暴騰したときにみんな売られたのは困るから内地だけは優先確保だよ。そのかわり、輸出でうんと安く売っているときも内地価格は少しお高くなりまうよということ、農民は困るかもしれないが、しかし今度はメーカーにしてみればそれはいいとか、そういうふうに組み合わせになつておるわけです。

ただ、そのときに政府が関与してないと、メーカーと全農でやつても、過当競争にあるいはなるかも知れぬ、あるいは向こうがうまく組まれると、ならないかも知れぬ。そのときに役所が入って、役所は個別のやつはわかつてはいるわけですから、余り極端なことを言つてきても、それはだめよという事で抑えていくというふうなことであつて、公取がしっかりしておれば向こうが組むということもないでしょうが、いままでの実態からするといろいろあるし、それらの海外相場も不安定だということを見ると、やはりあと五年間ぐらいは延長した方がいいだろうということなので、先生の趣旨も十分に考えて今後行政指導をしてまいります。

○喜屋武眞榮君 次に、適正量の確保という、その適正の分量が幾らかということについてはよくわかりませんけれども、尋ねたいですけれども、それはさておいて、私は思うんです。いわゆる化学肥料のみを使用するということは、これは一面採取の農業である、こういうことも言われております。だから、その化学肥料の適正な使用ということと、さらに本場の健全な農業というものは、いわゆる先ほどもちよつと出たかと思ひますが、土づくりですね、有機肥料の健全な土壌の改良と申しますか、このことが両立しなければ、ますます日本の農業はこれはもう搾取農業にしかならない、土地はやせていく、こういう点から、ひとつ土づくりに対する具体的な計画がございましたら述べてもらいたい。

○政府委員(二瓶博君) 農業経営をやつていきます際に、化学肥料というのものは狭いのが耕地で生産性を上げていくということからいたしますと、これも必要なわけでございます。ただ問題は、やはり適正な使用といひますか、そういうかつかうでその土壌に合った形で施肥をやつていかなければならないと思ひます。それとともに、有機質の投入ということもやまして、土づくり運動といひますか、土づくりを進めていくということもこれまた必要であらうかと思つております。

具体的にそれではどうかということにつきましましては、この化学肥料等を使用します際には、当然県等におきまして施肥基準というものをつくるように指導しており、現につくつておるわけでございます。また、県内におきましても、それぞれ地帯等も違いますので、土壌その他、これまたその地帯別にさらにブレイクダウンした施肥基準というものをつくつてやつておるわけでございます。それから、土づくりの方は、これは土づくり運動

動という形で約九百万ほどの経費も組んでございまして、それから具体的に、営農集団等が堆肥をつくるための堆肥舎だとか、あるいはマニユアスプレッダー、これはまく方でございますが、そういう機械等の導入につきましても必要な経費の助成もいたしております。

なお、農業改良普及員が全国に一人はひとりありますので、当然そういう方々もこの施肥の適正指導、それから土づくり、そういう面についても営農面の指導は強くやつておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、販売ルートについてですが、この表を見ますと、たとえば全農から経済連へ、経済連から農協へ、農協から農家へと、こういうルートですね、間違いありませんか。

○政府委員(二瓶博君) 大ざっぱに申し上げまして、そのとおりでございます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、その全農から農家へ行くまでの配給ルートはこれは全国ブルル制になつておりますね、そういうわけでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 全農の方の販売業者の価格といひますものは、これは消費地最寄り駅着貨車乗り渡しというベースの価格ということで取り決めたをいたしておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、具体的に聞きますが、沖縄の場合には中央からどういうルートを経て、どこまでがブルル制の限界になつておるんですか。

○委員長(久米健太郎君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、田原武雄君が委員を辞任され、その補欠として増岡康治君が選任されました。

○政府委員(二瓶博君) 本土から沖縄の農家向けに出荷されます肥料につきましては、これは全農を通じて原則としてすべての沖縄の港まで、

本土におきまして先ほど申し上げました消費地最寄り駅着貨車乗り渡し価格と同じ価格で持ち込まれるということになつておるわけでございますけれども、現時点におきましては、本土からの船便の関係等がございまして、本島は二港のほか、離島では七港に限定されておると、かように聞いております。

○喜屋武眞榮君 お尋ねしますが、本島は二港、離島では七つに限定されておると。この七つに限定された根拠、理由は何かでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) これは、港湾の關係が非常に大きゅうございまして、本土の方から直行便等で運ぶといひましたけれども、その港湾が整備されておらずと、船が着いて荷揚げがうまくできないというようなことがございまして、したがって、港湾の整備とあとは運輸の關係がネックになつておると、かように認識いたしております。

○喜屋武眞榮君 いま遠隔の沖縄、離島の多い沖縄、しかもその離島はほとんどキビ作を中心とする農業であります。そういう特殊事情下にある沖縄が、港湾の整備が不備のためにわずかに七港しか輸送しておらぬと。ところが、運輸者の調査によりますと、重要港湾が六カ所、それから地方港湾が四十一カ所、四十七港あるわけなんです。それらの少なくともすべての港湾に、そして農業を営んでおる島々に送つてやるべきだと、こういうわけなんです、非常にこの点からも取り残されておるわけなんです。

そうすると、港湾の整備が可能であればだんだん広げていけると、こういうことに理解していいんです。

○政府委員(二瓶博君) この問題は、全農と沖縄県経済連との間の肥料の取引に関する問題であらうかと思ひますけれども、基本的にはただいま先生からお話ございましたように、今後の港湾の整備とまたそれに伴います船便、これの改善というようなことであらうかと思ひます。

したがって、私どももいたしましては、対象港がこういう整備との関連を持ちつつも対象

港灣を増加していくというかっこうで指導していききたい、こう思っております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ運輸省にお聞きしますが、五十四年度における運輸省の沖縄の港灣の整備に対する具体的な計画はどのようになっておりますか、承りたい。

○説明員(小池力君) お答えいたします。

御質問は、五十四年度におきます沖縄の諸港灣の整備の方向いかんというふうなお尋ねだったと思います。先ほど先生御指摘ございましたとおり、沖縄県には重要港灣が六港、それから地方港灣が四十一港、また、地方港灣の中に避難港が二港ございまして、五十四年度におきましては、これら四十七港のうち三十一港につきましてその整備を図ることとしてございまして、事業費で二百十七億円、この事業費と申しますのは、五十三年度当初本年度予算に比べますと二八・一%増でございます。ちなみに、全国の港灣整備事業の事業費の伸び率は二〇・三%でございますので、沖縄の二八・一%の伸びというのは、重点的な投資を図っておるものでございます。

三十一港のうち、特に内容を申しますと、主要な外貿港灣であり、また主要な離島の拠点港灣としての那覇港、それから主要離島を結びます拠点地でございます平良港、石垣港、いずれも重要港灣でございますが、こういった港が重点的な整備を図ることになっておりまして、その他離島におきます定期船接岸施設を中心に整備をすることになっております。

なお、先ほど申しました二百十七億という事業費の予定でございますが、この中には竹富南航路、開発保全航路でございますが、港灣区域外の航路を含んでの事業費でございます。

以上でございます。

○喜屋武眞榮君 いまお答えを聞きまして、一応前進だとは見ておりますが、何と申しまして地理的に遠隔、しかも多島県であるというこの島々が、しかも、その島はほとんどキビ作を中心とする農業を営んでおるわけなんです。それだけに、

直接肥料との関係があるわけなんです。そういうことで、いま運輸省の計画からも、だんだん港灣の整備強化が図られてまいりますので、それに準じてひとつその配給ルートも広げてもらわなければいけない、このように要望いたしますが、それに対する政府の御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 港灣の整備に伴う船便の改善等とあわせまして、対象港灣を増加するように全農を指導してまいりたい、かように思っております。

○喜屋武眞榮君 重ねて申しますが、離島、僻地の振興というのは、いわゆる機会均等の立場から、文化の向上という面からも、通信網の整備と流通機構の整備ですね、このことが一つの路線であるわけでありまして、特にひとつ御配慮を強く要望いたしますと存じます。

次に、大臣にお願いいたします。

午前の参考意見の中からはっきり浮き彫りにされたわけでありまして、いわゆる製造業者、販売業者の立場から要望も出ておりますが、それから労働者の立場から要望が出ております。ちよつと見ますと、一応おのの要望があるわけですが、利害相反する立場にもあるわけですね。それを政府としては今後この問題をどのように受けとめておられるのであるか、そして、それをどのように両立させて円満に納得のいく処理をしていかれるか、こういう姿勢をひとつ伺いたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これもたびたび御質問のあるところでございまして、この法案は三者からみんな出ておる。いままでもこれは一つの暫定的な法案であるにかかわらず長く続いてきたというところは、それぞれ必要性があつて陳情されておることでありまして、したがって、私はただそのために、価格について自由競争がないことをいふことは困るわけですから、それは政府が介入をしておりますので、独禁法の適用がされてないという点については、われわれ農林水産、通産両省

において、価格取り決めに当たってはやはり公正な立場で指導をしてまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ、次は時間の許す限り私の制限時間まで、この表について私が持つておる疑問をただしていきたいと思つてます。

まず第一点、硫安及び尿素の輸出実績について、この表から中国を例にとるならば、輸出が四十七年から五十一年にずっと大幅に減退しておる、この理由が何か。

それから、硫安の五十一年度のその他が、これはまた何倍と激増しておる、その激増しておるその他の国はどこであるのか、この二つをまずお尋ねしたい。

○政府委員(大永勇作君) 中国に対します輸出の減退の理由でございますが、一つは、やはり中国におきます肥料の自給化の進展があつたということ、それからオイルショックによりまして、日本の場合には石油を原料にいたしておりますので輸出競争力が相対的に減少した、したがって日本以外の国の輸出のシェアの方が高くなつたと、この二点が中国に対する輸出の減退の理由でございます。

それから、硫安輸出のふえましたその他の主な国というのはブラジルとかメキシコ、中南米でございまして、これはアメリカ等におきます繊維が不況になりまして、いわゆる回収硫安の生産が減少いたしましたので、従来アメリカ等から供給を受けていた中南米が日本に買いにきたと、こういう特殊な事情によるものでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、いまのページでもう一つ、尿素のスリランカ以下五十年がゼロになつておりますね、その前はあるわけですが、五十年、五十二年ゼロになつておる理由は何でしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 輸出競争力が減退いたしましたので、インドネシア等からの輸出が行われたというところが大きな原因であるようでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、四ページの表で感じますことは、国内価格よりも国外輸出価格が非常に安い。この理由は一体何なのか。これは国内農家としては安定確保ということはもちろんですが、安くて安定確保ということはこれはもう当然だと思ふんで、ところが、輸出価格並みに国内価格を下げられないものかどうか。まず、安いのはなぜか。そこまで国内価格について下げるわけにはいかないのか。

○政府委員(大永勇作君) 輸出価格が安いのは、結局国際市場の価格が相対的に日本に比べまして安いということでございます。日本の場合には、先ほど申し上げましたが、ナフサ、いわゆる石油が原料でございまして、他のたとえ天然ガス等を原料にいたしております国から見ますと、どうしてもコストが高くなるという面があるわけでございます。国内価格自身はほかの国と比べまして決して高くはございませんけれども、輸出につきましては、いまのような競争の実態からいたしまして安くおつておると、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君 それでは私は一括して尋ねます、答えは簡単だと思つてから。

五ページの表で、アンモニアの稼働率は四十七年には八八%、五十二年が六二%、まあ落ち込んでおるわけですね。それから尿素の場合には四十七年八八%、五十二年五〇%に落ち込んでおる。これはいかなる理由で落ち込んでおるかということ。

それから、五十七年度の見通しでアンモニアの設備を八八%、尿素は九四%まで上げる予定を持つておられる。これは可能であるか、その見通し、理由、それをお聞きしたい。

もう一つ、尿素輸出が五十一年に急激に減少して五十年が百二十七万九千トン、五十二年が七十五万五千トン、これはどういう理由であるか。

以上、お尋ねいたします。

○政府委員(大永勇作君) この需要が減退いたしましたのは、尿素の特に中国向けの輸出が先ほど申し上げました事情によりまして急減いたしましたのが一番大きな理由でございます、アンモニ

アの需要が減つております。その尿素輸出用のアンモニアの需要が減つたということで、これは相互に関連をいたしておるわけでございます。そういうことで稼働率も六二%とか五〇%とか、非常に下がったわけでございますが、五十七年度の稼働率につきましては、その上の「設備能力」のところをごらんいただきますと、今回の構造改善によりまして設備の処理をやるということになつておりまして、この処理が行われた後におきましては稼働率が八八あるいは九四になると、こういう数字でございます。

○青屋武真榮君 時間ですので、終わります。
○委員長(久次米健太郎君) はかに御発言もないようですので、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、まず、本法案が大手の総合化学工業の価格カルテルで、その利益保障を優先させているからであります。質問の中でも明らかにしましたように、政府は、アンモニア設備の合理化、大型化を積極的に推進し、財政上、税制上のあらゆる優遇措置を講じて肥料工業の育成を図つてきましたが、その中で本法は肥料の独占価格のつり上げを保障し、肥料工業がまさに総合的的化学工業として高度成長を遂げるのを助けてきたものであります。

第二に、農民はこの独占価格の押しつけにより、硫酸のようにコストも不明な、供給過剰に悩んでいる商品が高い値段で買わされてきました。また、尿素、高度化成もオイルショックをはさんで値上がりをつけ、農業生産資材全体の価格動向と変わるところがありません。さらに重要なことは、農民にとって価格取り決めに参加している全農の扱う肥料の方が一般の流通のものよりも高くなつて

第三に、過去の高成長の時期に、肥料工業で働く労働者は約一万余千人、中小のアンモニア工場などとともにスクラップ化され職場を追われてきました。そして、利潤追求第一で大型化してきた設備を、今日また不況、過剰設備と称して、国民の大きな負担と犠牲のもとに、さらに廃棄しようとしております。

肥料業界が特安法指定業種九業界の中で先頭を切つて設備処理に踏み出しているのも、本法の延長による独占価格体制の維持を念頭においているからであります。しかも、産権審答申が述べているように、構造改善に資する適正な肥料価格形成と称して、農民への新たな負担増が盛り込まれることも明らかであります。

私は、大企業への民主的規制による肥料その他の農業生産資材の安定的な供給がいまこそ必要であり、また、農民に密着した流通体系の確立が急務であることを指摘いたしまして、反対討論を終わります。

○委員長(久次米健太郎君) はかに御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(久次米健太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、青井君から発言を求められておりますので、これを許します。青井君。

○青井政美君 私は、ただいま可決されました肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業及び肥料工業の厳しい諸情勢にかんがみ、肥料の需給・価格の安定対策を強力に促進することとし、長期的な国際肥料事情にも対処しつつ、有効な肥料政策の確立を進め、本法の施行等に当たつては、特に次の事項の達成に努めるべきである。

一、肥料価格の低位安定を図るため、特定肥料の価格取決めに当たつては、当事者間における肥料工業の構造改善等による合理化目標を考慮し、そのメリットが適正に反映されるよう指導するとともに、産権審答申の答申の趣旨を配慮しつつ、農業及び肥料工業の健全な発展に資するよう価格取決め交渉の公正と実効を期すること。

二、肥料工業の構造改善については、生産設備の実態、業界の協調体制を配慮しつつ、生産コストの低減が進められるよう指導すること。

また、肥料工業の安定を図るための設備処理に際しては、雇用の安定及び労働条件の整備につき適切な対策がとられるよう指導すること。

三、肥料の流通改善を図るため、輸送・保管・販売等の経費の節減、複合肥料の銘柄集約化等を推進し、肥料の流通コスト、価格の低位安定に資するよう指導すること。

四、原料等の輸入依存度の高いりん酸質肥料、加里質肥料については、その生産事情を考慮し、輸入原料等の安定確保に必要な努力を払ひその生産、流通の改善対策を進めること。

五、農業生産の安定と土地生産力の増強を図るため、土壌、施肥技術等の研究普及体制を充実するとともに、堆肥等良質な有機物の土壌への還元、地力培養の技術改良等に関する指導、対策を強化すること。

右決議する。

提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久次米健太郎君) 多数と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺農林水産大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、十分検討の上適切に対処してまいります所存でございます。

○委員長(久次米健太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、沿岸漁業改善資金助成法案を議題といたします。

これより、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺農林水産大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 沿岸漁業改善資金助成法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

新しい海洋秩序の形成により、わが国遠洋漁業は大幅な後退を余儀なくされ、国民に対する水産物の安定的供給確保の見地から、沿岸漁業を見直し、その健全な振興を図ることが、一層重大な課題となつてきております。

しかしながら、わが国沿岸漁業の現況を見ますと、家族経営を中心とする零細多数の経営体により担われているため、自力による新しい生産技術の導入等が困難であること、海上作業には危険も多いこと、漁村の生活環境は、都市等に比べて著しく立ちおくれている状況にあること、将来の生

産の担い手である若い後継者の確保が困難となつてきていることなど、厳しい状況にあります。また、これらのことが、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る上で大きな制約条件となつております。

政府といたしましては、これまで、沿岸漁場の整備開発、沿岸漁業構造改善事業等の推進を図つてまいりましたところであり、沿岸漁業の経営の状況等からして、これらの施策に加えて、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営を改善していくことを積極的に助成するための新たな施策を講ずることが緊要であると考えものであります。このため、近代的な技術または漁労の安全確保のための施設等の導入、漁家生活改善のための合理的な生活方式の導入及び沿岸漁業後継者等による近代的な沿岸漁業の経営方法または技術の習得に必要な無利子の資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、この法律の対象といたします資金を経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金に分けて、それぞれの内容を定めるとともに、都道府県が沿岸漁業従事者等に対するこれらの資金の貸し付けの事業を行うときは、政府は、都道府県に対し、予算の範囲内においてその事業に必要な資金につき、その三分の二以内を助成することとしたしております。

第二に、都道府県が行うこれらの資金の貸し付けにつきまして、その利率を無利子とするともに、資金の種類ごとの限度額、償還期間等について定めております。

第三に、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、その事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととするとともに、その事務の一部を漁業協同組合連合会等に委託することができるといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。森水産庁長官。

○政府委員(森警治君) 沿岸漁業改善資金助成法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則十五条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することをその目的といたしております。

次に、第二条におきましては、都道府県が貸し付けを行うこれらの資金をそれぞれ定義してあります。

まず、経営等改善資金とは、沿岸漁業の経営または操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術または漁労の安全の確保もしくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうことといたしております。

次に、生活改善資金とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうことといたしております。

また、後継者等養成資金とは、漁業後継者たる

青少年または漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、または近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうことといたしております。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきまして定めてあります。

すなわち、政府は、都道府県等がこの法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けの事業を行うときは、都道府県に対し、予算の範囲内において、貸し付けに必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができるといっております。

第四条及び第五条におきましては、貸付金の貸付条件につきまして、その限度額、利率、償還期間及び据置き期間について定めてあります。

すなわち、一沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額は、それぞれの資金の種類ごとに、農林水産省令で定めることといたしております。

また、利率につきましては、これらの資金の性格にかんがみ、これを無利子とするともに、償還期間は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあつては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあつては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とすることといたしております。

さらに、据置き期間につきましては、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定めることといたしております。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たっては保証人を立てさせること、災害時の場合において償還金の支払いを猶予できることなど資金の貸し付けに係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めてあります。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府

県がこの貸し付けの事業を行う場合には、その事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととするともに、その事業に係る事務の一部を漁業協同組合連合会等に委託することができるといっております。

第十四条及び第十五条におきましては、交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額または都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。こと及び都道府県が貸し付けの事業を廃止したときは、政府の補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならないことについて定めてあります。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めておりまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上をもちまして沿岸漁業改善資金助成法案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十七分散会

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(年金給付の額の自動的改定措置)

第十条の二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十

二条の規定により国民年金法による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）の額を改定する措置が講ぜられる場合には、年金給付の額については、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置に準じて政令で定めるところにより改定する。

附則
附則第十条の二の二を削る。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 農業者年金基金法（以下「法」という。）第四十一条及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十六号）附則第三条第三項の規定の適用については、年金給付の額について改正前の法附則第十条の二の規定により講ぜられた改定は、改正後の同条の規定により講ぜられた改定とみなす。

（後継者の加入の特例）
第三条 国民年金の被保険者で次に掲げる要件のすべてに該当するもの（農業者年金の被保険者、経営移譲年金を受ける権利を有する者及び法第二十三条の規定により農業者年金の被保険者となることのできる者を除く。）は、法第二十二條及び第二十三條の規定にかかわらず、農業者年金基金（以下「基金」という。）に申し出て、農業者年金の被保険者となることのできる。

一 大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（以下「基準日」という。）において、法第二十二條第一項の政令で定める面積以上の面積の農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき所有権又は使用収益権（法第二十二條第一項に規定する使用収益権をいう。以下同じ。）に

基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた者（政令で定める者を除く。以下「特定農業者」という。）の直系卑属であつたもののうち、政令で定める要件に該当するものであること。

大正八年七月三日から大正九年一月一日までの間に生まれた者であつて、基金への申出の日（以下「申出日」という。）において六十歳未満であるもの	昭和四十九年七月一日
大正九年一月二日から昭和十一年一月一日までの間に生まれた者	昭和五十年一月一日
昭和十一年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	昭和五十一年一月一日
昭和十二年一月二日から昭和十三年一月一日までの間に生まれた者	昭和五十二年一月一日
昭和十三年一月二日から昭和十四年一月一日までの間に生まれた者	昭和五十三年一月一日
昭和十四年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	昭和五十四年一月一日

二 法第二十七條又は第二十八條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したことがないこと。

三 基準日から申出日までの間（その間に国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七條第二項第一号に該当したことがある場合（政令で定める要件に該当する場合に限る。）における同号に該当するに至つた日（その日が基準日前であるときは、基準日）から同号に該当しなくなつた日までの間を除く。）国民年金の被保険者であつたこと。

四 基準日から申出日までの間に、法第五十七條の規定により農業者年金の被保険者でなかつたとみなされる期間を有しないこと。

五 申出日において次のイ又はロに掲げる者であること。

イ 特定農業者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた場合に於ては、当該特定農業者の直系卑属であつて当該特定農業者がその事業の後継者と指定する一人の者がロイに規定する場合以外の場合に於ては、基準日において特定農業者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等のうちその二分の一を超える部分の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つた者

ロ 前項の規定による申出は、昭和五十四年十二月三十一日までにしなければならない。

3 第一項の規定による申出をした者は、申出日に農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の規定による申出をした者は、基準日の属する月から申出日の属する月の前月までの期間のうち、その者の国民年金の被保険者期間（農業者年金の被保険者期間を除く。以下「納付対象期間」という。）について、一月につき三千六百円を基金に納付することができる。

5 前項の規定による納付は、昭和五十五年十二月三十一日までにしなければならない。

6 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

被保険者期間	納付対象期間
法第二十二條第二項第二号及び第三号（法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）第四十七條第二号、第五十二條から第五十四條まで並びに第五十六條	第四項の規定による納付がされた納付対象期間と、特例短期被用者年金期間を合算した期間
法第二十二條第二項第三号（法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）	第四項の規定による納付がされた納付対象期間と、特例短期被用者年金期間を合算した期間
法第二十六條第一項及び第四項（法第二十六條の二第二項（法第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。）第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項、第四十一條各号並びに第四十七條第二号	第四項の規定による納付がされた納付対象期間
法第四十四條各号、第四十八條、第五十二條から第五十四條まで及び第五十六條	第四項の規定による納付がされた納付対象期間

備考 この表において「特例短期被用者年金期間」とは、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため国民年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（第一項第三号の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその国民年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同条第二項第一号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。

7 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者が法第五十三條の規定により脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となつた納付対象期間については、前項の規定を適用しない。

8 第一項第五号イに該当することにより同項の

規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての法第二十五条第五号、第四十二条第一項第二号イ及びロ並びに第四十七条第二号ロの規定の適用については、法第二十五条第五号中「第二十三条第一項第三号」とあるのは「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項第五号イ」と、「同号に規定する耕作又は養畜の事業を行う者」とあるのは「改正法附則第三条第一項第一号の特定農業者」と、法第四十二条第一項第二号イ及びロ中「第二十三条第一項第三号」とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」と、法第四十七条第二号ロ中「第三号」とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」とする。

9 第四項の規定により納付された金額は、法附則第十条の三第一項の規定の適用については、保険料とみなす。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「年金たる保険給付」の下に「又は年金たる給付」を加え、同項に次の一号を加える。

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月十五日）
一、沿岸漁業改善資金助成法案